仲裁ＡＤＲ 統計年報

（全国版）

2021 年度（令和 3 年度）版

（自：2021 年 4 月 1 日　至：2022 年 3 月 31 日）

日　本　弁　護　士　連　合　会

ＡＤＲ（裁判外紛争解決機関）センター

はじめに

「仲裁ＡＤＲ統計年報（全国版）」の２０２１年度版（統計対象期間：２０２１年４月～２０２２年３月）をお届けします。今年もまたコロナ禍が続いていますが、千葉市での第２６回全国弁護士会ＡＤＲセンター連絡協議会の開催にあわせて予定どおり発刊することができ、集計作業等にご尽力いただいた各弁護士会の事務局と日弁連ＡＤＲ（裁判外紛争解決機関）センター（以下「当センター」といいます。）の事務局に感謝いたします。

２０２１年度版の見どころをいくつか御紹介します。

１　申立件数の概況

ＡＤＲセンターを設立している全国３５弁護士会・３８センターの総申立件数は９６６件でした。例年１０００件前後を推移していますが、２０２１年度は多少なりともコロナ禍の影響が出たのかもしれません。

その中で、第二東京弁護士会が２００件を記録したのは快挙であり、それに続くのは仙台弁護士会の１３５件、愛知県弁護士会（西三河支部を含む。）の１２８件です。当センターでは、各弁護士会が年間３０件の申立件数を獲得することを目標に取り組みを行っているところ、埼玉弁護士会と千葉県弁護士会がいずれも２年連続で３０件を超え、広島弁護士会と岡山弁護士会はそれぞれ２５件と３０件を展望できる所まできています。小規模会である和歌山弁護士会と長野県弁護士会がここ数年間毎年１０件台の実績を維持していることも注目に値します。

２　専門ＡＤＲ

医療、金融、国際家事、災害の各ＡＤＲを専門ＡＤＲとして集計結果を掲載しています。前年度版に引き続き「災害ＡＤＲ」の中に「新型コロナウイルス感染症」の項目を設けています。統計には表れていませんが、コロナ禍を契機にリモート（オンライン）ＡＤＲ方式を導入した弁護士会が１１会に広がり、仙台弁護士会ではオンライン申立もできるようになりました。

医療、金融、国際家事、災害といった専門ＡＤＲは弁護士会ならではの特長的な取り組みであり、裁判に代わる選択肢として着実に地歩を固めてきています。

３　応諾率・解決率・代理人関与率

応諾率は全体で６６．７％であり、前年度から１．２ポイント上昇しました。逆に、応諾事件の解決率は前年度の５１．０％から２．３ポイント下がり４７．８％になっています。応諾件数５件以上のセンターの中で、神奈川県、第一東京、西三河、京都、奈

良、久留米、群馬、和歌山、長野県の各センターが８０％以上の応諾率を示し、同じく解決率では奈良が８０％を記録したことが注目されます。

申立受理事件のうち「双方とも弁護士なし」が５０．５％あり、反面、半数に近い４９．５％の事件で一方又は双方の当事者に代理人がついています。代理人関与率は、弁護士会ＡＤＲがその弁護士会の一般会員にどれだけ認知され、魅力のある選択肢の一つとして認識されているかを示すバロメーターですので、各弁護士会はこの統計数値をもとに会員の認知・認識を広げる戦略を練っていただければと思います。

４　専門家関与・補助者

応諾事件と解決事件を比較すると、合議制をとったことや専門家が関与したことがある程度解決に寄与しているとみられます。

あっせん人に補助者をつけることが増加以降にあり、応諾事件５件以上のセンターでみると、第二東京と千葉県は９５％以上の割合で補助者をつけ、京都、和歌山、長野県は全事件に補助者をつけています。これらの各センターでは申立件数、応諾率及び解決率の向上がみられることと関連性があるかもしれません。そのことはさておき、期の若い弁護士が補助者としてＡＤＲに実地に関与することは若手弁護士の中にＡＤＲファンを育成する格好の機会になりますので、補助者制度を設けていなかったり、設けていても補助者の利用率が低いセンターでは制度の導入と利用率の拡大を検討すると良いです。

５　審理期間・紛争の価額

解決事件の審理期間は、各センターの数値の平均では、前年度の１５３．５日から１３２．４日に、平均審理回数は前年度の３．４回から３．２回に短縮しました。

和解成立時における紛争の価額は、各センターの数値の平均では２０９万９０００円であり、例年並みだった前年度の３１０万８０００円からだいぶ減少しました。もともと少額事件の受け皿としての役割がＡＤＲにありますが、財政の健全化には高額事件の解決を欠かすことができません。この点で高額事件であればあるほど弁護士の関与率が高いことが窺われますので、ここでも一般会員のＡＤＲ利用度が鍵を握ることになります。

６　紛争主体類型ごとの受理事件数・解決事件数

例年と変わらずＢ（事業者）対Ｃ（消費者（個人））の事件が割合的に多いです。Ｃ（消費者（個人））側からの申立てが多いことは想像に難くないですが、事業者側からの弁護士会ＡＤＲの利用が進むと全体の申立件数の増加につながると思われます。

統計数値は貴重な示唆を与えます。この仲裁ＡＤＲ統計年報をもとに年間３０件の申立件

数の獲得のために何が足りないか、何が必要かを検討していただくことをお勧めします。仲裁ＡＤＲ統計年報をさらに有用で使いやすくし、弁護士会ＡＤＲの有効な広報ツールにもなるようリニューアルの検討を開始しました。２年後くらいにその成果をご披露できると思います。

２０２２年（令和４年）９月

日本弁護士連合会ＡＤＲ（裁判外紛争解決機関）センター

委員長　　斉　藤　睦　男

目　　次

1　申立状況 1
(1) 月別・センター別申立件数一覧表
(2) グラフ

2　申立事件の終了状況 25
(1) 申立事件の終了状況一覧表
(2) 申立から終了までの事件の流れ（フローチャート）
(3) 用語の説明
(4) グラフ
①申立件数（センター別）
②センター別解決件数
③応諾状況
④不応諾事由
⑤解決事件の形式

3　申立事件・解決事件の紛争類型 31
(1) 紛争類型別受理事件一覧表
(2) 紛争類型別解決事件一覧表
(3) グラフ
①紛争類型別受理事件一覧
②紛争類型別解決事件一覧
③不法行為紛争の内容一覧（全センター）

4　専門 ADR の受理・解決状況 37
(1) 専門 ADR 受理事件一覧表
(2) 専門 ADR 解決事件一覧表

5　解決事件の紛争の規模 39
(1) 解決事件の紛争の規模別分類
(2) グラフ
①全センター
②センター別

6　解決事件の審理期間等 41
(1) 解決事件の審理期間等一覧表
(2) グラフ
①平均審理期間
②平均審理回数
③紛争の価額の平均額

7　弁護士の代理人関与状況 43
(1) 代理人選任率（対受理事件，対解決事件）
(2) グラフ
①解決事件と弁護士の関与の関係（全センター）
②同センター別

8　紛争規模と弁護士の関与状況 49
(1) 解決事件の紛争規模と弁護士の関与状況一覧表
(2) グラフ

９　解決事件中合議事件・専門家関与事件の件数 53

１０　紛争の主体による分類..... 55

１１　参考資料 56
(1) 【原発 ADR】 原子力損害賠償紛争解決センターにおける申立件数の結果等
（2021 年 7 月末現在）
(2) 【金融 ADR】 協定申入・締結数一覧（2021 年 7 月末現在）
(3) 【金融 ADR】 移管調停・現地調停に関する協定書締結状況報告（2021 年 7 月末現在）
(4) 【金融 ADR】 事例紹介（2021 年度）

１２　センター紹介 98

※「大阪」とあるのは「大阪弁護士会民事紛争解決センター」を，「大阪・総」とあるのは「公益社団法人総合紛争解決センター」を，「大阪・民」とあるのは「公益社団法人民間総合調停センター」をそれぞれ指す。

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
第二東京	H9	18	7	16	18	16	21	14	20	17	8	11	17	183
	H10	12	16	8	14	17	10	12	15	7	9	7	15	142
	H11	6	15	15	14	17	12	14	15	21	9	6	14	158
	H12	15	13	7	10	11	12	15	20	20	11	13	20	167
	H13	23	23	15	8	11	9	24	15	10	9	10	20	177
	H14	21	16	11	15	18	15	26	13	11	12	9	7	174
	H15	13	16	12	20	10	16	13	8	18	12	15	12	165
	H16	10	12	8	5	20	17	11	14	13	8	8	14	140
	H17	15	13	12	9	14	12	16	18	12	9	8	9	147
	H18	11	23	7	11	7	7	9	8	11	6	14	7	121
	H19	10	14	14	8	11	8	12	3	8	3	9	9	109
	H20	10	6	11	8	17	8	7	8	10	4	10	7	106
	H21	11	6	17	7	10	14	12	6	10	4	13	9	119
	H22	7	6	11	13	9	4	4	8	11	6	9	6	94
	H23	6	10	7	11	6	6	6	11	5	5	6	13	92
	H24	9	6	10	8	4	5	11	4	12	4	8	4	85
	H25	14	15	7	10	6	2	7	3	4	3	6	8	85
	H26	11	8	6	6	4	5	※1 10	7	6	4	14	2	83
	H27	8	6	10	6	8	3	4	6	14	4	2	7	78
	H28	9	6	3	10	12	4	7	7	8	5	9	8	88
	H29	12	5	5	6	4	6	6	1	4	4	4	5	62
	H30	13	7	7	4	8	9	7	3	4	2	8	4	76
	R1	6	2	7	7	25	4	4	6	7	6	6	6	86
	R2	2	1	10	9	9	8	8	7	5	11	15	19	104
	R3	15	12	22	12	16	7	24	21	15	16	18	22	200
		※1 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
大阪	H9	3	9	7	10	6	3	9	7	1	5	1	3	64
	H10	3	1	2	1	2	2	0	2	2	0	1	0	16
	H11	5	1	2	3	3	1	5	0	2	2	2	5	31
	H12	5	3	5	4	5	2	5	6	9	4	1	6	55
	H13	6	7	7	3	7	3	6	7	5	11	4	9	75
	H14	8	6	5	10	6	7	2	5	4	7	3	8	71
	H15	11	8	10	13	8	11	9	11	15	7	12	11	126
	H16	5	10	9	10	8	8	9	6	11	4	6	5	91
	H17	3	2	8	1	7	3	6	17	8	6	2	4	67
	H18	2	5	5	4	8	6	8	3	6	2	5	7	61
	H19	5	3	2	3	5	6	7	4	6	5	6	11	63
	H20	7	11	5	6	6	9	8	7	17	4	6	8	94
	H21	6	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12
大阪・総	H21	6	12	7	9	6	10	12	12	17	8	14	19	132
	H22	19	11	14	8	13	14	12	9	11	9	7	17	144
	H23	8	11	15	13	13	5	14	17	9	9	6	11	131
	H24	15	10	12	6	12	4	6	18	13	15	14	11	136
	H25	21	12	14	7	11	10	11	14	16	7	7	17	147
	H26	12	14	15	16	19	11	14	20	10	16	15	10	172
	H27	12	9	10	12	15	12	8	16	9	8	7	17	135
大阪・民	H28	10	9	11	23	14	10	※2 18	13	10	11	9	15	153
	H29	13	14	7	14	14	17	17	※2 12	14	10	※2 7	11	150
	H30	※2 23	6	14	14	16	12	27	17	20	13	11	15	188
	R1	※2 20	15	※2 17	18	18	11	14	16	13	6	12	※2 6	166
	R2	8	7	※2 12	14	14	13	11	7	20	8	9	19	142

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R3	10	15	14	16	6	6	8	3	6	6	4	10	104
		※2 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
新潟県	H9	3	5	3	6	3	1	2	3	7	6	6	6	51
	H10	4	3	1	9	6	3	2	7	4	2	4	4	49
	H11	1	1	5	0	0	4	4	3	1	1	1	7	28
	H12	3	4	2	2	1	3	0	5	0	3	1	3	27
	H13	1	1	4	2	3	2	0	4	0	0	1	4	22
	H14	1	2	0	3	1	7	1	4	1	1	2	0	23
	H15	1	0	4	2	3	2	3	0	2	2	1	0	20
	H16	1	2	3	5	0	2	0	3	5	1	2	3	27
	H17	1	2	2	5	2	2	2	0	1	2	1	0	20
	H18	1	1	0	2	1	2	2	0	1	1	0	0	11
	H19	0	1	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	6
	H20	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	4
	H21	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3
	H23	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	0	5
	H24	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
	H25	0	1	1	1	1	1	0	0	2	0	0	0	7
	H26	1	2	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	6
	H27	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	4
	H28	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	※3 1	0	4
	H29	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H30	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3
	R1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	R2	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
	R3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		※3 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
東京	H9	6	10	7	6	7	8	7	6	8	9	9	15	98
	H10	8	6	3	8	7	7	8	10	3	3	4	7	74
	H11	9	12	8	8	4	7	4	5	10	9	6	14	96
	H12	7	11	9	10	14	10	20	8	11	6	10	12	128
	H13	9	18	17	14	22	12	10	16	7	6	9	15	155
	H14	13	11	11	11	9	5	15	14	15	14	8	12	138
	H15	12	14	8	6	16	12	14	11	7	6	7	16	129
	H16	4	8	9	12	16	10	11	6	14	8	9	17	124
	H17	12	14	8	4	9	9	7	8	4	10	6	9	100
	H18	8	4	12	10	11	4	10	9	6	5	11	22	112
	H19	10	7	5	8	6	12	13	12	8	10	11	5	107
	H20	5	10	9	11	7	9	10	5	11	1	11	16	105
	H21	14	5	8	14	12	4	8	6	8	4	5	6	94
	H22	6	3	10	3	6	3	6	15	9	4	4	6	75
	H23	6	6	7	5	10	11	12	15	7	5	8	3	95
	H24	5	7	10	12	7	8	6	9	5	6	7	8	90
	H25	4	10	11	11	8	8	4	13	6	6	5	4	90
	H26	4	3	9	15	2	14	7	12	9	11	9	13	108
	H27	14	11	8	9	14	5	10	5	6	5	5	5	97
	H28	5	5	7	11	7	12	9	12	11	8	7	9	103
	H29	8	10	9	10	7	13	12	8	13	11	7	5	113
	H30	8	6	8	8	4	9	25	5	7	7	8	9	104
	R1	15	4	5	10	3	3	10	7	10	3	7	6	83

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R2	10	6	6	12	10	7	9	11	6	3	10	12	102
	R3	5	15	6	4	7	3	14	5	6	4	10	7	86
広島	H9	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	7
	H10	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	5
	H11	1	0	1	1	2	1	0	2	0	2	1	0	11
	H12	1	3	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	7
	H13	1	1	0	1	0	2	1	0	0	0	1	0	7
	H14	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	1	6
	H15	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4
	H16	1	0	0	0	1	2	1	1	1	0	0	0	7
	H17	1	1	0	0	1	1	3	4	0	1	1	1	14
	H18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	H19	3	0	1	2	0	0	1	2	0	0	1	0	10
	H20	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	4
	H21	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	6
	H22	0	2	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	8
	H23	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
	H24	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	0	0	5
	H25	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4
	H26	0	0	1	1	0	3	2	0	0	2	1	0	10
	H27	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	4
	H28	1	0	0	1	3	0	0	0	1	1	0	0	7
	H29	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3	0	1	6
	H30	0	2	0	1	13	4	5	4	2	4	5	4	44
	R1	2	0	1	2	0	0	1	0	1	1	2	0	10
	R2	0	0	1	2	1	1	0	0	2	1	1	1	10
	R3	1	2	2	3	2	1	0	2	3	2	4	3	25
神奈川県	H9	2	4	2	1	2	3	6	3	3	1	2	4	33
	H10	1	3	3	2	3	4	3	1	3	1	2	1	27
	H11	3	1	0	2	4	1	1	5	1	0	3	2	23
	H12	3	1	4	0	1	7	5	1	1	0	3	2	28
	H13	1	1	0	2	0	2	1	0	3	1	2	2	15
	H14	3	2	0	2	0	2	0	2	1	0	2	1	15
	H15	1	3	1	1	5	2	3	5	0	1	5	1	28
	H16	2	0	8	2	1	3	0	4	3	0	1	4	28
	H17	4	4	2	3	2	3	5	0	2	1	2	3	31
	H18	2	4	2	2	2	0	1	3	2	4	4	4	30
	H19	1	4	0	3	0	2	4	1	1	1	3	3	23
	H20	1	5	2	1	5	2	1	3	2	2	0	0	24
	H21	6	4	2	6	5	0	6	2	3	2	4	1	41
	H22	5	2	1	1	15	1	2	0	0	1	0	3	31
	H23	2	1	6	3	1	2	0	4	1	1	2	2	25
	H24	2	1	3	2	2	2	1	1	7	0	0	4	25
	H25	0	1	0	1	1	4	2	1	3	0	1	2	16
	H26	0	2	1	2	1	1	0	0	2	0	1	3	13
	H27	0	1	1	1	3	2	2	1	1	0	3	1	16
	H28	1	0	2	2	1	※4 2	1	0	0	2	1	1	13
	H29	0	1	1	4	1	0	1	0	1	1	0	0	10
	H30	1	0	0	0	2	2	2	0	1	2	2	2	14
	R1	2	2	2	0	0	1	0	1	1	0	2	0	11
	R2	0	0	※4 1	3	2	3	3	1	1	0	4	3	21

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R3	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	6
		※4 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
第一東京	H9	3	5	8	5	2	6	8	7	3	1	8	5	61
	H10	2	2	9	3	7	8	2	6	1	1	6	7	54
	H11	7	2	7	9	6	6	6	5	3	3	2	9	65
	H12	6	4	7	7	6	6	5	5	9	3	6	7	71
	H13	8	7	7	5	2	3	6	6	3	3	1	3	54
	H14	4	5	7	8	8	4	6	8	3	1	9	5	68
	H15	1	4	4	3	0	2	6	1	4	7	5	4	41
	H16	4	2	7	3	3	2	3	6	6	2	0	4	42
	H17	2	2	2	3	2	2	4	2	3	2	2	4	30
	H18	3	1	5	2	2	2	1	3	5	2	3	4	33
	H19	4	3	2	1	6	1	1	6	3	3	2	6	38
	H20	4	3	3	2	4	3	3	6	0	2	2	2	34
	H21	5	0	3	2	4	1	3	2	0	3	0	2	25
	H22	5	1	5	2	4	2	4	6	3	1	3	2	38
	H23	1	0	4	1	2	1	3	2	5	0	2	3	24
	H24	2	3	5	6	1	3	4	3	1	3	2	3	36
	H25	0	4	3	3	4	4	4	2	1	0	3	0	28
	H26	5	2	4	1	※5 2	1	0	1	5	5	1	9	36
	H27	3	1	1	3	1	1	5	2	2	0	2	2	23
	H28	1	2	4	2	1	0	2	2	1	0	1	6	22
	H29	1	2	3	1	0	1	2	1	0	1	0	1	13
	H30	3	2	1	3	1	1	3	3	2	5	0	1	25
	R1	2	3	3	3	2	3	4	3	2	1	2	1	29
	R2	0	0	3	13	3	4	1	6	1	0	2	1	34
	R3	4	2	3	1	2	2	4	0	10	0	5	1	34
		※5 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
埼玉	H9	2	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	7
	H10	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	H11	1	0	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	6
	H12	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	5
	H13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H14	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	H15	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	8
	H16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H17	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	H18	0	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	5
	H19	1	2	1	1	1	1	0	3	0	0	1	0	11
	H20	3	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	9
	H21	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	1	5
	H22	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	1	0	5
	H23	0	0	0	0	2	0	1	3	1	0	1	1	9
	H24	0	1	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	7
	H25	3	1	0	0	1	0	0	0	2	1	2	0	10
	H26	1	2	0	2	0	1	0	1	0	1	1	0	9
	H27	0	1	1	1	0	1	2	0	1	0	1	1	9
	H28	0	0	0	2	1	3	2	1	0	1	0	0	10
	H29	4	1	4	4	2	3	1	0	1	3	4	2	29
	H30	※6 3	3	4	1	2	1	3	2	0	3	1	1	24
	R1	3	0	2	2	5	2	0	5	2	0	2	0	23

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R2	0	0	9	3	1	4	5	4	0	1	2	2	31
	R3	3	3	2	2	7	1	2	3	5	4	1	1	34
		※6 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
岡山	H9	14	9	9	7	3	7	12	5	4	3	7	12	92
	H10	7	4	10	5	2	5	7	9	9	5	8	8	79
	H11	19	17	8	9	15	12	18	16	9	7	15	8	153
	H12	17	22	11	17	17	22	13	16	9	16	20	10	190
	H13	14	20	8	16	15	11	7	14	14	15	7	8	149
	H14	13	9	21	17	14	21	15	16	12	9	17	20	184
	H15	26	14	13	17	10	14	14	13	12	3	12	11	159
	H16	13	9	15	10	12	7	6	7	12	7	13	9	120
	H17	10	13	7	7	10	11	7	9	7	3	11	9	104
	H18	11	3	11	9	9	8	8	5	5	8	11	5	93
	H19	10	6	1	7	6	5	11	8	7	6	9	12	88
	H20	8	10	10	12	11	7	10	11	10	7	7	10	113
	H21	8	6	11	5	5	8	5	5	13	12	12	3	93
	H22	10	14	9	9	8	9	8	12	2	7	4	5	97
	H23	9	1	8	3	3	7	8	7	4	0	1	4	55
	H24	3	5	7	5	4	3	3	1	2	2	1	7	43
	H25	1	5	3	8	6	3	3	2	9	3	4	3	50
	H26	3	2	3	2	8	2	1	4	7	2	3	4	41
	H27	4	2	8	7	2	3	3	5	5	2	5	3	49
	H28	3	7	3	5	6	4	4	1	0	2	4	1	40
	H29	1	2	3	4	2	1	1	4	1	1	5	4	29
	H30	4	1	2	1	6	4	8	3	2	2	5	6	44
	R1	6	2	1	4	4	6	3	4	4	0	1	3	38
	R2	1	0	6	3	2	1	0	2	2	1	1	4	23
	R3	2	1	1	1	2	5	3	1	1	4	2	2	25
愛知県	H9	4	6	10	8	9	3	7	2	5	4	2	4	64
	H10	4	5	10	11	8	3	2	7	10	8	5	7	80
	H11	4	11	8	8	5	11	12	7	10	12	17	13	118
	H12	5	7	13	9	12	8	12	18	11	5	9	17	126
	H13	11	17	14	10	10	13	15	15	6	20	16	11	158
	H14	14	16	17	15	22	15	16	12	17	18	15	11	188
	H15	12	25	24	20	19	17	24	13	29	9	16	15	223
	H16	22	20	19	16	17	22	14	16	23	22	14	23	228
	H17	15	20	26	17	13	16	14	16	26	15	12	18	208
	H18	21	12	11	18	16	10	21	16	15	9	19	25	193
	H19	26	31	16	24	17	24	34	29	19	15	19	23	277
	H20	33	25	25	15	35	24	26	20	21	16	16	27	283
	H21	23	19	21	17	23	22	16	26	32	15	19	25	258
	H22	32	22	20	26	19	13	18	12	20	14	16	21	233
	H23	18	16	20	16	19	24	12	15	13	20	26	19	218
	H24	25	22	21	17	9	14	27	11	18	18	14	18	214
	H25	16	23	14	21	9	24	15	12	11	8	16	17	186
	H26	10	15	6	30	12	13	17	13	9	6	14	14	159
	H27	12	15	18	26	15	21	13	13	20	16	19	15	203
	H28	23	25	11	11	24	21	25	18	※7 13	14	10	19	214
	H29	16	15	21	8	18	14	20	19	22	8	21	17	199
	H30	12	※7 16	9	21	19	14	18	14	16	8	14	16	177
	R1	19	22	13	12	17	※8 16	14	13	18	12	10	18	184

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R2	10	0	18	17	12	※8 12	9	14	8	12	8	16	136
	R3	16	7	12	7	12	18	5	7	4	7	9	13	117
		※7 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件 ※8 ：同左：2件												
西三河	H11	6	2	4	4	4	5	5	7	4	9	5	3	58
	H12	4	3	8	5	9	5	9	0	6	2	5	7	63
	H13	9	5	7	4	2	7	7	3	2	7	1	1	55
	H14	4	6	2	5	7	3	2	5	4	6	2	3	49
	H15	5	5	3	8	5	0	7	4	8	4	6	7	62
	H16	2	1	5	3	4	5	1	2	8	2	1	2	36
	H17	1	4	2	3	6	4	2	1	0	6	0	3	32
	H18	4	0	0	3	4	5	3	2	4	1	4	2	32
	H19	5	1	4	2	2	4	4	3	3	2	3	4	37
	H20	2	3	3	3	2	2	5	4	1	2	3	8	38
	H21	3	1	3	5	1	3	3	2	0	2	2	6	31
	H22	0	1	3	2	1	0	5	2	4	1	2	3	24
	H23	1	1	1	2	3	3	5	4	3	0	0	2	25
	H24	2	3	4	2	4	2	5	1	0	0	2	2	27
	H25	3	2	3	1	5	2	4	0	1	1	1	4	27
	H26	0	4	4	8	1	2	0	6	6	0	3	10	44
	H27	4	1	2	1	2	1	2	6	1	5	2	1	28
	H28	1	2	9	1	3	2	0	4	1	2	3	0	28
	H29	1	3	6	4	3	2	1	6	0	0	1	0	27
	H30	1	1	1	2	1	2	2	0	3	※8 3	1	4	21
	R1	2	1	1	1	3	4	2	0	1	2	2	1	20
	R2	0	0	2	4	0	8	2	1	0	7	1	5	30
	R3	2	0	0	0	1	0	3	2	1	1	0	1	11
		※8 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
岐阜県	H11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H12	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	H13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H15	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H17	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H18	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H20	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	H21	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	H22	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	H23	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
	H24	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H27	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H28	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	3
	H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	R1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	R3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
石見	H14								1	0	0	0	0	1

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(注)事実上活動停止となっていたのでR1から未設置会とする。												
京都	H12							2	4	0	0	0	0	6
	H13	2	1	0	2	3	0	0	0	0	0	2	1	11
	H14	4	2	1	1	1	1	0	2	2	0	1	0	15
	H15	4	3	3	4	3	2	1	2	2	1	1	3	29
	H16	0	2	2	1	3	0	0	0	2	0	1	0	11
	H17	0	2	1	2	2	0	1	1	1	1	2	3	16
	H18	2	2	2	1	2	0	6	0	0	1	1	1	18
	H19	1	2	0	0	1	0	2	2	1	1	0	5	15
	H20	1	3	2	4	1	3	3	2	4	4	3	2	32
	H21	7	3	2	2	3	7	4	4	3	6	2	3	46
	H22	3	2	8	2	2	2	5	5	5	8	3	3	48
	H23	3	4	5	2	5	11	4	3	2	2	6	4	51
	H24	1	3	4	3	6	1	7	7	5	0	4	3	44
	H25	3	5	4	8	1	3	1	3	3	4	2	3	40
	H26	0	4	2	2	4	6	5	3	3	3	7	2	41
	H27	5	1	4	5	2	2	2	2	0	3	2	6	34
	H28	4	1	5	3	6	1	5	5	2	4	1	3	40
	H29	2	2	1	3	3	0	0	1	3	1	3	2	21
	H30	3	0	7	3	3	1	3	1	1	5	2	0	29
	R1	4	4	3	3	1	2	3	1	1	2	3	1	28
	R2	0	0	5	1	1	1	0	4	1	1	1	4	19
	R3	1	1	1	3	1	2	0	4	0	0	1	1	15
兵庫県	H13	3	1	4	4	7	2	2	2	5	6	10	6	52
	H14	9	8	6	12	6	6	3	4	4	0	6	7	71
	H15	7	5	3	10	4	2	10	5	8	3	8	2	67
	H16	3	3	7	9	1	5	6	5	3	2	5	3	52
	H17	6	4	1	3	8	2	3	9	5	4	6	3	54
	H18	2	5	9	2	5	4	4	3	3	2	5	4	48
	H19	2	4	1	1	1	1	0	1	0	2	0	2	15
	H20	3	0	0	1	4	1	3	2	1	1	3	0	19
	H21	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	6
	H22	1	0	4	0	0	1	0	0	1	1	1	1	10
	H23	0	0	1	1	0	2	0	0	1	0	2	2	9
	H24	1	0	1	0	1	1	1	3	0	1	0	1	10

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H25	2	0	0	1	1	0	0	2	2	3	3	1	15
	H26	1	1	0	1	1	2	4	1	0	3	0	2	16
	H27	1	0	0	1	0	2	1	2	1	0	0	1	9
	H28	1	0	2	1	0	1	1	2	0	1	2	1	12
	H29	1	0	1	2	2	0	0	1	1	1	3	0	12
	H30	0	0	1	0	1	2	2	3	2	0	0	1	12
	R1	1	3	0	2	2	1	1	0	1	1	0	2	14
	R2	2	0	1	0	1	0	2	0	2	0	3	0	11
	R3	0	0	0	0	1	0	2	1	1	0	1	1	7
山梨県	H14			2	1	0	3	0	1	0	0	1	0	8
	H15	0	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	5
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H17	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
	H18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
	H20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H25	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	H26	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	H27	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H29	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	H14			1	2	0	1	1	1	1	0	0	0	7
	H15	1	0	4	1	1	1	0	0	2	3	2	0	15
	H16	0	2	1	1	1	1	1	0	1	0	2	0	10
	H17	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	8
	H18	2	4	1	2	0	1	2	0	1	0	2	1	16
	H19	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	3
	H20	0	0	1	2	1	0	0	1	1	0	0	0	6
	H21	0	0	0	2	1	1	1	0	1	0	1	0	7
	H22	3	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	7
	H23	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3
	H24	0	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	5
	H25	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	5
	H26	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	H27	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H28	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3
	H29	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3
	H30	3	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	2	9
	R1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	R2	0	0	0	0	1	1	2	1	1	0	0	0	6
	R3	1	1	0	0	1	0	2	1	0	1	0	0	7
天神	H14									2	5	15	5	27
	H15	1	3	5	3	3	4	2	3	2	1	2	4	33

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H16	3	2	2	3	1	4	4	5	2	0	4	8	38
	H17	4	1	7	0	0	5	2	3	0	2	6	1	31
	H18	0	2	1	0	0	2	2	2	0	4	0	1	14
	H19	1	2	3	2	1	1	0	1	0	1	0	2	14
	H20	3	0	1	2	0	1	4	0	1	1	1	1	15
	H21	0	2	0	0	1	1	2	5	4	1	0	2	18
	H22	3	1	0	0	2	0	1	1	0	0	1	1	10
	H23	3	8	0	4	2	0	3	5	1	1	1	2	30
	H24	1	1	3	2	0	3	1	4	0	1	2	4	22
	H25	1	0	1	4	4	5	3	0	0	1	2	2	23
	H26	1	4	0	2	2	0	1	3	2	0	0	3	18
	H27	2	0	1	2	1	1	3	0	2	0	1	1	14
	H28	1	1	1	1	1	3	3	1	0	0	1	0	13
	H29	0	1	2	0	1	0	2	2	3	2	0	2	15
	H30	0	2	2	0	3	1	0	1	1	1	0	3	14
	R1	2	2	1	1	2	0	1	0	1	1	0	0	11
	R2	2	0	3	1	4	2	0	1	2	0	1	※9 2	18
	R3	6	0	0	0	1	1	2	2	2	0	0	5	19
		※9 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
北九州	H14									0	2	0	0	2
	H15	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	H16	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	5
	H17	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	3
	H18	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
	H19	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	6
	H20	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3
	H21	0	0	0	1	0	0	1	2	2	2	1	0	9
	H22	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	2	8
	H23	0	2	1	1	0	0	1	0	3	1	1	0	10
	H24	1	0	1	0	0	0	1	3	0	0	2	1	9
	H25	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
	H26	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	6
	H27	1	0	0	1	0	1	1	0	0	2	0	0	6
	H28	0	0	1	2	0	0	1	0	0	1	3	0	8
	H29	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	5
	H30	1	1	2	0	0	0	1	2	3	0	0	1	11
	R1	1	1	0	0	2	1	1	0	2	2	0	0	10
	R2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
	R3	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4
札幌	H17								2	3	3	2	2	12
	H18	5	4	7	1	2	3	1	7	5	3	4	1	43
	H19	2	1	5	14	3	0	6	6	5	2	1	1	46
	H20	0	2	2	3	5	3	3	3	2	1	1	1	26
	H21	0	1	1	0	1	3	2	0	2	0	0	0	10
	H22	1	1	0	1	1	1	3	1	1	0	1	3	14
	H23	1	4	0	0	2	0	3	2	2	2	3	4	23
	H24	1	0	1	6	3	1	2	1	0	0	3	4	22
	H25	0	1	3	1	2	3	3	3	2	2	2	2	24
	H26	4	3	2	2	2	0	1	1	0	1	2	1	19
	H27	1	1	5	2	0	1	1	1	4	1	3	0	20
	H28	1	1	0	2	3	1	2	1	2	1	3	2	19

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H29	2	1	2	0	1	3	0	2	3	1	2	1	18
	H30	2	1	0	1	1	0	3	3	0	0	2	0	13
	R1	1	2	0	3	2	3	0	1	4	2	1	2	21
	R2	1	0	0	1	1	1	1	1	0	3	0	2	11
	R3	0	1	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0	5
仙台	H18	19	5	15	5	7	9	8	7	4	9	11	8	107
	H19	15	10	8	16	8	4	10	6	3	5	3	13	101
	H20	9	12	4	12	11	10	9	9	15	8	6	13	118
	H21	10	9	9	12	2	12	10	7	11	4	8	11	105
	H22	9	4	8	5	8	2	5	9	5	6	12	8	81
	H23	25	93	87	51	34	34	37	36	22	17	24	30	490
	H24	17	17	17	20	12	21	13	16	14	5	10	15	177
	H25	5	15	7	7	10	15	19	15	12	12	15	21	153
	H26	5	5	6	8	13	9	17	11	7	10	13	9	113
	H27	14	10	11	11	5	11	11	18	17	5	8	12	133
	H28	15	7	9	4	11	7	9	10	9	10	19	12	122
	H29	13	11	10	11	6	15	7	9	14	9	8	18	131
	H30	9	13	4	12	5	9	12	10	10	7	8	12	111
	R1	1	13	10	10	9	15	10	16	14	10	11	14	133
	R2	6	13	15	19	7	18	12	11	20	15	16	10	162
	R3	7	12	13	18	17	14	7	5	10	11	11	10	135
久留米	H18	0	0	0	2	7	2	0	1	2	1	0	0	15
	H19	2	1	2	0	1	1	1	0	1	0	0	0	9
	H20	3	0	0	0	0	1	2	1	2	0	1	0	10
	H21	4	0	1	0	0	0	2	1	3	0	1	2	14
	H22	1	0	0	2	1	0	2	1	0	0	0	1	8
	H23	1	0	1	0	2	1	0	1	1	0	1	3	11
	H24	1	0	1	4	0	3	1	0	3	0	1	0	14
	H25	1	2	0	0	2	0	1	1	0	0	1	0	8
	H26	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	5
	H27	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	3
	H28	0	3	1	0	0	0	3	1	1	1	1	0	11
	H29	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	H30	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	4
	R1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	5
	R2	1	1	3	2	0	0	1	0	1	0	1	0	10
	R3	1	0	0	0	2	3	1	1	0	1	1	0	10
愛媛	H18	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	5
	H19	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4
	H20	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	4
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	H22	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	2	0	6
	H23	1	1	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	6
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H26	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1	5
	H27	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※10 1	1
	H29	0	0	0	※10 1	0	※10 2	0	※10 1	0	0	0	0	4
	H30	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	5
	R1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	4

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	4
	R3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
		※10 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
山形県	H18										0	0	1	1
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	H20	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	H21	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
	H22	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	H23	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	H24	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3
	H25	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
	H26	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H27	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	H29	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H30	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	R1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	R2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
静岡県	H19	8	4	2	12	1	4	0	2	1	5	2	0	41
	H20	2	0	1	2	3	1	1	1	2	0	2	0	15
	H21	2	0	6	2	0	2	0	1	1	1	0	4	19
	H22	1	4	2	2	1	1	0	1	1	0	2	0	15
	H23	0	2	1	2	3	0	2	1	0	0	0	0	11
	H24	2	2	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0	10
	H25	0	1	0	1	3	1	2	4	1	1	0	0	14
	H26	0	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	6
	H27	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
	H28	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	4
	H29	0	1	1	2	0	0	1	1	0	0	0	3	9
	H30	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	R1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	4
	R2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
	R3	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3
鹿児島県	H19							1	0	0	1	0	1	3
	H20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	H21	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H24	0	0	0	0	1	2	0	1	1	0	0	0	5
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	R1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	R3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
福島県	H19										3	4	2	9
	H20	1	1	1	0	1	2	1	2	1	0	0	1	11

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H21	1	0	1	0	0	0	2	0	1	1	0	1	7
	H22	0	0	3	1	0	1	1	0	0	1	1	0	8
	H23	3	2	0	0	1	0	1	2	1	0	0	0	10
	H24	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
	H25	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	1	6
	H26	1	2	0	0	0	1	※11 3	0	0	0	1	0	8
	H27	0	3	1	1	2	3	0	1	0	1	1	0	13
	H28	0	0	0	0	1	1	1	0	4	0	1	0	8
	H29	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3
	H30	2	1	1	1	4	2	2	1	0	0	2	2	18
	R1	1	0	0	2	1	2	1	0	0	0	1	0	8
	R2	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	1	1	7
	R3	3	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	6
		※11 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
富山県	H20	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	H21	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5
	H22	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	H23	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	H24	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H26	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4
	H27	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	6
	H28	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	H29	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	1	5
	H30	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	4
	R1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	R2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	R3	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	5
熊本県	H21					0	2	0	0	1	0	1	1	5
	H22	3	0	1	1	1	0	0	1	0	1	2	1	11
	H23	1	3	2	0	4	1	1	1	0	1	2	2	18
	H24	0	0	0	1	4	1	1	1	0	1	0	2	11
	H25	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0	7
	H26	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	5
	H27	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	H28	1	0	9	9	14	17	8	4	9	3	6	6	86
	H29	11	1	8	7	5	4	2	2	1	2	3	2	48
	H30	4	4	2	1	1	1	4	4	2	4	1	3	31
	R1	2	3	3	1	2	2	2	2	1	0	1	2	21
	R2	4	3	3	3	1	3	0	3	1	3	0	2	26
	R3	2	2	2	1	3	1	1	0	0	1	2	1	16
金沢	H23	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H24	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	4
	H25	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	H26	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	H27	1	0	0	0	1	0	0	4	1	0	2	2	11
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	H29	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	5
	H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	3
	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
滋賀	H23				0	0	0	0	1	0	0	1	1	3
	H24	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
	H25	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H27	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	H28	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
	H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H30	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	R1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	H23									0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	3
	H25	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	4
	H26	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	3
	H27	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	H28	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	H29	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3
	H30	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
	R1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	R2	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3
	R3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
沖縄	H23									0	2	2	2	6
	H24	1	1	0	3	0	1	0	2	0	3	0	0	11
	H25	0	2	1	2	1	3	3	1	3	2	0	1	19
	H26	0	2	1	2	1	1	1	3	4	2	1	0	18
	H27	1	0	4	1	2	2	1	0	1	2	2	3	19
	H28	2	1	1	2	0	4	0	3	1	1	4	1	20
	H29	4	0	0	0	0	1	1	0	2	2	1	1	12
	H30	0	0	0	4	5	3	1	2	0	1	1	0	17
	R1	1	0	0	0	0	2	2	0	0	1	1	0	7
	R2	1	1	3	0	0	0	0	0	1	1	2	1	10
	R3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4
群馬	H24						2	3	3	3	0	1	3	15
	H25	1	2	0	2	0	2	0	0	1	1	1	1	11
	H26	0	1	1	3	2	1	1	0	2	0	0	0	11
	H27	1	0	1	2	0	1	1	0	1	0	0	0	7
	H28	0	1	※12 4	1	0	0	0	1	1	1	0	0	9
	H29	0	1	0	1	1	0	2	0	0	0	1	0	6
	H30	1	0	2	0	0	0	1	3	2	3	1	1	14
	R1	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	1	0	5
	R2	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	2	0	6
	R3	0	2	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	7
		※12 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
和歌山	H25	4	2	2	2	1	1	5	1	0	0	1	3	22
	H26	3	2	5	1	3	1	3	0	0	1	0	3	22
	H27	1	0	4	1	2	1	0	0	1	0	2	2	14
	H28	1	※13 34	3	1	1	1	1	2	0	0	0	0	44
	H29	2	1	2	4	1	1	2	2	4	0	0	1	20
	H30	0	0	0	0	3	1	4	1	2	2	2	1	16

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R1	1	2	0	1	2	1	1	1	0	1	1	0	11
	R2	0	2	1	2	0	1	1	1	3	1	0	1	13
	R3	1	1	0	2	3	2	0	0	2	0	2	0	13
		※13 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：34件												
栃木県	H28						3	0	0	0	0	0	0	3
	H29	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	5
	H30	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	R1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	R2	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	4
	R3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
長野県	H29				4	3	1	5	6	3	2	3	1	28
	H30	1	0	3	1	0	2	1	1	1	0	2	0	12
	R1	2	0	0	1	0	1	3	3	3	0	1	0	14
	R2	0	2	1	1	0	1	2	3	2	2	0	1	15
	R3	1	1	0	3	0	0	5	0	0	1	1	4	16
岩手	H30							5	1	2	0	0	3	11
	R1	1	0	0	0	2	0	0	2	1	0	1	1	8
	R2	0	0	1	1	1	1	2	0	1	0	0	7	14
	R3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
千葉県	R1							10	22	12	7	9	6	66
	R2	1	1	3	5	4	14	2	2	6	1	2	7	48
	R3	2	4	2	3	1	1	3	1	6	5	5	5	38
合計	H9	56	55	64	63	49	54	65	54	48	38	47	67	660
	H10	41	41	46	54	52	42	37	58	39	29	39	50	528
	H11	62	62	58	60	60	61	70	66	61	54	58	76	748
	H12	67	71	67	65	77	76	86	84	77	51	69	84	874
	H13	88	102	83	71	82	66	79	82	55	78	64	80	930
	H14	94	83	87	103	94	90	87	88	77	76	90	81	1050
	H15	98	104	97	110	89	87	106	78	110	61	92	86	1118
	H16	71	74	96	80	89	88	67	75	105	56	67	92	960
	H17	77	85	79	62	78	71	73	91	73	65	61	69	884
	H18	94	75	89	74	84	66	91	73	71	59	94	94	964
	H19	108	97	71	104	71	74	108	90	67	70	78	101	1039
	H20	98	93	86	89	116	90	97	86	101	55	75	99	1085
	H21	109	72	100	85	76	95	90	84	114	68	87	99	1079
	H22	112	78	99	82	95	58	80	84	77	64	75	84	988
	H23	89	166	166	118	116	114	113	131	85	67	97	108	1370
	H24	90	85	104	100	73	82	95	96	90	64	76	91	1046
	H25	79	108	77	93	82	94	91	79	82	62	74	91	1012
	H26	68	80	70	105	81	80	91	88	77	73	89	88	990
	H27	92	64	94	97	78	77	71	86	88	55	70	80	952
	H28	82	105	87	94	112	99	105	89	78	70	87	89	1097
	H29	93	75	89	98	77	88	86	80	91	62	73	84	996
	H30	94	71	71	81	101	85	140	85	87	75	77	95	1062
	R1	96	82	69	85	104	82	91	109	100	64	80	72	1034
	R2	50	40	109	119	78	108	77	80	92	75	84	115	1027
	R3	87	87	85	79	88	72	92	65	75	65	81	90	966

1ー(2)グラフ　月別申立件数

① 全センター合計

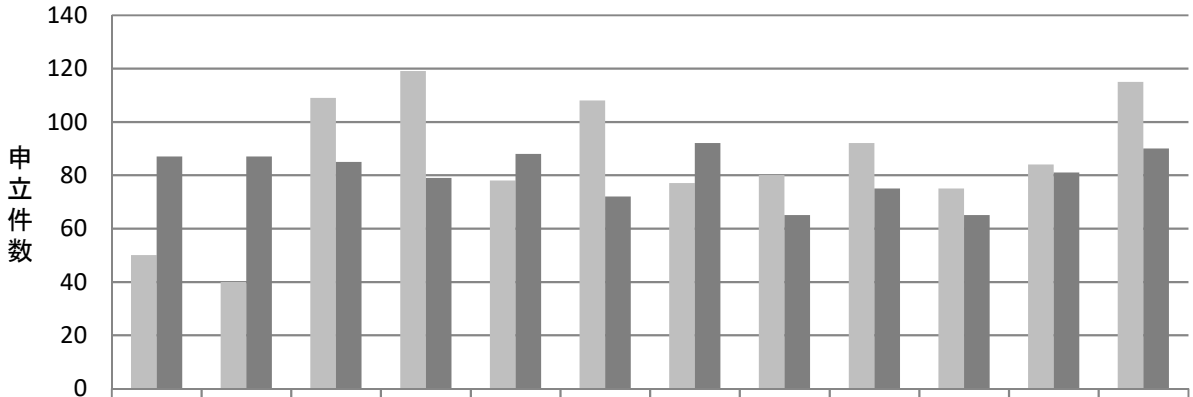

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R2	50	40	109	119	78	108	77	80	92	75	84	115
R3	87	87	85	79	88	72	92	65	75	65	81	90

② センター別

第二東京

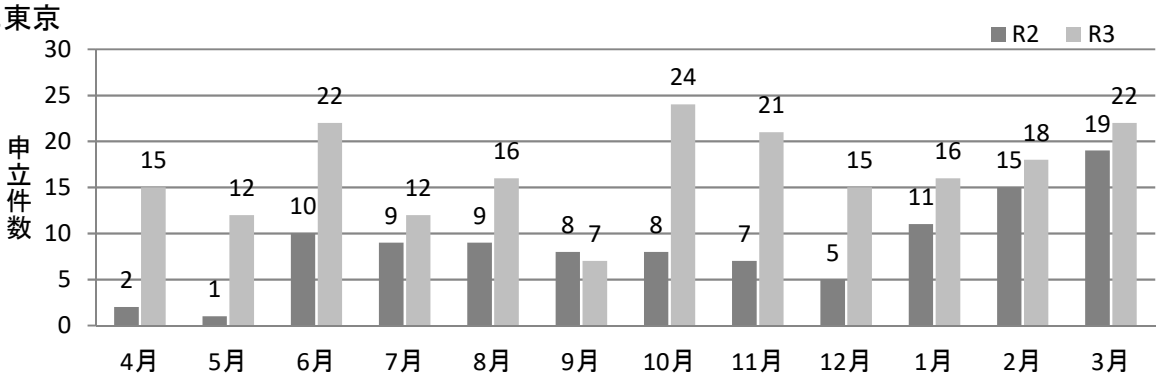

大阪（公益社団法人民間総合調停センター）

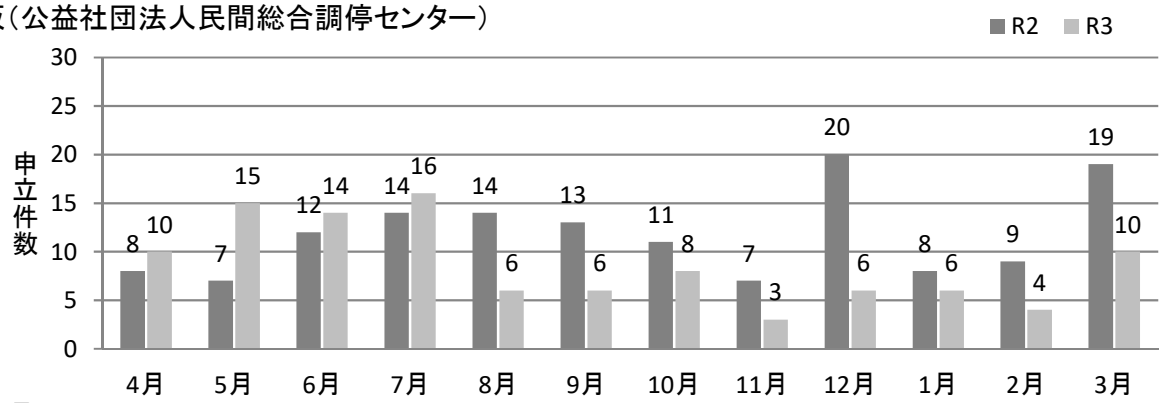

新潟県

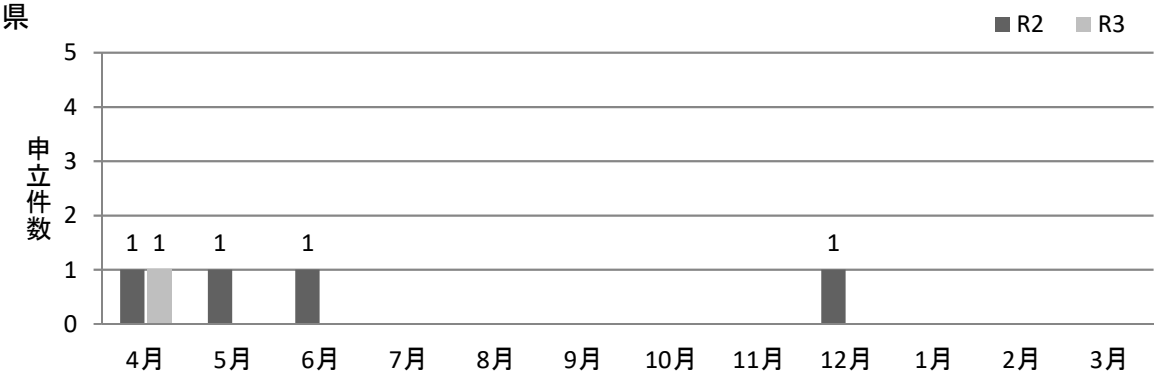

1ー(2)グラフ　月別申立件数

東京

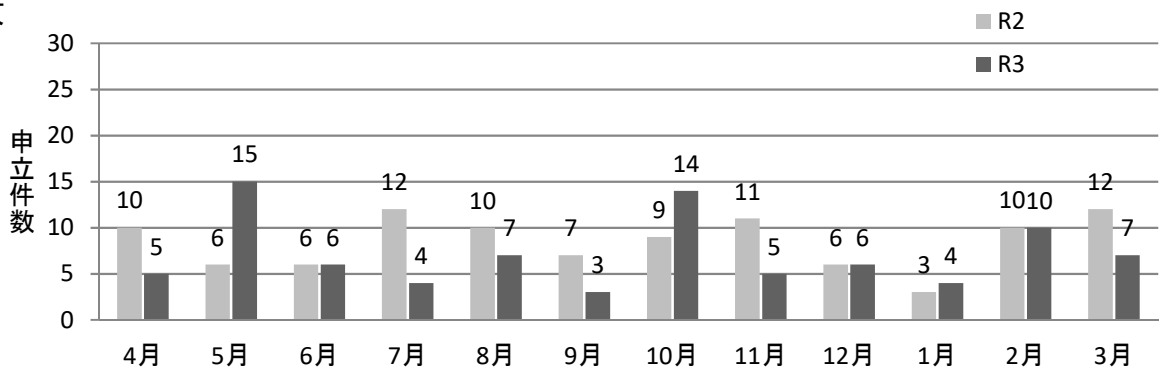

広島

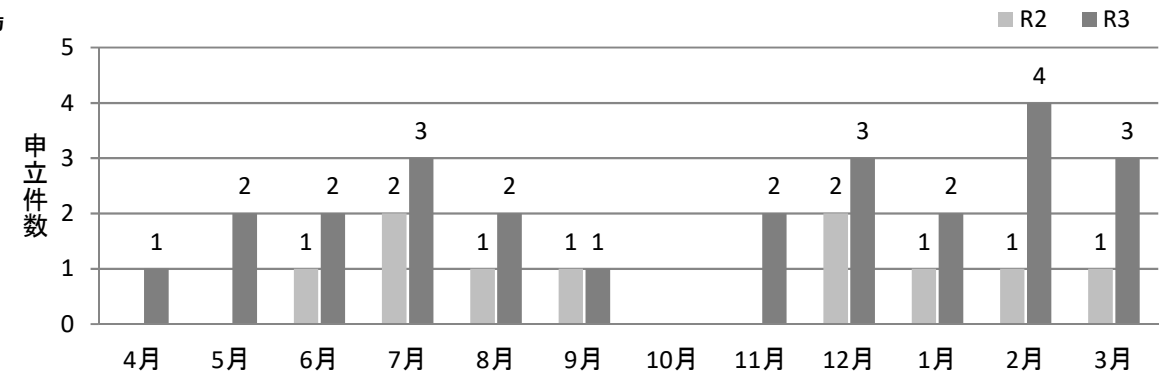

神奈川県

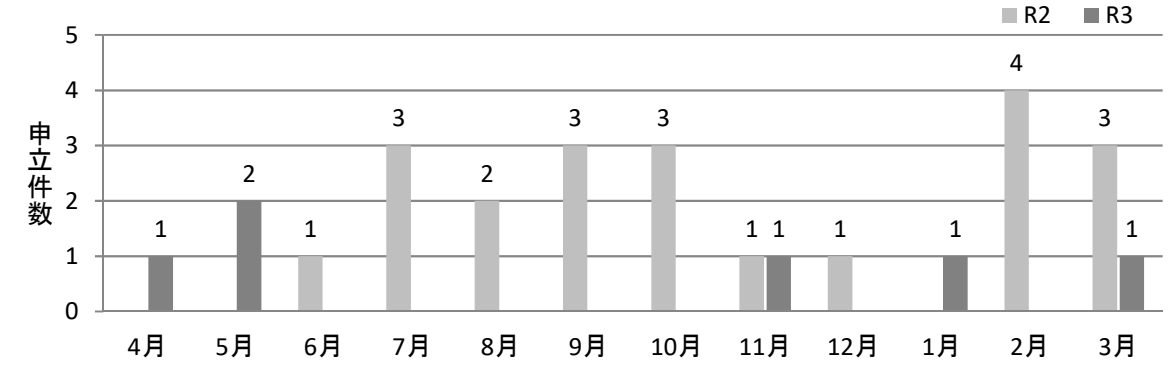

第一東京

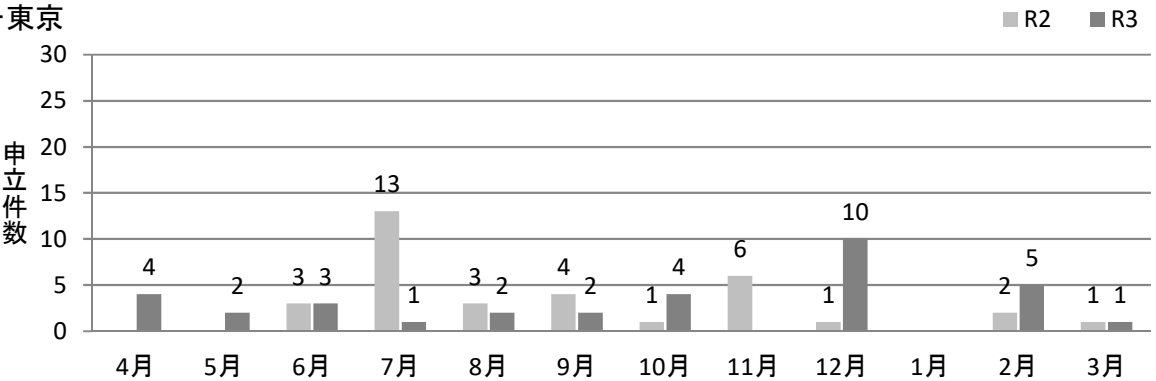

1ー(2)グラフ　月別申立件数

埼玉

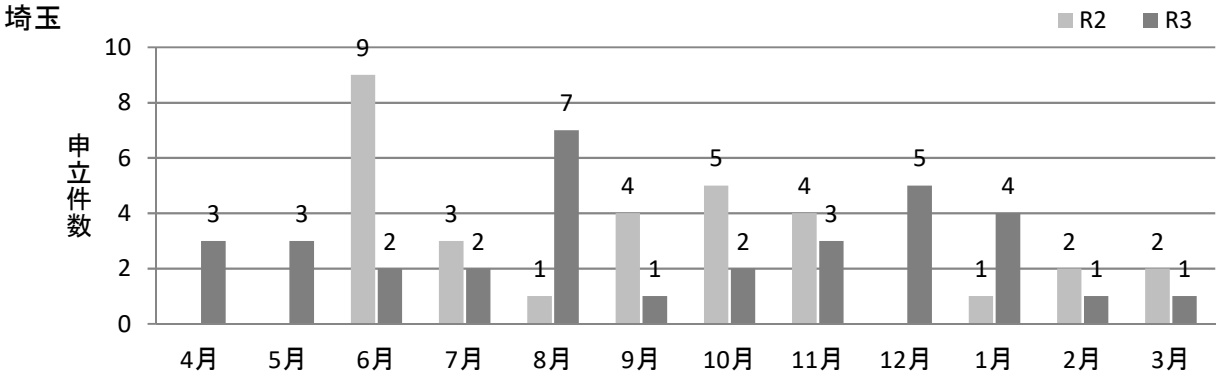

岡山

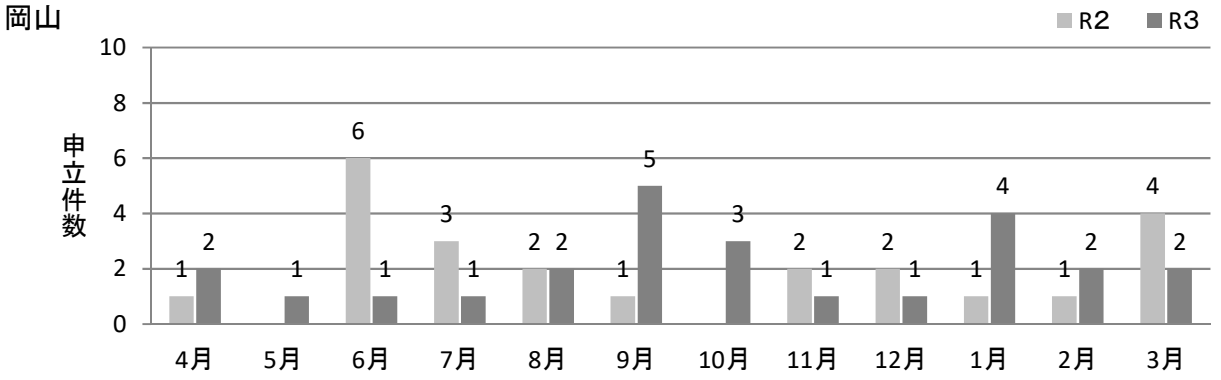

愛知県

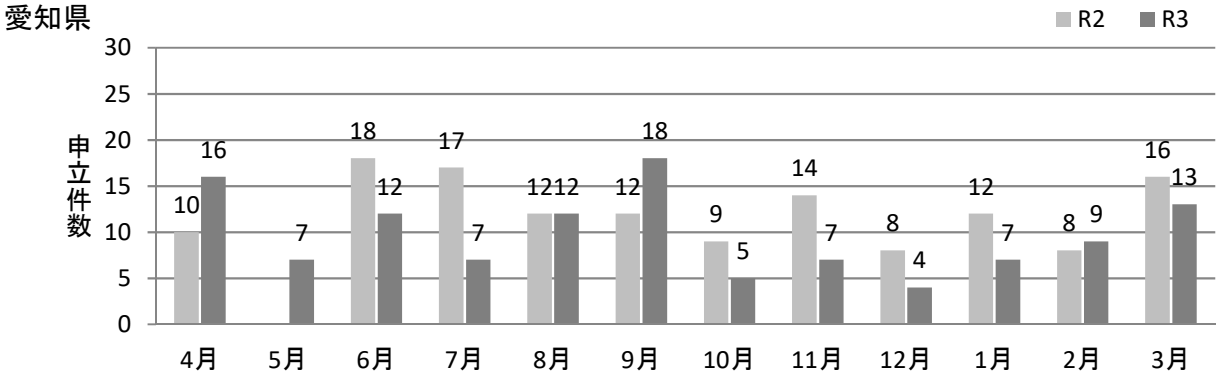

西三河

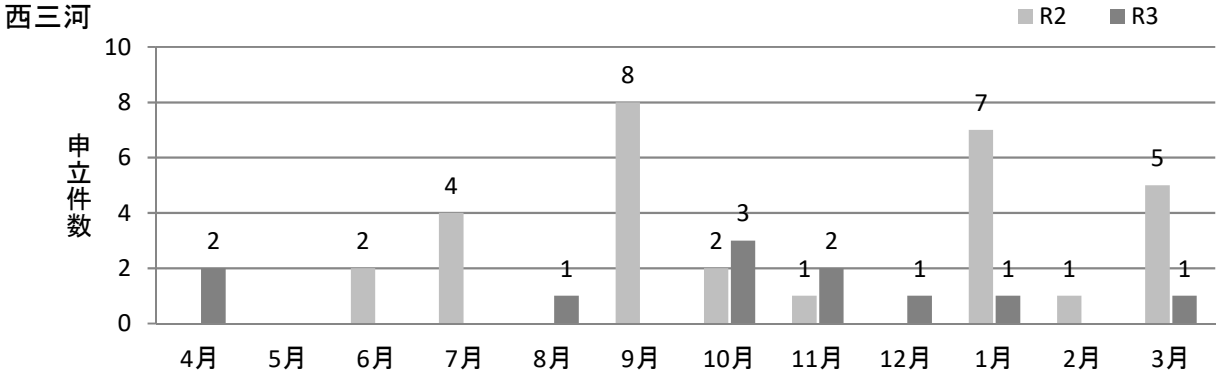

1ー(2)グラフ　月別申立件数

岐阜県

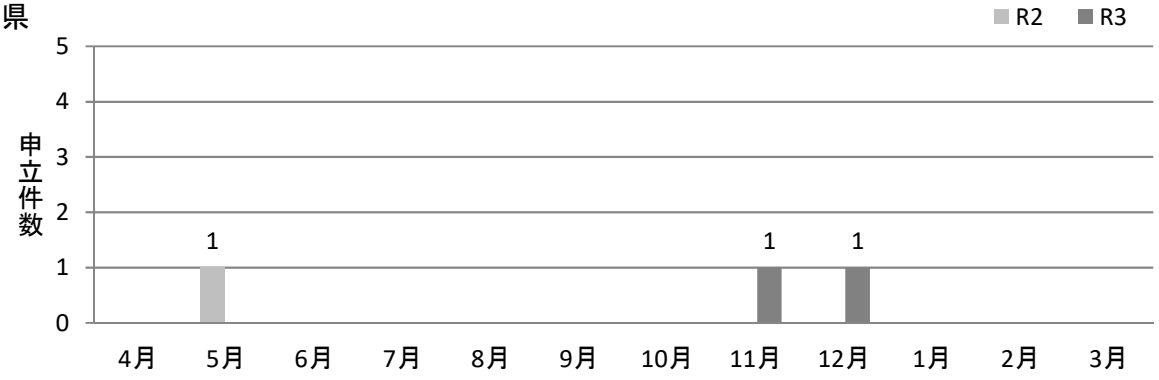

京都

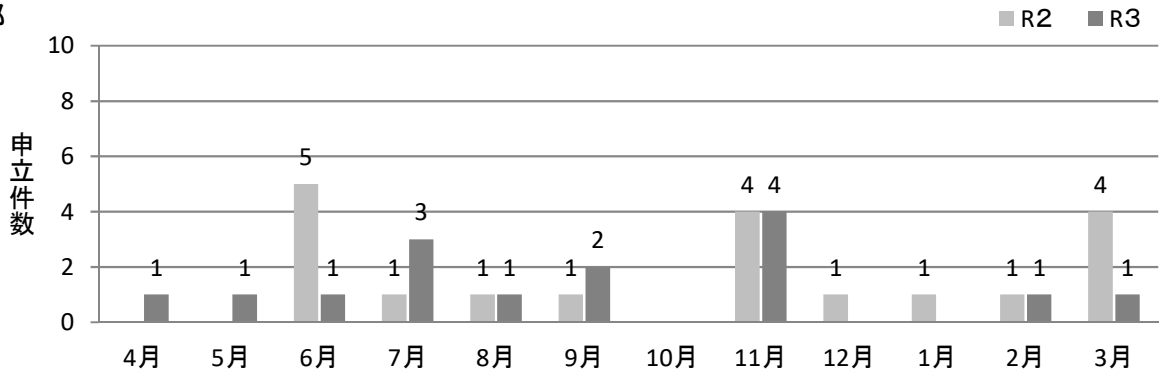

兵庫県

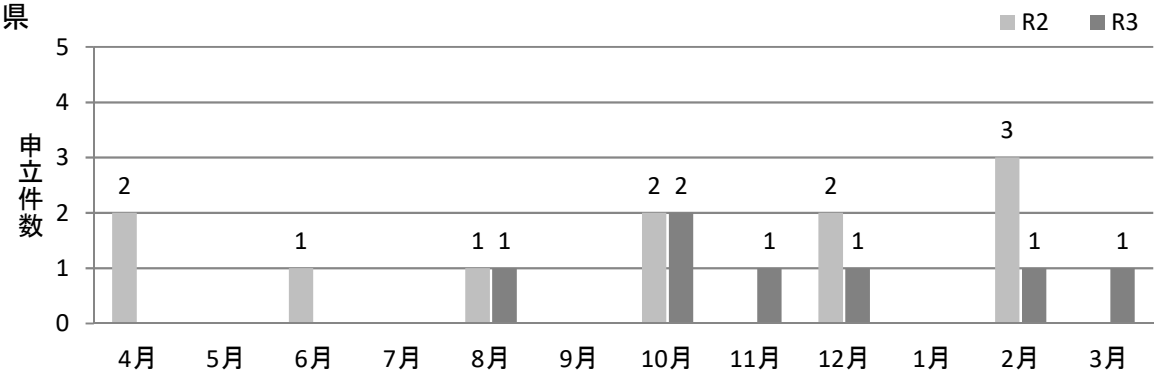

1ー(2)グラフ　月別申立件数

山梨県

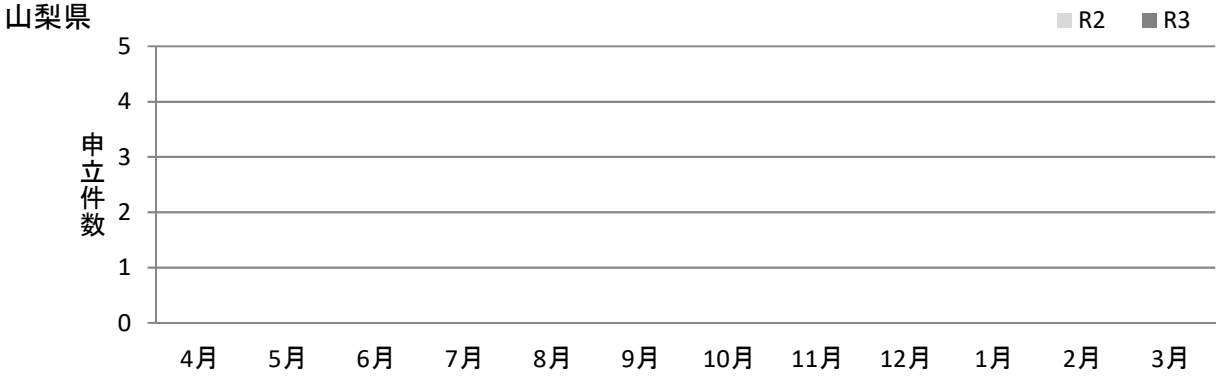

奈良

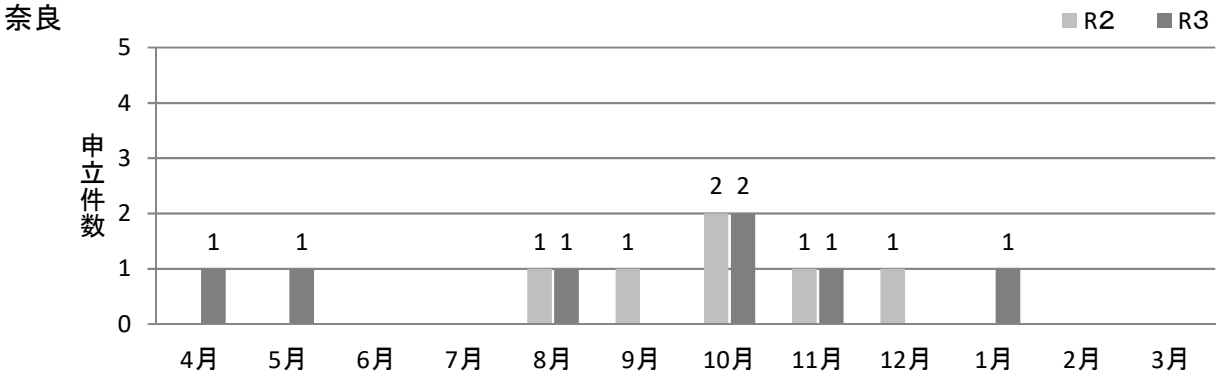

天神

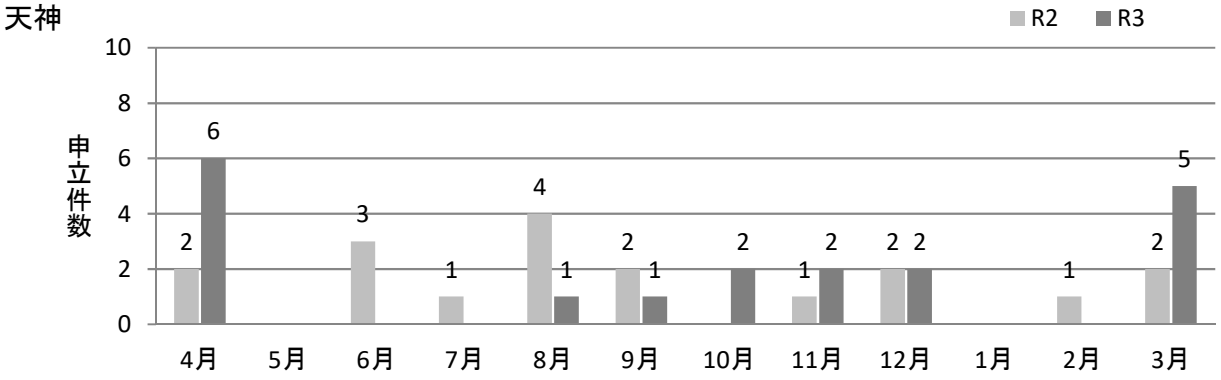

北九州

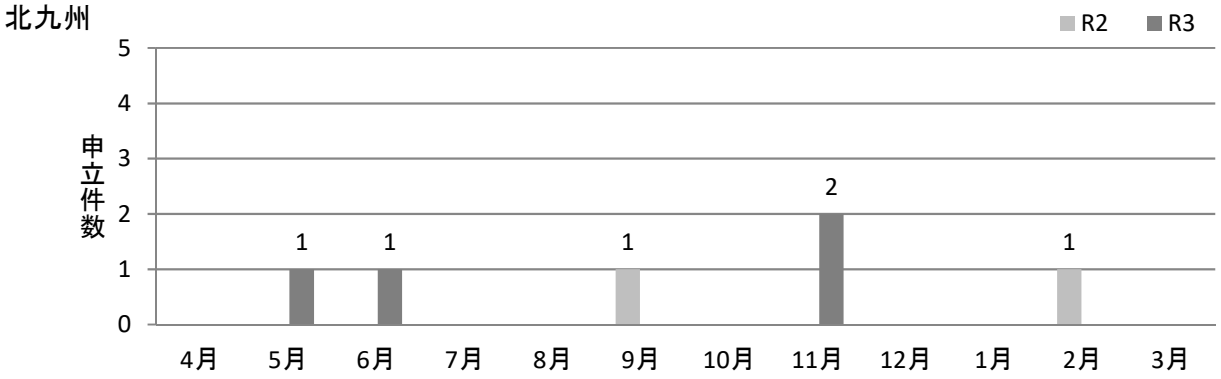

1ー(2)グラフ　月別申立件数

札幌

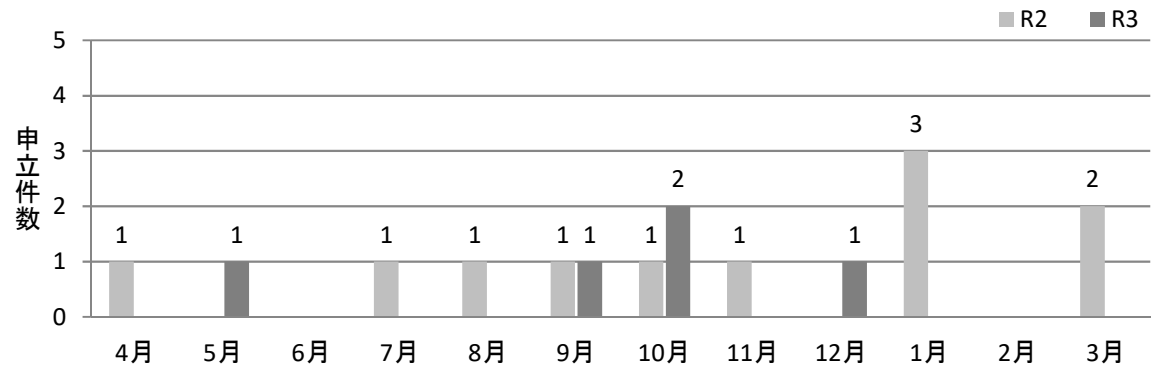

仙台

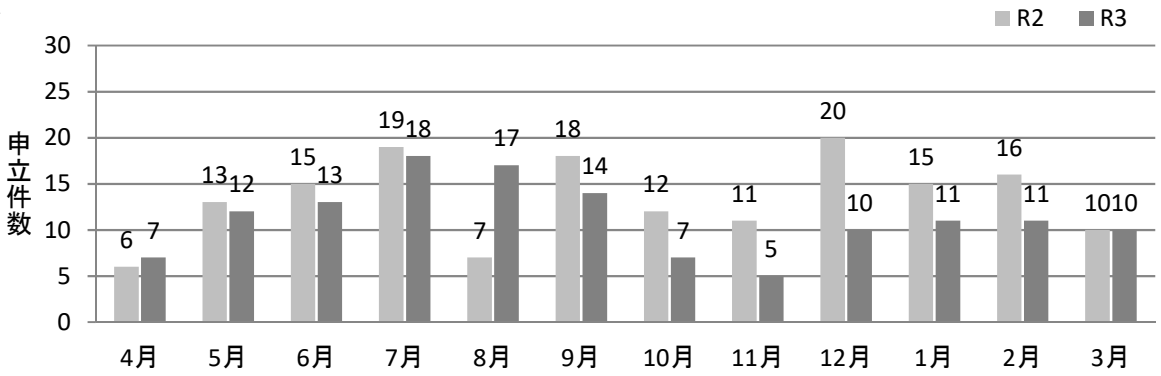

久留米

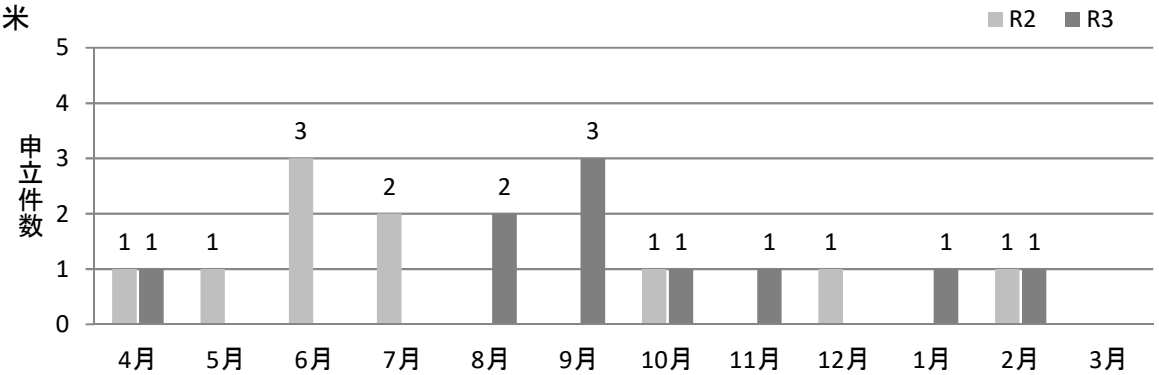

愛媛

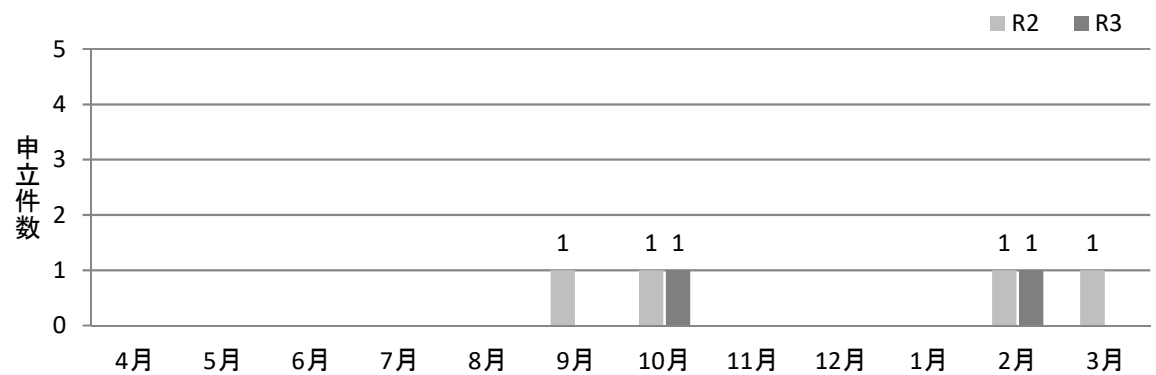

1ー(2)グラフ　月別申立件数

山形県

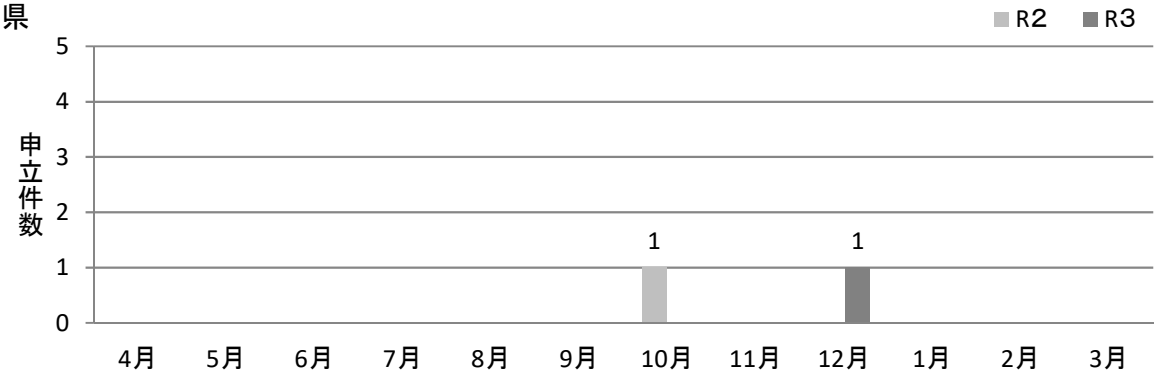

静岡県

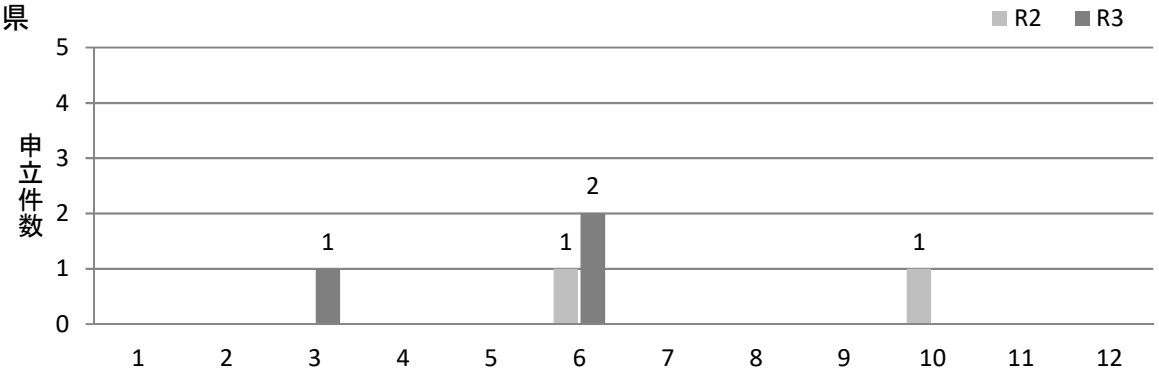

鹿児島県

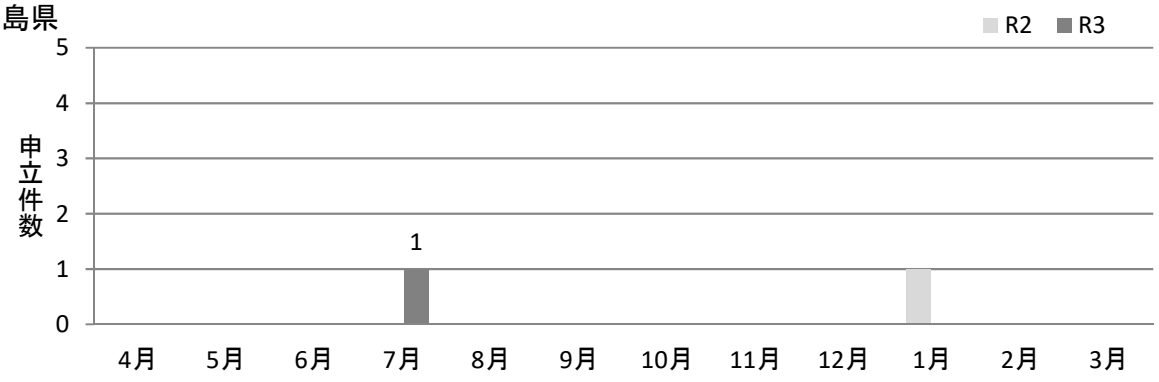

福島県

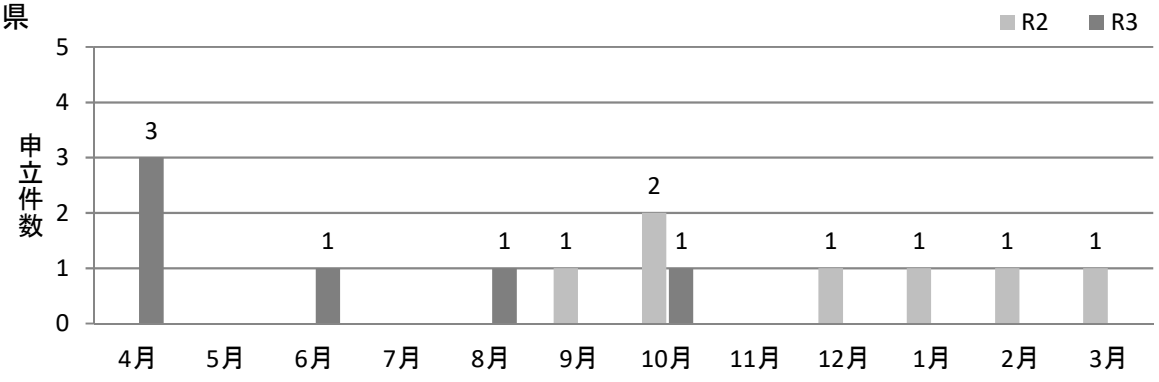

1ー(2)グラフ　月別申立件数

富山県

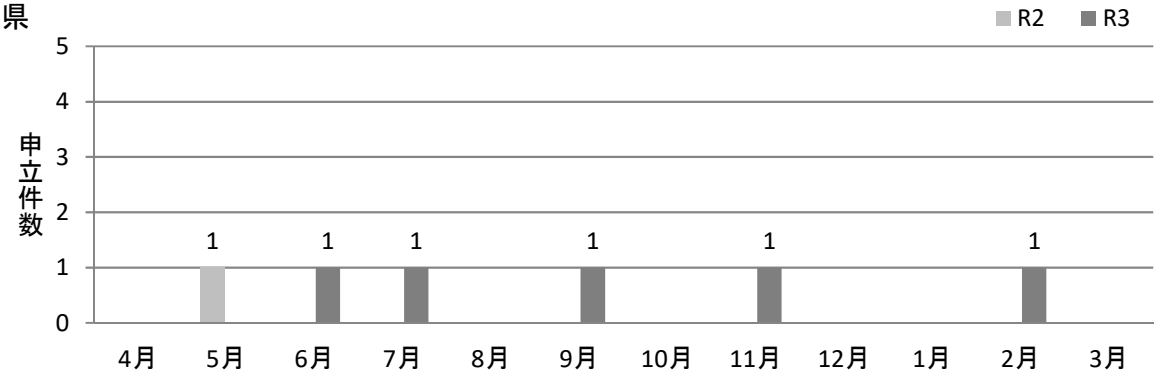

熊本県

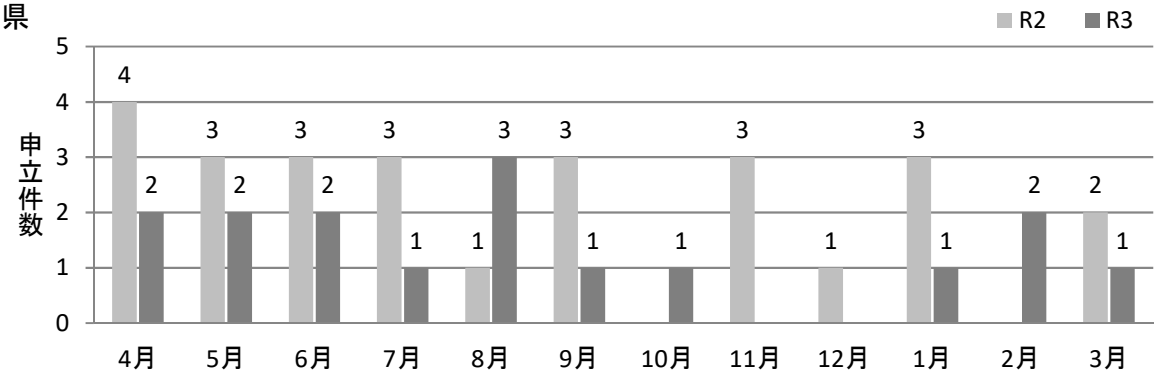

金沢

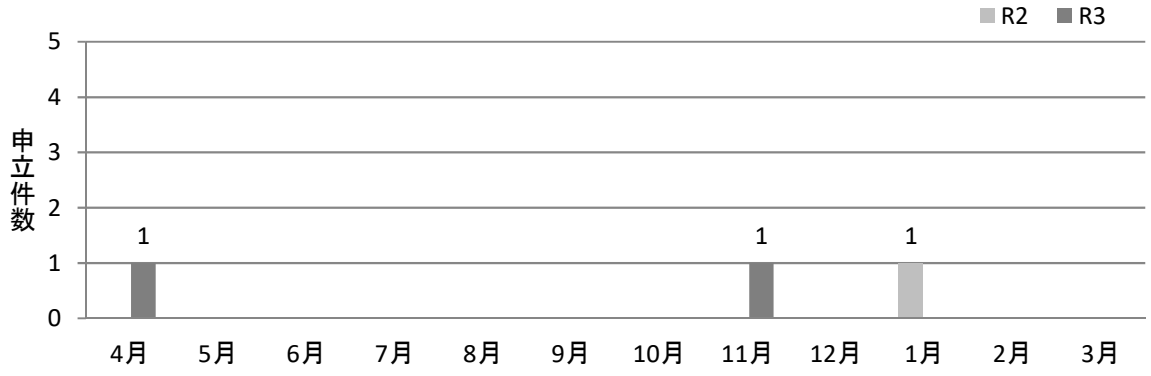

滋賀

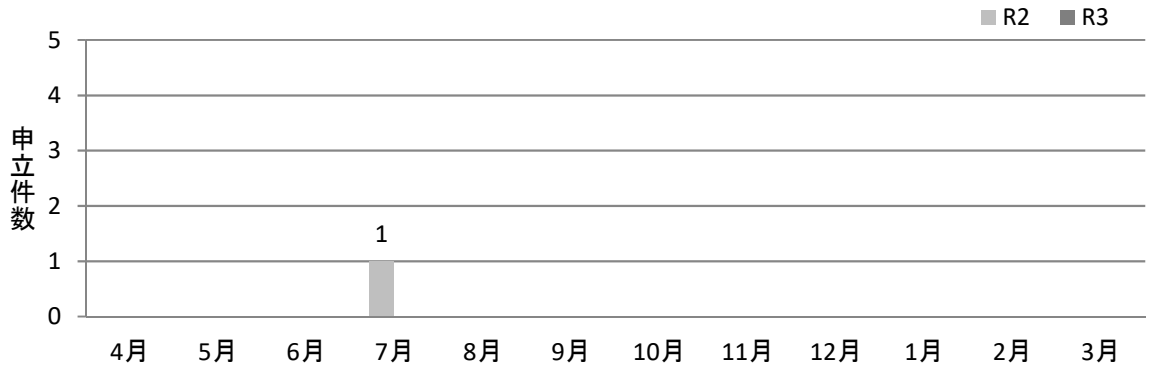

1ー(2)グラフ　月別申立件数

山口県

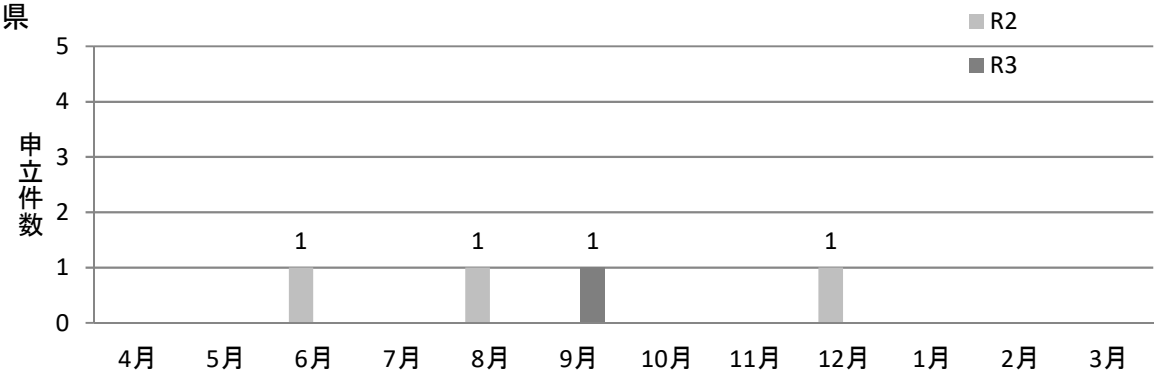

沖縄

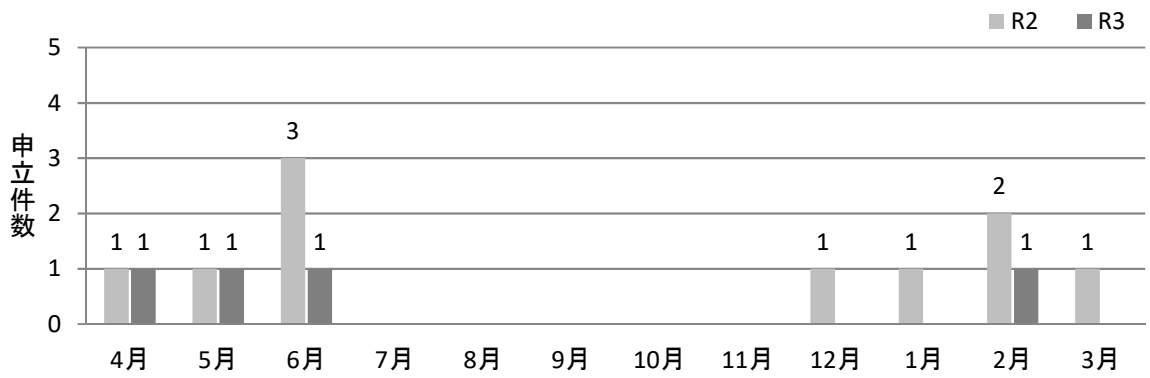

群馬

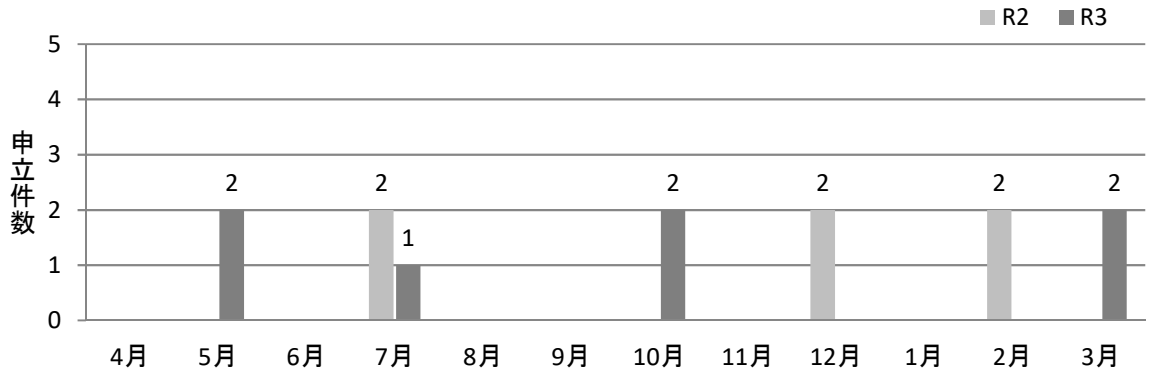

和歌山

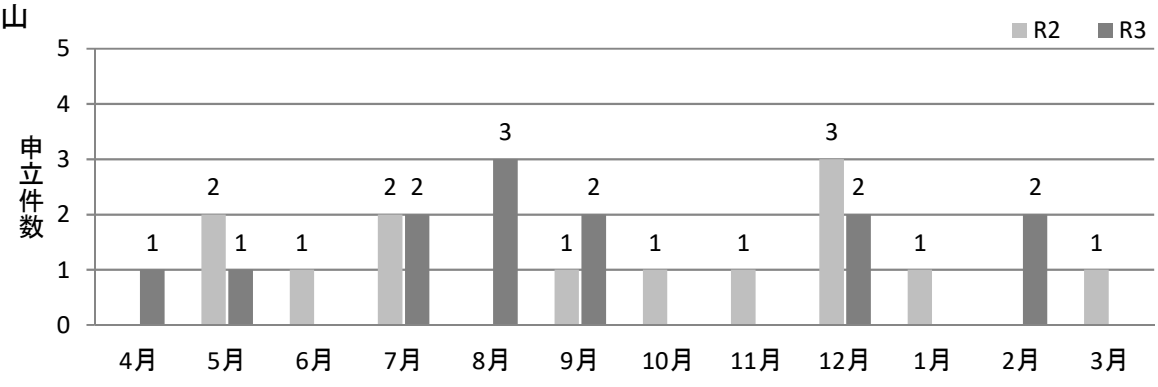

1ー(2)グラフ　月別申立件数

栃木県

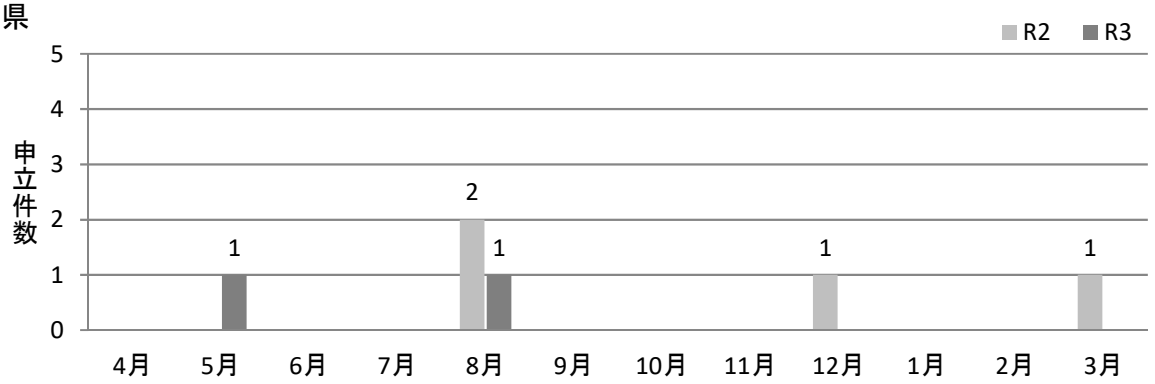

長野県

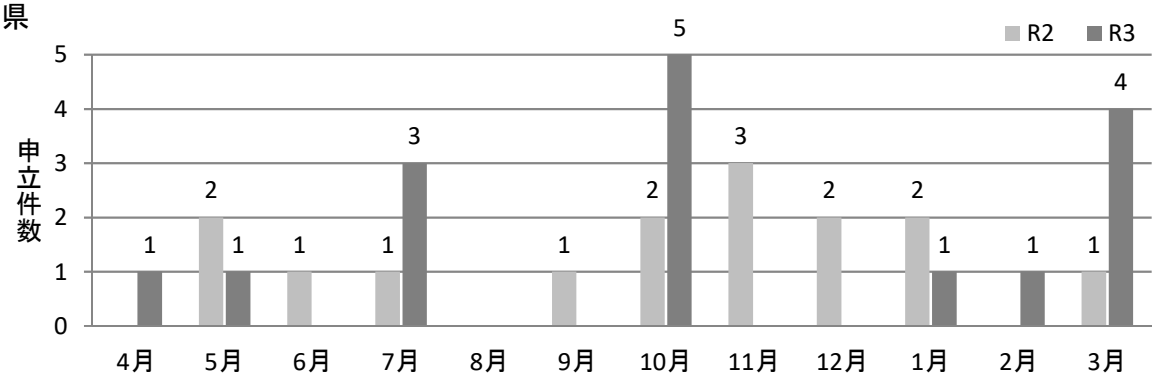

岩手

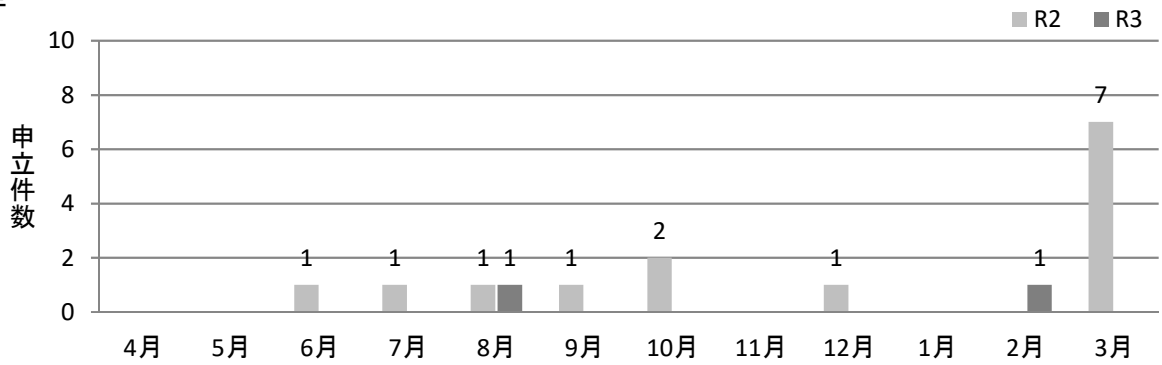

千葉県

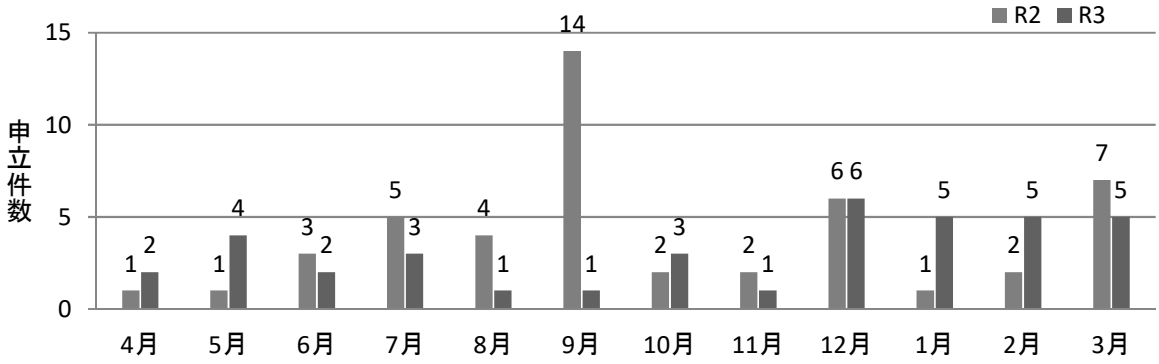

2－(1)表 申立事件の終了状況一覧

1 申立(新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良
申立件数	200	104	1	86	25	6	34	34	25	117	11	2	15	7	0	7
①不受理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②受　理	200	104	1	86	25	6	34	34	25	117	11	2	15	7	0	7

2 受理事件(新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良
⑴話し合いのテーブルにつかなかったケース																
①不応諾・応諾前の取下げ	49	31	0	23	7	1	6	19	8	13	1	0	2	2	0	1
②打切り・終了	31	0	0	0	0	0	0	1	0	19	1	0	0	0	0	0
不応諾件数合計	80	31	0	23	7	1	6	20	8	32	2	0	2	2	0	1
⑵回答待ち	44	8	0	0	2	0	3	0	2	12	0	0	0	0	0	0
⑶話し合いのテーブルについたケース																
①応諾後の取下げ・離脱	4	9	0	8	0	0	0	0	2	6	1	0	0	1	0	1
②不成立／あっせん人・仲裁人による終了	14	18	1	14	5	3	5	4	2	22	5	1	4	2	0	0
③進行中	28	16	0	28	5	1	15	2	5	30	2	0	4	2	0	1
④解決	30	22	0	13	6	1	5	8	6	15	1	1	5	0	0	4
応諾件数合計	76	65	1	63	16	5	25	14	15	73	9	2	13	5	0	6

3 応諾率(新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良
	48.7%	67.7%	100.0%	73.3%	69.6%	83.3%	80.6%	41.2%	65.2%	69.5%	81.8%	100.0%	86.7%	71.4%	0.0%	85.7%

4 解決事件(旧受事件及び新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良
①旧受事件	26	24	0	13	3	2	2	2	3	38	9	0	3	0	0	0
②新受事件	30	22	0	13	6	1	5	8	6	15	1	1	5	0	0	4
解決事件合計	56	46	0	26	9	3	7	10	9	53	10	1	8	0	0	4

5 解決形式(旧受事件及び新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良
①和解	56	45	0	26	9	3	7	10	9	53	10	1	8	0	0	4
	100.0%	97.8%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
②和解→仲裁判断	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
③仲裁判断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6 解決率(新受事件)	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良
①受理事件対比解決率 ※1	23.4%	27.5%	0.0%	22.4%	33.3%	20.0%	31.3%	25.0%	33.3%	20.0%	11.1%	50.0%	45.5%	0.0%	0.0%	66.7%
②応諾事件対比解決率	62.5%	44.9%	0.0%	37.1%	54.5%	25.0%	50.0%	66.7%	60.0%	34.9%	14.3%	50.0%	55.6%	0.0%	0.0%	80.0%

※1　申立受理件数から回答待ち件数及び進行中件数を減じた数で除したもの(2015年度までは，「回答待ち件数」のみを減じていたが，2016年度以降「進行中件数」も減じた。)。

天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県	合計
19	4	5	135	10	2	1	3	1	6	5	16	2	0	1	4	7	13	2	16	2	38	966
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
19	4	5	135	10	2	1	3	1	4	5	16	2	0	1	4	7	13	2	16	2	37	963

天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県	合計
9	2	1	34	2	0	0	1	0	2	1	5	1	0	1	1	0	1	0	2	2	9	237
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53
9	2	1	34	2	1	0	1	0	2	1	5	1	0	1	1	0	1	0	2	2	9	290
0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	5	91
0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	2	1	0	0	0	42
3	1	2	23	5	1	1	1	0	0	3	3	1	0	0	0	1	4	1	4	0	5	159
4	0	0	29	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	3	2	0	5	0	10	197
3	1	2	36	2	0	0	0	1	1	1	3	0	0	0	1	2	3	0	3	0	8	184
10	2	4	90	8	1	1	2	1	2	4	10	1	0	0	3	7	11	2	12	0	23	582

天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県	合計
52.6%	50.0%	80.0%	72.6%	80.0%	50.0%	100.0%	66.7%	100.0%	50.0%	80.0%	66.7%	50.0%	0.0%	0.0%	75.0%	100.0%	91.7%	100.0%	85.7%	0.0%	71.9%	66.7%

天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県	合計
2	0	1	22	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2	0	4	0	3	0	6	168
3	1	2	36	2	0	0	0	1	1	1	3	0	0	0	1	2	3	0	3	0	8	184
5	1	3	58	2	0	0	0	1	2	1	5	0	0	0	3	2	7	0	6	0	14	352

天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県	合計
5	1	3	58	2	0	0	0	1	2	1	5	0	0	0	3	2	7	0	6	0	14	351
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	99.7%
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県	合計
20.0%	25.0%	40.0%	37.9%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	25.0%	20.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	50.0%	30.0%	0.0%	33.3%	0.0%	36.4%	27.3%
50.0%	50.0%	50.0%	59.0%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	50.0%	25.0%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	33.3%	0.0%	42.9%	0.0%	61.5%	47.8%

2-(2)　申立から終了までの事件の流れ

あっせん・仲裁事件が申し立てられてから，終了するまでの流れは，以下のフローチャートに書いたとおりです。個々の項目の説明は，後記のとおりです。

【フローチャート】

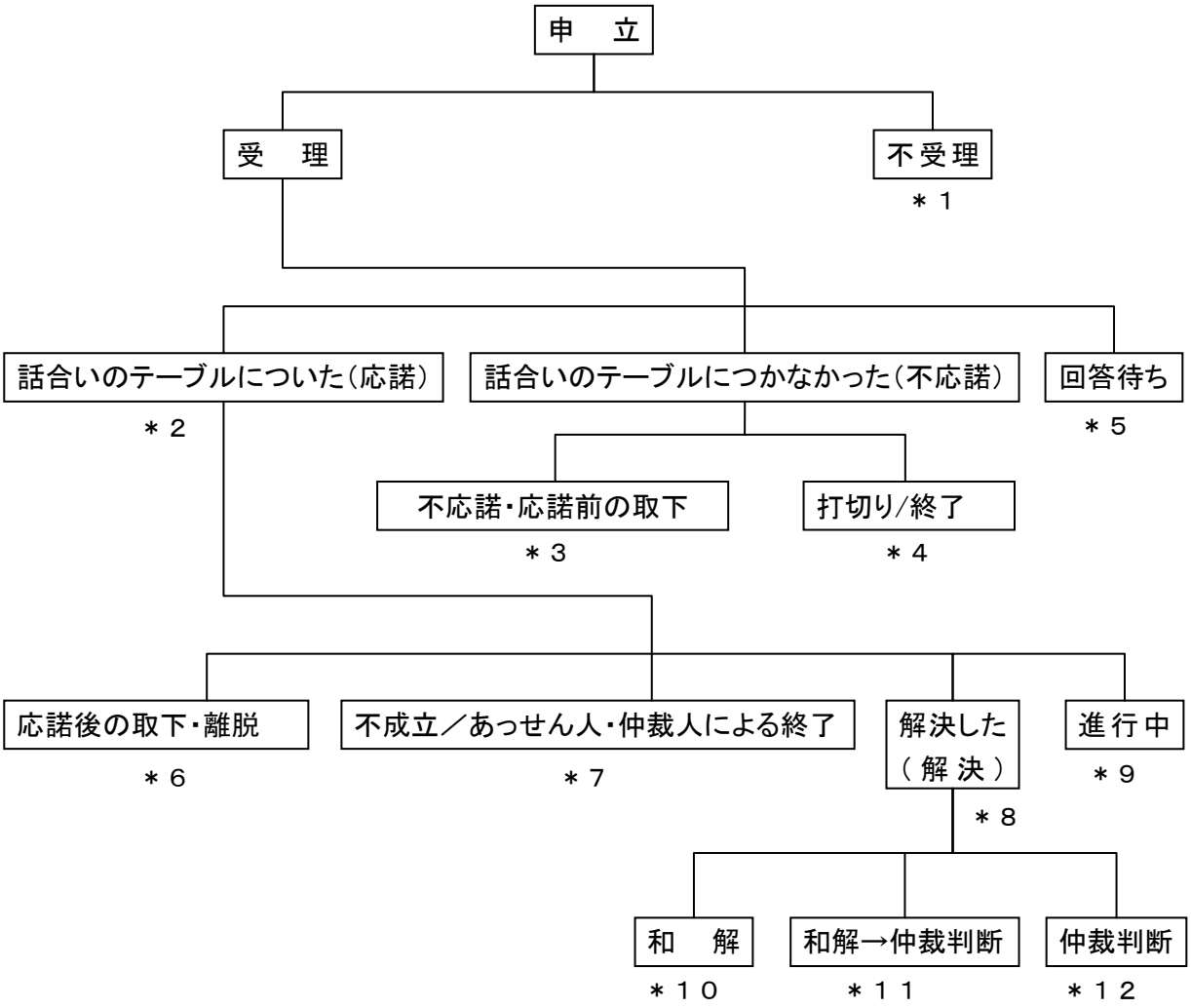

2-(3)　フローチャートの用語の説明

（ ）は，2-(1)表 申立事件の終了状況一覧の該当部分を指す。

＊１　不受理(1①)

センターのなかには，法律相談段階で審査を行い，事件として受理しないもの，申立書を受け取ったが，あっせん・仲裁不適合事案として受け付けないものがある。

＊２　応諾(2(3))

あっせん・仲裁事件として，当事者双方が話合いの席について，手続が進んだケース。

＊３　不応諾・応諾前の取下(2(1)①)

相手方が手続に応諾しないまま申立ての取下がされたケース。不応諾による取下の場合と応諾前の取下の場合が含まれる。

＊４　打切り/終了(2(1)②)

申立受理後相手方応諾前にセンター又はあっせん人・仲裁人予定者が手続を打ち切り，期日前に終了させたケ

ース。手続応諾前に申立人の取下以外で終了したケース。

＊５　回答待ち(2(2))

統計処理上，年度末において締める必要があるため，年度末において相手方からの回答が来ていないケース。

＊６　応諾後の取下・離脱(2(3)①)

手続の応諾はされたが，その後に申立人から申立ての取下がされ，又は相手方が離脱（応諾の取消）をしたケース。応諾後に当事者の主導で手続が終了したケース。

＊７　不成立／あっせん人・仲裁人による終了(2(3)②)

手続の応諾はされたが，その後，和解又は仲裁がされずに，あっせん人・仲裁人（又はセンター）が手続を打ち切り，終了させたケース。手続応諾後に和解・仲裁がされないまま当事者の取下・離脱以外で手続が終了したケース。

＊８　解決(2(3)④，4，5)

手続の応諾があり，和解又は仲裁判断により解決したケース。2-(1)表の「2 受理事件 (3)④解決」には当該年度に申し立てられ，当該年度に解決した事件（新受事件）のみ計上し，同表「4 解決事件 」及び「5 解決形式」には，新受事件及び前年度以前に申し立てられ当該年度に解決した事件（旧受事件）を合わせて計上している。

＊９　進行中(2(3)③)

＊６と同様，年度末で区切るための処理。当然，次年度以降この数値は減少することになる。継続中としているセンターもある。

＊１０　和解(5①)

和解で解決したケース。当事者の仲裁合意に基づいて仲裁申立があったが和解で終了したケースも含んでいる。

＊１１　和解→仲裁判断(5②)

あっせん等により当事者間に和解が成立した後，和解の内容を仲裁判断とする合意が当事者間に成立し，これに基づき仲裁人が仲裁判断書を作成したケース。純然たる仲裁判断と区別する。仲裁判断（和解）あるいは和解的仲裁判断と表記しているものはこれに含めた。ほとんど仲裁判断の理由が書かれていない（仲裁法第３８条，第３９条）。

＊１２　仲裁判断(5③)

当事者の仲裁合意に基づき仲裁人が仲裁判断をしたケース。純然たる仲裁判断。

【その他】

( )は，2-(1)表 申立事件の終了状況一覧の該当部分を指す。

１　応諾率(新受事件・3)

受理事件の中で，話合いのテーブルについた事件の割合。ただし，受理件数の中から回答待ちの件数を差し引いている。

計算式　　応諾件数÷（受理件数－回答待件数）×１００％

２　受理事件対比解決率(新受事件・6)

(1) 受理事件対比解決率(6①)

受理事件の中で当該年度に解決したケースの割合。

計算式　　解決（新受）件数÷（受理件数－回答待件数－進行中件数）×１００％

(2) 応諾事件対比解決率(6②)

当事者が話合いのテーブルについたもののうち，解決（新受）した事件の比率

計算式　　解決（新受）件数÷（応諾件数－進行中の件数）×１００％

2－(4)グラフ 申立事件の終了状況

① 申立件数（センター別）

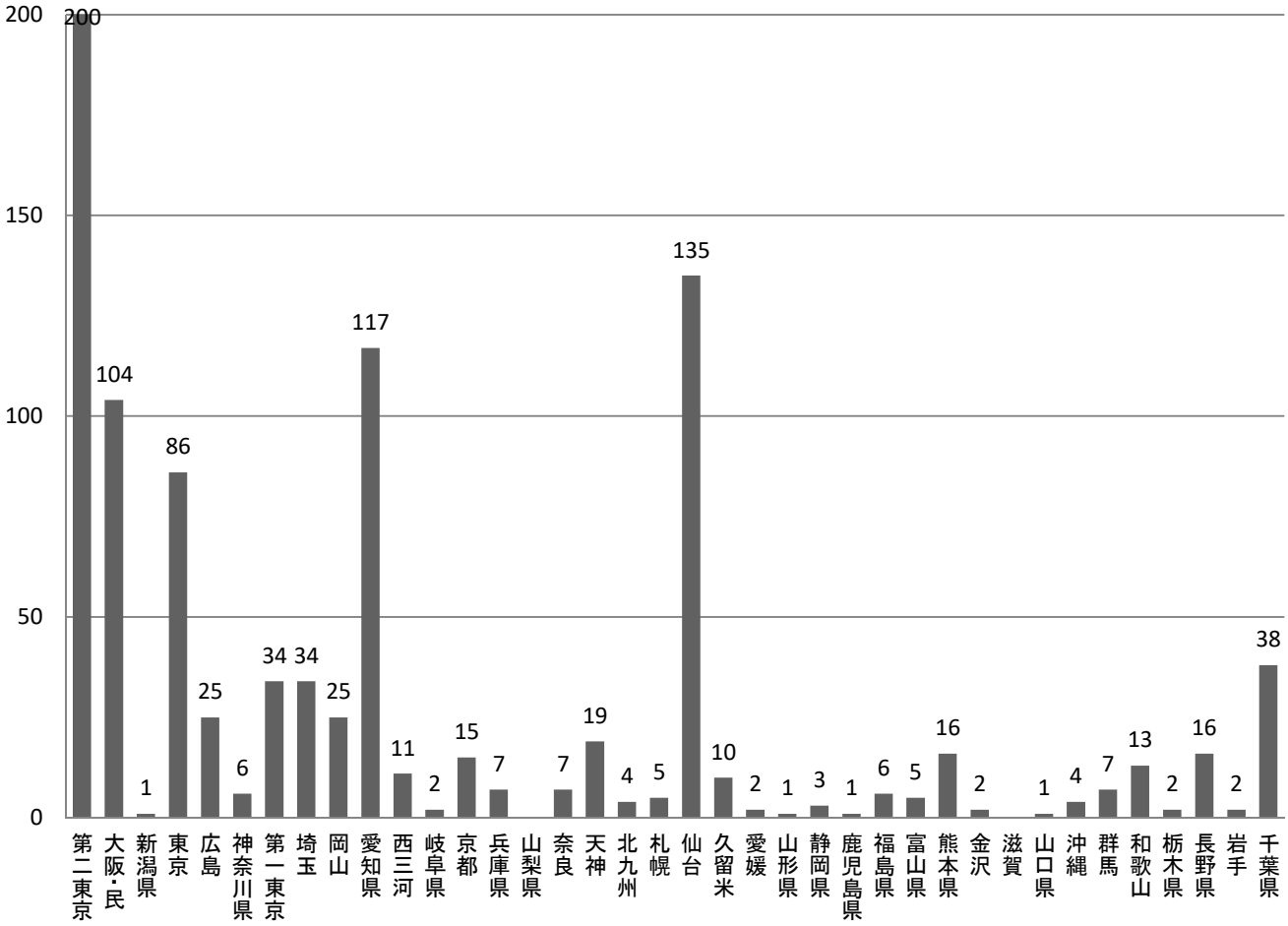

② センター別解決事件数

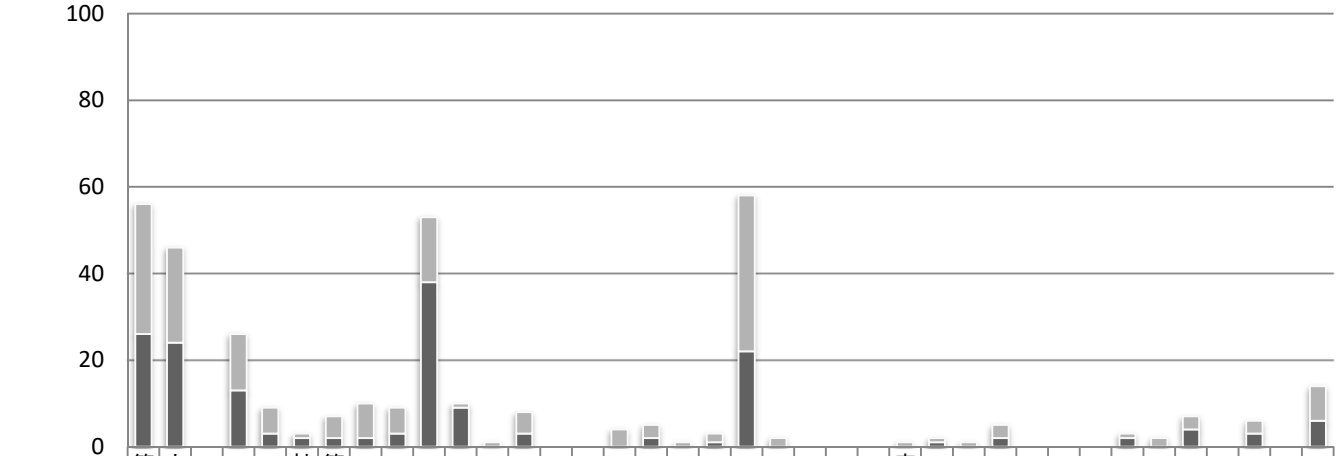

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県
新受事件	30	22	0	13	6	1	5	8	6	15	1	1	5	0	0	4	3	1	2	36	2	0	0	0	1	1	1	3	0	0	0	1	2	3	0	3	0	8
旧受事件	26	24	0	13	3	2	2	2	3	38	9	0	3	0	0	0	2	0	1	22	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2	0	4	0	3	0	6

2－(4)グラフ 申立事件の終了状況

③ 応諾状況

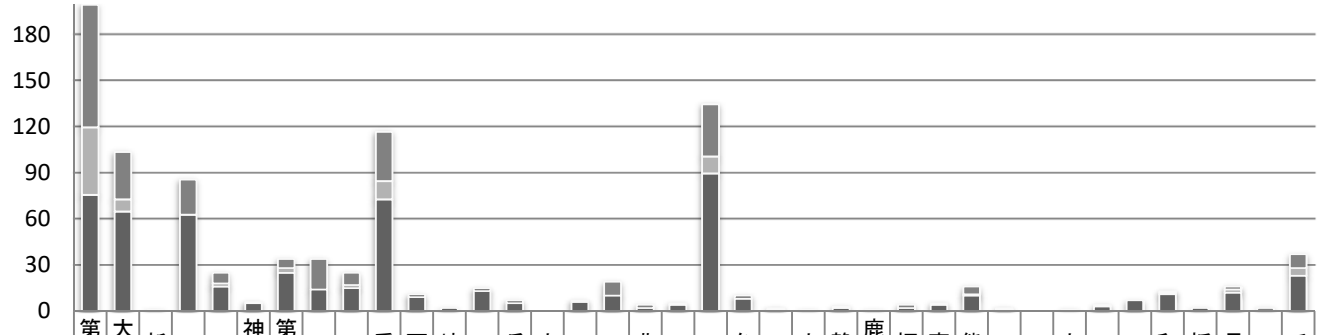

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県
■不応諾	80	31	0	23	7	1	6	20	8	32	2	0	2	2	0	1	9	2	1	34	2	1	0	1	0	2	1	5	1	0	1	1	0	1	0	2	2	9
■回答待ち	44	8	0	0	2	0	3	0	2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	5
■応諾	76	65	1	63	16	5	25	14	15	73	9	2	13	5	0	6	10	2	4	90	8	1	1	2	1	2	4	10	1	0	0	3	7	11	2	12	0	23

④ 不応諾事由

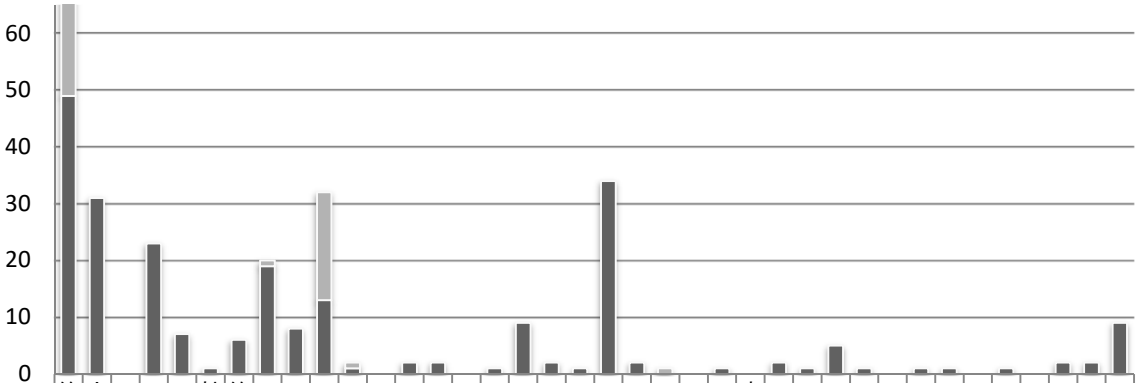

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県
■打切り／終了	31	0	0	0	0	0	0	1	0	19	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■不応諾／応諾後取下げ	49	31	0	23	7	1	6	19	8	13	1	0	2	2	0	1	9	2	1	34	2	0	0	1	0	2	1	5	1	0	1	1	0	1	0	2	2	9

⑤ 解決事件の形式

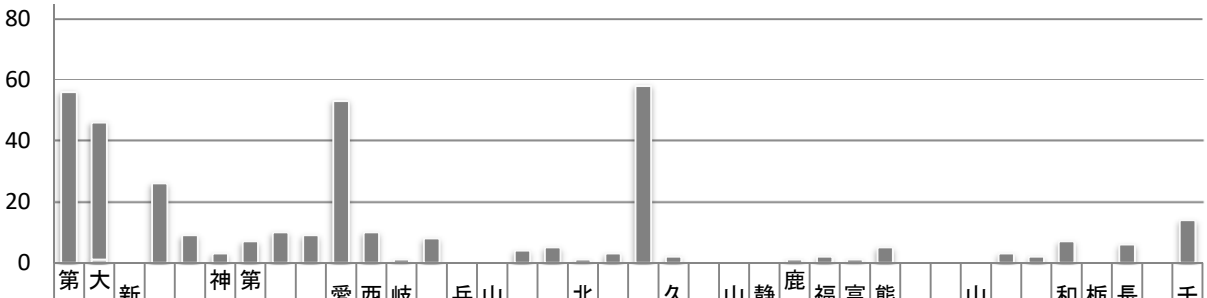

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県
■和解	56	45	0	26	9	3	7	10	9	53	10	1	8	0	0	4	5	1	3	58	2	0	0	0	1	2	1	5	0	0	0	3	2	7	0	6	0	14
■和解→仲裁判断	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■仲裁判断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3-(1)表 紛争類型別受理事件一覧

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県	合計
1 不動産売買を巡る紛争	3	8	0	2	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	25
手付金返還等																																							0
契約解除	1										1																							1					3
買い戻し																				1																		1
その他	2	8		2						4										1								1						2		1			21
2 不動産賃貸借を巡る紛争	5	10	0	5	3	0	3	5	4	4	1	0	2	0	0	0	2	0	2	16	2	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2	0	2	0	5	79
明渡				1	1															9																1		2	14
賃料増額		3											1																										4
賃料減額																				2	1																	1	4
敷金・保証金返還																																		1					1
賃料配分・管理費用分担																																							0
滞納賃料	1	1			1			1	1											2				1															8
原状回復費用		2					2	2									1		1	1	1													1					11
更新料		1		1			1																																3
借地権買取																				1																		1	2
修理・修繕費用	3										1						1					1						1				1							8
その他	1	3		3	1			2	3	4			1						1	1								1				1				1		1	24
3 請負契約を巡る紛争	41	15	0	0	0	1	0	1	4	8	2	0	3	1	0	0	0	0	0	10	1	0	1	0	0	0	0	7	0	0	1	0	1	0	0	1	0	7	105
建築工事代金	2	2								2	1		1	1						3								3										2	17
契約の解除	6									1										1																			8
建築工事の損害	2	3				1			3	2	1									4								4										4	24
デザイン料	1																																						1
その他	30	10						1	1	3			2							2	1		1														1		1	55
4 貸金を巡る紛争	5	1	0	0	2	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
債権額・過払金等を巡る紛争	1																																						1
債務弁済協定	1						1													2																			4
その他	3	1			2					3																1													10
5 その他の契約紛争	99	11	1	20	0	2	11	1	4	11	1	2	1	2	0	1	1	0	0	19	1	0	0	1	1	0	1	2	0	0	0	0	2	0	0	3	0	2	200
リース契約		5								1																													6
商品委託取引																																							0
預り金返還				1										1																									2
動産売買										1										1								1								1			4
銀行関係	4	1	1	2		2	3			2	1	2				1																							19
手数料返還																				1																			1
契約不履行	71			1					1	1				1						3	1							1										1	80

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県	合計
立替金																																					0
サービスの提供を巡る紛争	4	3		9			6			1															1							1					25
先物取引を巡る紛争																																					0
介護契約を巡る紛争													1							4												1					6
その他	20	2		7			2	1	3	5							1			10				1			1	1							2		1	57
6 債務不存在確認	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	8
7 不法行為を巡る紛争	31	32	0	37	13	2	10	6	4	64	1	0	2	1	0	1	7	4	2	50	4	1	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2	1	4	0	1	0	8	293
けんか								1												1																		2
動物事故		1						2								1																						4
交通事故（自転車事故以外）				1				1		8							1			2												1					1	15
自転車事故（自転車同士・自転車と歩行者・物損）																																					0
医事紛争	19	10		28	7	1	9	1		42			1	1			6	4	2	21	4	1				2	2						2				4	167
名誉毀損	1			1																																	2
近隣紛争		4				1				3										3																		11
婚姻外男女関係		3		1	1			1	1	2	1									5																	1	16
賠償額確定		7		2						1										1																	1	12
スポーツ事故	1	1			1															1																		4
故意による加害		1		1					3																									2		1		8
その他	10	5		3	4		1			8			1							16						1						1	1				1	52
8 知的財産権がらみの紛争	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
9 家族間の紛争	1	11	0	8	5	0	6	4	3	12	2	0	2	0	0	2	0	0	1	17	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	4	0	1	0	5	88
離婚・夫婦関係調整		1		1	4		1			1			1			1			1	3							1						1					16
婚約破棄					1			1		1										3																		6
養育費・親権	1	1		2			3		1	1										1																		10
相続		4		3			1	1	2	7	1									4				1								1	2		1		1	29
親子関係		3		2				1					1							1												1					2	11
その他		2					1	1		2	1					1				5													1				2	16
10 職場の紛争	8	3	0	1	0	0	1	4	0	5	1	0	2	1	0	0	1	0	0	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	2	44
解雇・退職	3	2					1	2		1										3															1			1	14
労働災害				1						1										1																		3
賃金	1	1						1		2				1							1															1		1	9
その他	4							1		1	1		2				1			7																1			18
11 会社関係の紛争	2	1	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	12
12 相隣関係	1	2	0	0	1	0	0	4	1	2	1	0	2	0	0	0	1	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	25
13 マンション（区分所有）関係	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6
管理費滞納等																																							0
その他		1				1								1						2																		1	6
14 その他	4	8	0	11	1	0	0	8	4	1	1	0	0	1	0	3	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3	2	0	0	0	1	0	0	2	2	0	59
合計	200	104	1	86	25	6	34	34	25	117	11	2	15	7	0	7	19	4	5	135	10	2	1	3	1	4	5	16	2	0	1	4	7	13	2	16	2	37	963

3-(2)表 紛争類型別解決事件一覧

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県	合計
1 不動産売買を巡る紛争	2	2	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	12
手付金返還等										2																												2
契約解除	1																																1					2
買い戻し																				1																		1
その他	1	2								2			1							1																		7
2 不動産賃貸借を巡る紛争	1	7	0	1	2	0	2	1	1	3	0	0	1	0	0	0	1	0	2	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	35
明渡																				3																2		1	6
賃料増額		1																																				1
賃料減額		1																		1	1																	3
敷金・保証金返還				1																																		1
賃料配分・管理費用分担																																						0
滞納賃料										1																												1
原状回復費用		3					2	1											2	1																		9
更新料																																						0
借地権買取																																						0
修理・修繕費用	1				1												1			2											1							6
その他		2			1				1	2			1							1																		8
3 請負契約を巡る紛争	12	7	0	1	1	0	0	0	1	12	6	0	1	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	55
建築工事代金										1	1																	2										1	5
契約の解除	2																			2																		4
建築工事の損害		4							1	5	5		1							2								1										3	22
デザイン料																																						0
その他	10	3		1	1					6										2																		1	24
4 貸金を巡る紛争	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
債権額・過払金等を巡る紛争																																						0
債務弁済協定																				1																		1
その他	1																																					1
5 その他の契約紛争	20	5	0	10	1	0	2	0	1	2	0	1	1	0	0	1	1	0	0	11	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	59
リース契約		5																																				5
商品委託取引																																						0
預り金返還																																						0
動産売買																				1																		1
銀行関係	2			3								1				1																						7
手数料返還																				1																		1
契約不履行	11			1			1			1										1																	1	16

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県	合計
立替金																																						0
サービスの提供を巡る紛争	1			5	1		1										1								1													10
先物取引を巡る紛争																																						0
介護契約を巡る紛争													1							2																		3
その他	6			1					1	1										6														1				16
6 債務不存在確認	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
7 不法行為を巡る紛争	12	18	0	12	4	3	1	4	1	29	0	0	2	0	0	1	1	1	1	13	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	4	0	0	0	4	116
けんか																																		1					1
動物事故		1						2								1																							4
交通事故（自転車事故以外）								1		4										2												1					1	9
自転車事故（自転車同士・自転車と歩行者・物損）						1																																1
医事紛争	10	7		9	2	2	1			19							1	1	1	2	1				1	1								1			1	60
名誉毀損																																						0
近隣紛争		4																																				4
婚姻外男女関係								1												3																		4
賠償額確定		4		1						1																											2	8
スポーツ事故	1																			1																		2
故意による加害		1							1	1																												3
その他	1	1		2	2					4			2							5														1	2				20
8 知的財産権がらみの紛争	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
9 家族間の紛争	1	3	0	1	1	0	2	0	0	3	0	0	1	0	0	1	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	25
離婚・夫婦関係調整					1					1										1														1				4
婚約破棄																				1																		1
養育費・親権	1	1		1			1													1																		5
相続		2					1													2														1				6
親子関係													1																									1
その他										2						1				5																		8
10 職場の紛争	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	15
解雇・退職								2												2												1						5
労働災害																				1																		1
賃金																																					1	1
その他	2												1				1			2						1										1		8
11 会社関係の紛争	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8
12 相隣関係	4	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	13
13 マンション（区分所有）関係	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
管理費滞納等																																						0
その他		1																																				1
14 その他	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6
合計	56	46	0	26	9	3	7	10	9	53	10	1	8	0	0	4	5	1	3	58	2	0	0	0	1	2	1	5	0	0	0	3	2	7	0	6	0	14	352

3-(3)グラフ 受理事件・解決事件類型

① 紛争類型別受理事件一覧

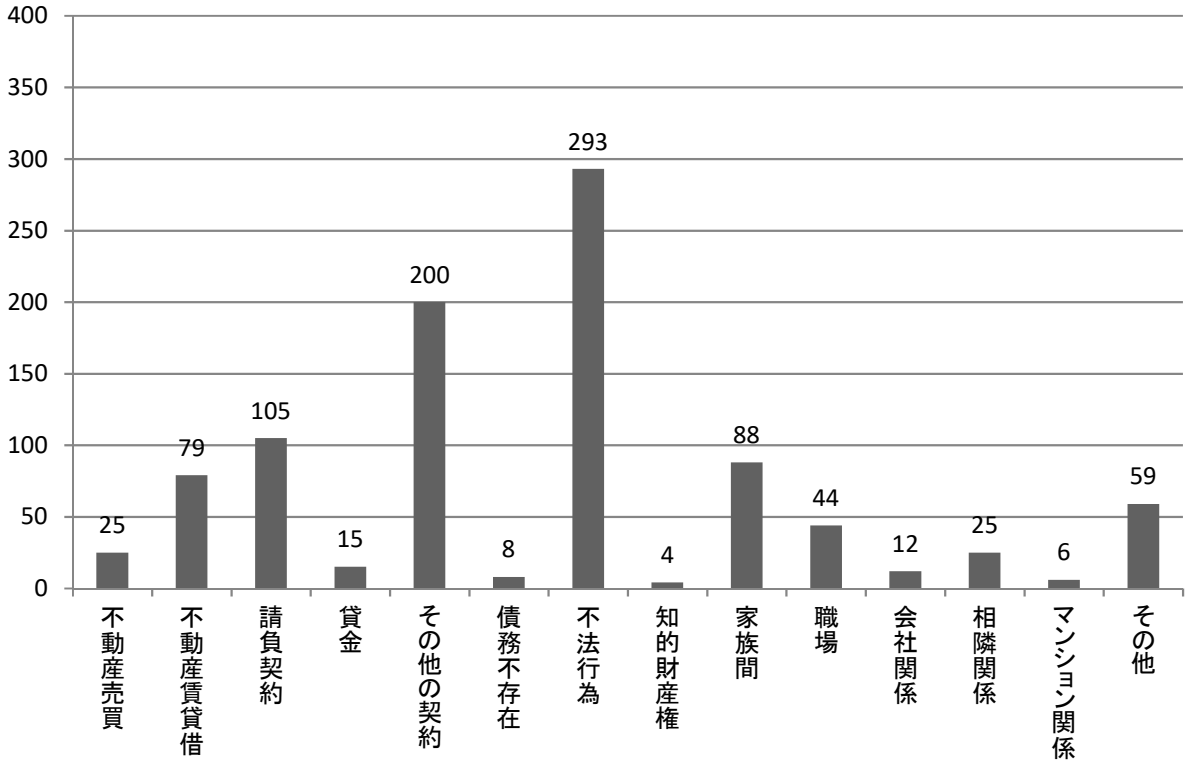

② 紛争類型別解決事件一覧

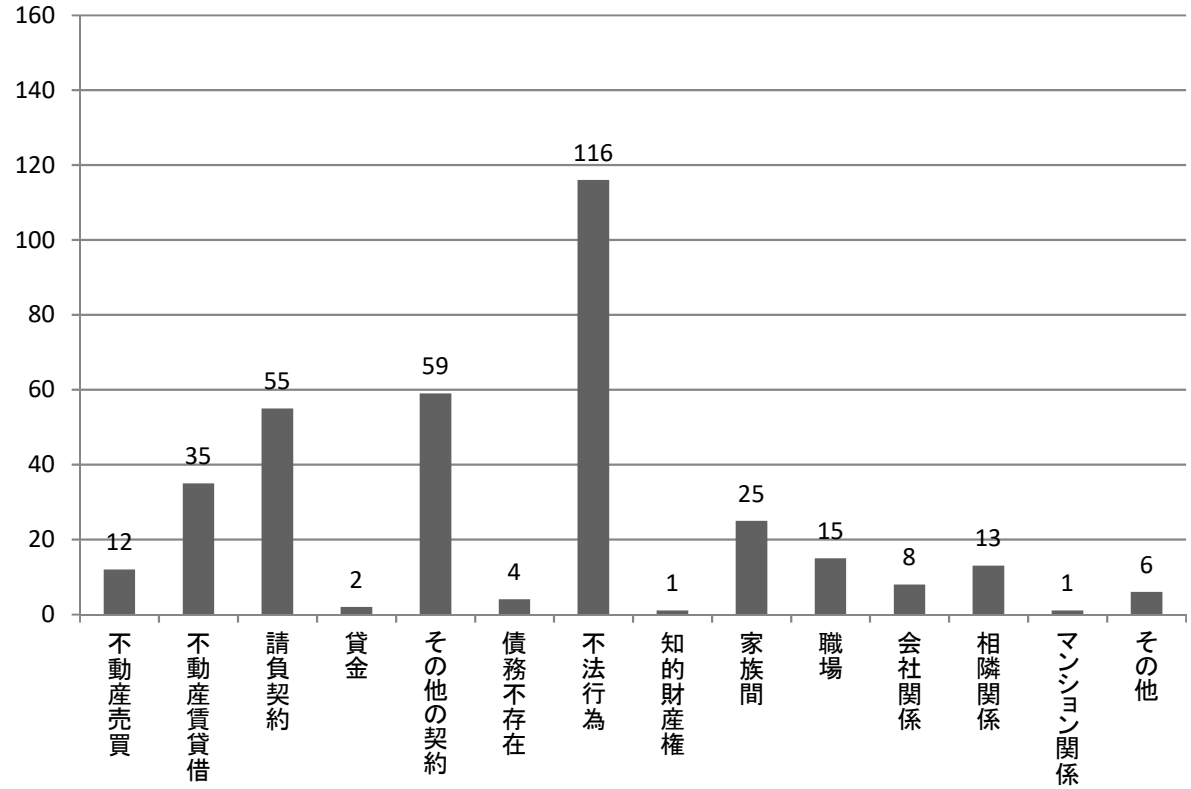

③ 不法行為を巡る紛争の内容

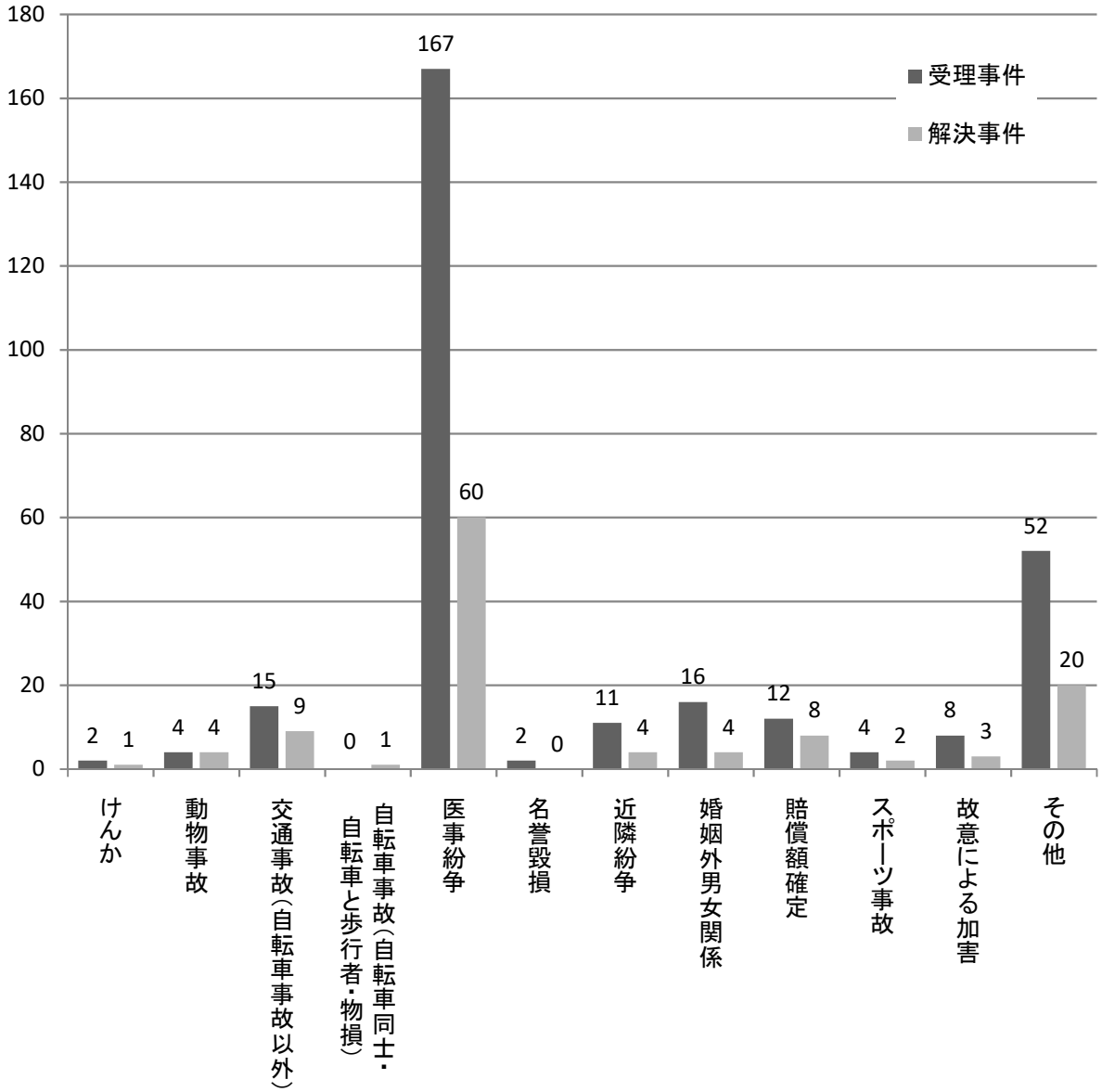

4-(1)表 専門ADR受理事件

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県	合計
1 医療ADR	21	10	0	36	5	0	9	0	0	42	0	0	0	1	0	0	6	4	2	25	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	173
一般医療(産科含む)	15	3		25	4					33							6	4	1	17	2	1											1				3	115
歯科	5	7		6	1		2			8				1					1	3	1															1	36
美容整形	1			1																					1												3
柔道整復																																						0
介護事故				1																4	1											1					7
その他				3			7			1										1																	12
2 金融ADR	7	1	1	16	0	2	5	1	0	1	1	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	42
デリバティブ損失を巡る紛争														1																								1
その他の金融商品による損失を巡る紛争				4							1																											5
説明・顧客対応を巡る紛争	5	1	1	6		2	2	1				1	1																1									21
暗号資産(仮想通貨)を巡る紛争	1			4			1																								1							7
その他	1			2			2			1		1				1																							8
3 国際家事ADR(外務省委託事業のみ)	0	3	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
子の返還		2		1																																		3
面会交流		1		1			3																															5
4 災害ADR	2	3	0	1	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	28
震災																	1											4										5
新型コロナウイルス感染症	2	2		1			6										1			4	1							1										18
その他		1			1																2																1	5
合計	30	17	1	55	6	2	23	1	0	43	1	2	1	2	0	1	8	4	2	29	7	1	0	0	1	0	0	5	1	0	0	1	0	2	0	0	0	5	251

4-(2)表 専門ADR解決事件

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県	合計
1 医療ADR	9	7	0	9	2	0	1	0	0	19	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	58
一般医療(産科含む)	7	4		8	1					17								1		1																		1	40
歯科	2	2		1			1			2							1		1	1	1																	12
美容整形		1			1																				1													3
柔道整復																																						0
介護事故																				2													1					3
その他																																						0
2 金融ADR	4	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
デリバティブ損失を巡る紛争																																						0
その他の金融商品による損失を巡る紛争				3																																		3
説明・顧客対応を巡る紛争	3			5								1																										9
暗号資産(仮想通貨)を巡る紛争				2																																		2
その他	1			1												1																							3
3 国際家事ADR(外務省委託事業のみ)	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
子の返還				1																																		1
面会交流							1			1																													2
4 災害ADR	0	1	0	1	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	18
震災									2								1																					3
新型コロナウイルス感染症		1		1			1										1			4							1											9
その他					1															2	1																2	6
合計	13	8	0	22	3	0	3	0	2	20	0	1	0	0	0	1	3	1	1	10	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	96

5-(1)表 解決事件の紛争の規模別分類

	30万円以下	30万円超 100万円以下	100万円超 300万円以下	300万円超 1000万円以下	1000万円超 1億円以下	1億円超	合計
第二東京	29	15	5	4	3	0	56
	51.8%	26.8%	8.9%	7.1%	5.4%	0.0%	100.0%
大阪・民	23	10	8	2	3	0	46
	50.0%	21.7%	17.4%	4.3%	6.5%	0.0%	100.0%
新潟県	0	0	0	0	0	0	0
	－	－	－	－	－	－	0.0%
東京	5	11	6	2	2	0	26
	19.2%	42.3%	23.1%	7.7%	7.7%	0.0%	100.0%
広島	4	0	4	1	0	0	9
	44.4%	0.0%	44.4%	11.1%	0.0%	0.0%	100.0%
神奈川県	1	1	0	1	0	0	3
	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
第一東京	4	1	1	0	0	1	7
	57.1%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	100.0%
埼玉	6	2	2	0	0	0	10
	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
岡山	3	2	2	2	0	0	9
	33.3%	22.2%	22.2%	22.2%	0.0%	0.0%	100.0%
愛知県	5	20	6	17	5	0	53
	9.4%	37.7%	11.3%	32.1%	9.4%	0.0%	100.0%
西三河	2	2	0	5	1	0	10
	20.0%	20.0%	0.0%	50.0%	10.0%	0.0%	100.0%
岐阜県	0	1	0	0	0	0	1
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
京都	1	4	3	0	0	0	8
	12.5%	50.0%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0
	－	－	－	－	－	－	0.0%
山梨県	0	0	0	0	0	0	0
	－	－	－	－	－	－	0.0%
奈良	3	1	0	0	0	0	4
	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
天神	2	1	2	0	0	0	5
	40.0%	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
北九州	0	1	0	0	0	0	1
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
札幌	1	1	1	0	0	0	3
	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
仙台	14	26	11	5	2	0	58
	24.1%	44.8%	19.0%	8.6%	3.4%	0.0%	100.0%
久留米	1	1	0	0	0	0	2
	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
愛媛	0	0	0	0	0	0	0
	－	－	－	－	－	－	0.0%
山形県	0	0	0	0	0	0	0
	－	－	－	－	－	－	0.0%
静岡県	0	0	0	0	0	0	0
	－	－	－	－	－	－	0.0%
鹿児島県	0	1	0	0	0	0	1
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
福島県	1	0	1	0	0	0	2
	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
富山県	0	1	0	0	0	0	1
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
熊本県	1	2	2	0	0	0	5
	20.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
金沢	0	0	0	0	0	0	0
	－	－	－	－	－	－	0.0%
滋賀	0	0	0	0	0	0	0
	－	－	－	－	－	－	0.0%
山口県	0	0	0	0	0	0	0
	－	－	－	－	－	－	0.0%
沖縄	1	1	1	0	0	0	3
	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
群馬	0	1	1	0	0	0	2
	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
和歌山	1	2	1	1	2	0	7
	14.3%	28.6%	14.3%	14.3%	28.6%	0.0%	100.0%
栃木県	0	0	0	0	0	0	0
	－	－	－	－	－	－	0.0%
長野県	2	3	0	1	0	0	6
	33.3%	50.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	100.0%
岩手	0	0	0	0	0	0	0
	－	－	－	－	－	－	0.0%
千葉県	1	9	3	1	0	0	14
	7.1%	64.3%	21.4%	7.1%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	111	120	60	42	18	1	352
	31.5%	34.1%	17.0%	11.9%	5.1%	0.3%	100.0%

※各センター下段の比率は、各センターの合計数との比較

5-(2)グラフ 解決事件の紛争の規模別分類

① 全センター

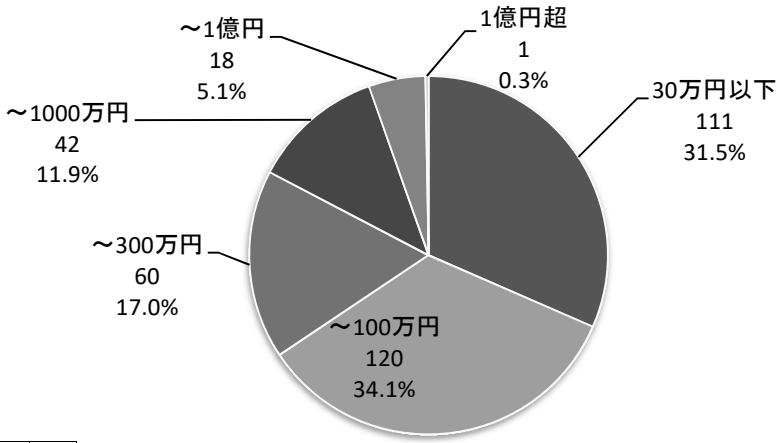

② センター別

30万円以下	～100万円	～300万円	～1000万円	～1億円	1億円超
29	15	5	4	3	0
23	10	8	2	3	0
0	0	0	0	0	0
5	11	6	2	2	0
4	0	4	1	0	0
1	1	0	1	0	0
4	1	1	0	0	1
6	2	2	0	0	0
3	2	2	2	0	0
5	20	6	17	5	0
2	2	0	5	1	0
0	1	0	0	0	0
1	4	3	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
3	1	0	0	0	0
2	1	2	0	0	0
0	1	0	0	0	0
1	1	1	0	0	0
14	26	11	5	2	0
1	1	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	1	0	0	0	0
1	0	1	0	0	0
0	1	0	0	0	0
1	2	2	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
1	1	1	0	0	0
0	1	1	0	0	0
1	2	1	1	2	0
0	0	0	0	0	0
2	3	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0
1	9	3	1	0	0

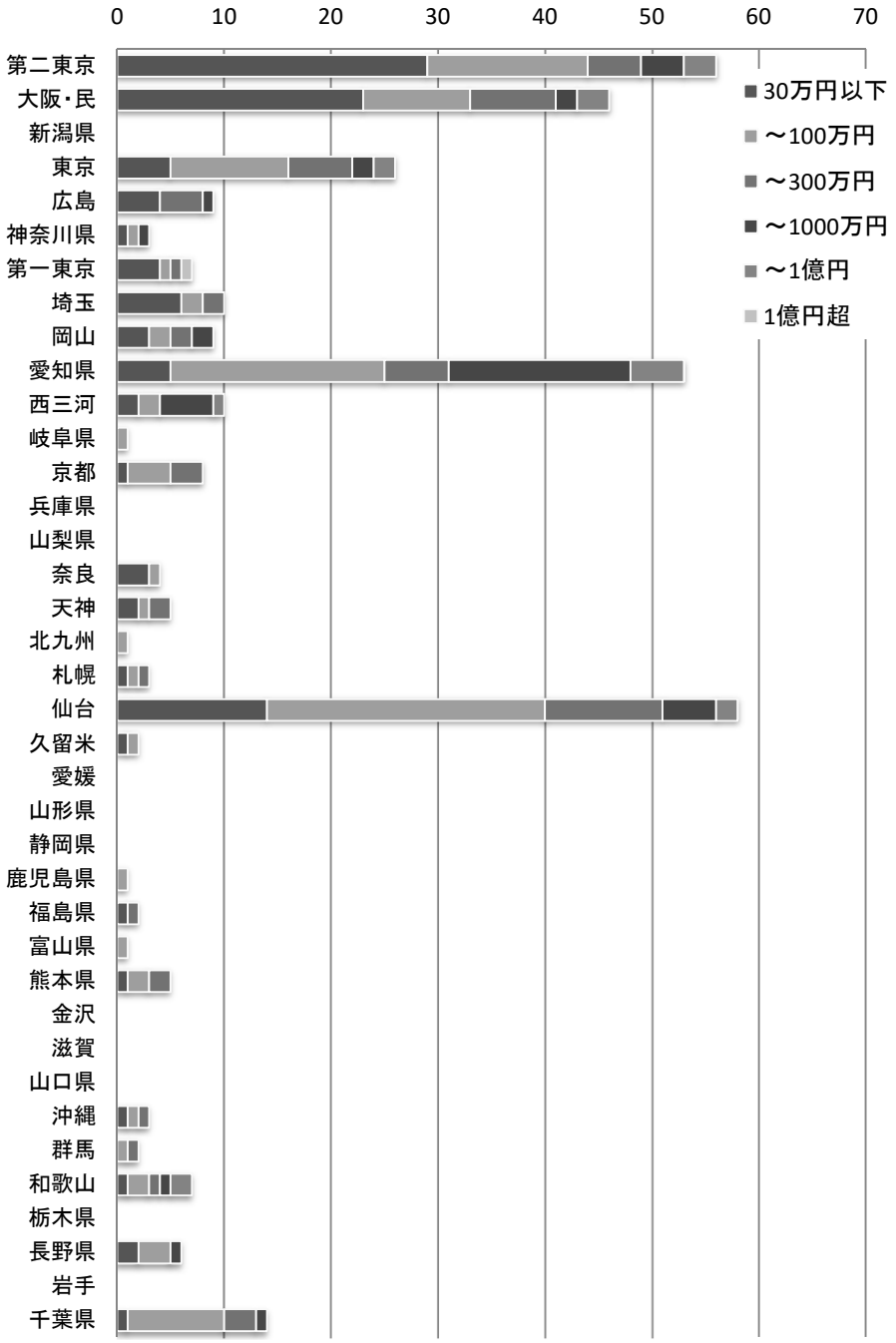

6－(1)表 解決事件の審理期間等

	第二東京	大阪・民	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	栃木県	長野県	岩手	千葉県	全国	
解決件数	56	46	0	26	9	3	7	10	9	53	10	1	8	0	0	4	5	1	3	58	2	0	0	0	1	2	1	5	0	0	0	3	2	7	0	6	0	14	352	
1 審理期間 （単位:日）																																								
①平均	212	178	－	189	111	183	107	62	200	352	194	57	122	－	－	76	82	109	131	133	66	－	－	－	112	117	36	156	－	－	－	95	67	186	－	121	－	123	※1	132.4
																																							※2	186.6
②最短	43	41	－	47	51	130	8	25	66	42	58	57	35	－	－	47	24	109	95	26	54	－	－	－	112	57	36	70	－	－	－	36	40	92	－	33	－	38		0
③最長	991	561	－	515	186	221	207	129	601	1,076	316	57	415	－	－	129	148	109	157	503	77	－	－	－	112	176	36	269	－	－	－	165	93	316	－	194	－	259		1076
2 審理回数 （単位:回）																																								
①平均	3	3	－	4	3	3	2.7	2	5	8.5	4	2	3	－	－	3	2	2	3	3.2	2	－	－	－	3	4	2	3	－	－	－	2	3.5	3.7	－	3	－	3	※1	3.2
																																							※2	4.0
②最短	1	1	－	2	2	3	1	1	2	1	2	2	1	－	－	2	1	2	2	1	2	－	－	－	3	3	2	2	－	－	－	1	3	2	－	1	－	1		1
③最長	11	10	－	7	7	4	5	3	14	24	7	2	8	－	－	5	3	2	4	11	2	－	－	－	3	4	2	5	－	－	－	3	4	5	－	4	－	7		24
3 紛争の価額 （単位:千円）																																								
①平均	2,288	4,949	－	3,344	1,202	1,367	5,490	542	1,722	3,860	4,331	400	1,031	－	－	195	920	500	779	1,903	231	－	－	－	850	837	400	1,023	－	－	－	3,658	1,300	11,606	－	874	－	1,083	※1	2,099
																																							※2	2,886
②最小	0	0	－	0	120	200	25	80	160	200	200	400	100	－	－	25	85	500	50	50	62	－	－	－	850	150	400	287	－	－	－	230	1000	190	－	200	－	50		0
③最大	31,000	67,000	－	28,000	3,500	3,500	35,500	2,030	5,000	46,000	15,500	400	2,715	－	－	500	2,500	500	1,400	24,000	400	－	－	－	850	1,523	400	2,500	－	－	－	3,000	1,600	35,000	－	3,225	－	4,250		67,000

※1:各センターの数値の和を解決事件のあるセンターの数で除したもの

※2:各センターの平均値×解決件数の和を総解決件数で除したもの

6-(2)グラフ 解決事件の審理期間等

① 審理期間（単位：日）

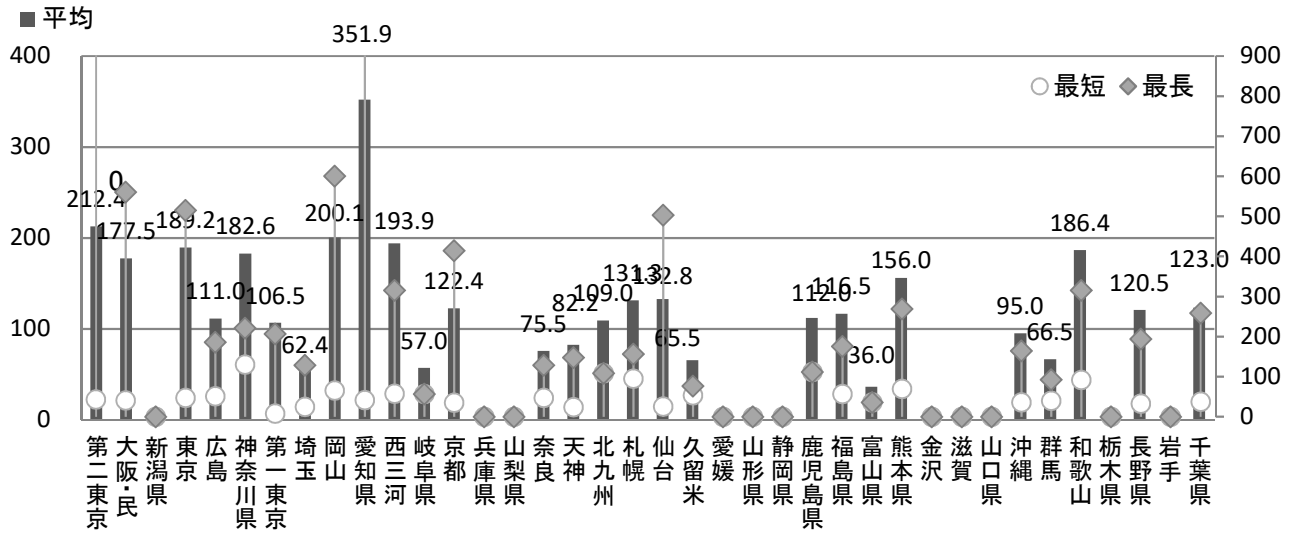

② 審理回数（単位：回）

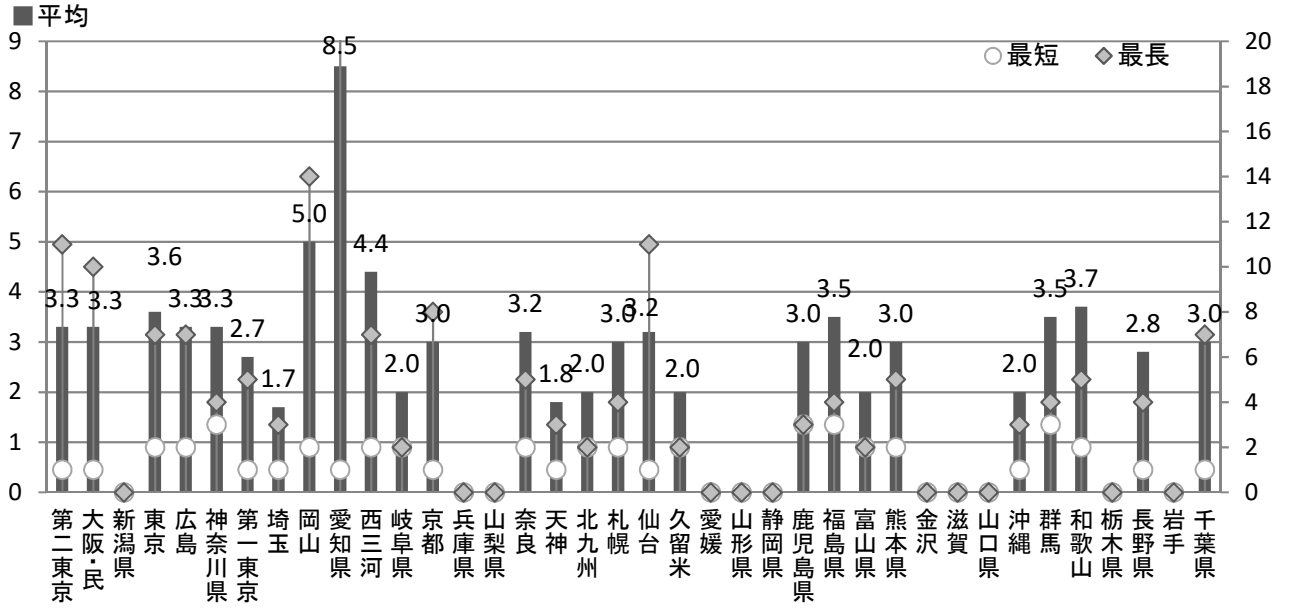

③ 紛争の価額の平均額（単位：千円）

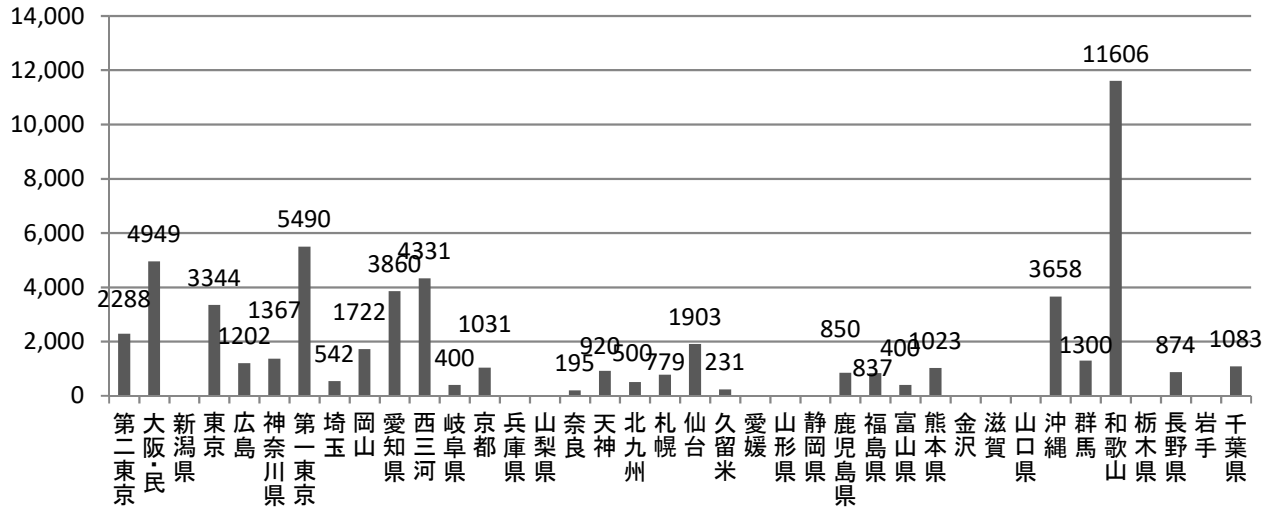

7-(1)表 代理人選任率

1 受理事件と弁護士の関与の関係

	受理件数	①申立人に弁護士なし		②相手方に弁護士なし		③申立人のみに弁護士		④相手方のみに弁護士		⑤双方に弁護士あり		⑥双方とも弁護士なし		関与弁護士数
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
第二東京	200	174	87.0%	165	82.5%	10	5.0%	19	9.5%	16	8.0%	155	77.5%	61
大阪・民	104	68	65.4%	70	67.3%	19	18.3%	17	16.3%	17	16.3%	51	49.0%	70
新潟県	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
東京	86	50	58.1%	40	46.5%	10	11.6%	20	23.3%	26	30.2%	30	34.9%	82
広島	25	20	80.0%	16	64.0%	0	0.0%	4	16.0%	5	20.0%	16	64.0%	14
神奈川県	6	3	50.0%	3	50.0%	1	16.7%	1	16.7%	2	33.3%	2	33.3%	6
第一東京	34	18	52.9%	18	52.9%	5	14.7%	5	14.7%	11	32.4%	13	38.2%	32
埼玉	34	28	82.4%	32	94.1%	5	14.7%	1	2.9%	1	2.9%	27	79.4%	8
岡山	25	14	56.0%	17	68.0%	6	24.0%	3	12.0%	5	20.0%	11	44.0%	19
愛知県	117	45	38.5%	48	41.0%	18	15.4%	15	12.8%	54	46.2%	30	25.6%	141
西三河	11	5	45.5%	9	81.8%	5	45.5%	1	9.1%	1	9.1%	4	36.4%	8
岐阜県	2	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	1
京都	15	9	60.0%	10	66.7%	3	20.0%	2	13.3%	3	20.0%	7	46.7%	11
兵庫県	7	6	85.7%	3	42.9%	0	0.0%	3	42.9%	1	14.3%	3	42.9%	5
山梨県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
奈良	7	7	100.0%	5	71.4%	0	0.0%	2	28.6%	0	0.0%	5	71.4%	2
天神	19	14	73.7%	13	68.4%	2	10.5%	3	15.8%	3	15.8%	11	57.9%	11
北九州	4	1	25.0%	3	75.0%	2	50.0%	0	0.0%	1	25.0%	1	25.0%	4
札幌	5	4	80.0%	3	60.0%	0	0.0%	1	20.0%	1	20.0%	3	60.0%	3
仙台	135	65	48.1%	79	58.5%	33	24.4%	19	14.1%	37	27.4%	46	34.1%	126
久留米	10	5	50.0%	5	50.0%	2	20.0%	2	20.0%	3	30.0%	3	30.0%	10
愛媛	2	1	50.0%	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1
山形県	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
静岡県	3	2	66.7%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	2	66.7%	2
鹿児島県	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
福島県	4	4	100.0%	2	50.0%	0	0.0%	2	50.0%	0	0.0%	2	50.0%	2
富山県	5	5	100.0%	4	80.0%	0	0.0%	1	20.0%	0	0.0%	4	80.0%	1
熊本県	16	16	100.0%	13	81.3%	0	0.0%	3	18.8%	0	0.0%	13	81.3%	3
金沢	2	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	1
滋賀	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
山口県	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
沖縄	4	4	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	100.0%	0
群馬	7	6	85.7%	5	71.4%	0	0.0%	1	14.3%	1	14.3%	5	71.4%	3
和歌山	13	7	53.8%	9	69.2%	3	23.1%	1	7.7%	3	23.1%	6	46.2%	10
栃木県	2	1	50.0%	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1
長野県	16	6	37.5%	12	75.0%	7	43.8%	1	6.3%	3	18.8%	5	31.3%	14
岩手	2	1	50.0%	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1
千葉県	37	26	70.3%	27	73.0%	7	18.9%	6	16.2%	4	10.8%	20	54.1%	21
合計	963	623	64.7%	627	65.1%	141	14.6%	137	14.2%	199	20.7%	486	50.5%	654

※関与弁護士数は，当事者の一方のみに代理人が付く場合＝1件につき1名，双方に代理人が付く場合＝1件につき2名としている。

7-(1)表 代理人選任率

2 解決事件と弁護士の関与の関係

	解決件数	①申立人に弁護士なし		②相手方に弁護士なし		③申立人のみに弁護士		④相手方のみに弁護士		⑤双方に弁護士あり		⑥双方とも弁護士なし		関与弁護士数
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
第二東京	56	39	69.6%	31	55.4%	3	5.4%	11	19.6%	14	25.0%	28	50.0%	42
大阪・総	46	25	54.3%	23	50.0%	7	15.2%	9	19.6%	14	30.4%	16	34.8%	44
新潟県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
東京	26	13	50.0%	6	23.1%	0	0.0%	7	26.9%	13	50.0%	6	23.1%	33
広島	9	8	88.9%	7	77.8%	0	0.0%	1	11.1%	1	11.1%	7	77.8%	3
神奈川県	3	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	4
第一東京	7	4	57.1%	4	57.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	42.9%	4	57.1%	6
埼玉	10	7	70.0%	10	100.0%	3	30.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	70.0%	3
岡山	9	3	33.3%	3	33.3%	1	11.1%	1	11.1%	5	55.6%	2	22.2%	12
愛知県	53	9	17.0%	9	17.0%	6	11.3%	6	11.3%	38	71.7%	3	5.7%	88
西三河	10	3	30.0%	2	20.0%	1	10.0%	2	20.0%	6	60.0%	1	10.0%	15
岐阜県	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
京都	8	4	50.0%	4	50.0%	2	25.0%	2	25.0%	2	25.0%	2	25.0%	8
兵庫県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
山梨県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
奈良	4	4	100.0%	3	75.0%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	3	75.0%	1
天神	5	4	80.0%	1	20.0%	0	0.0%	3	60.0%	1	20.0%	1	20.0%	5
北九州	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	2
札幌	3	0	0.0%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	2	66.7%	2
仙台	58	24	41.4%	26	44.8%	10	17.2%	8	13.8%	24	41.4%	16	27.6%	66
久留米	2	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	1
愛媛	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
山形県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
静岡県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
鹿児島県	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
福島県	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
富山県	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
熊本県	5	4	80.0%	2	40.0%	0	0.0%	2	40.0%	1	20.0%	2	40.0%	4
金沢	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
滋賀	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
山口県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
沖縄	3	1	33.3%	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	1	33.3%	1	33.3%	3
群馬	2	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	3
和歌山	7	3	42.9%	3	42.9%	1	14.3%	1	14.3%	3	42.9%	2	28.6%	8
栃木県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
長野県	6	3	50.0%	3	50.0%	1	16.7%	1	16.7%	2	33.3%	2	33.3%	6
岩手	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
千葉県	14	10	71.4%	7	50.0%	0	0.0%	3	21.4%	4	28.6%	7	50.0%	11
合計	352	178	50.6%	151	42.9%	36	10.2%	65	18.5%	136	38.6%	115	32.7%	362

※関与弁護士数は，当事者の一方のみに代理人が付く場合＝1件につき1名，双方に代理人が付く場合＝1件につき2名としている。

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

① 全センター

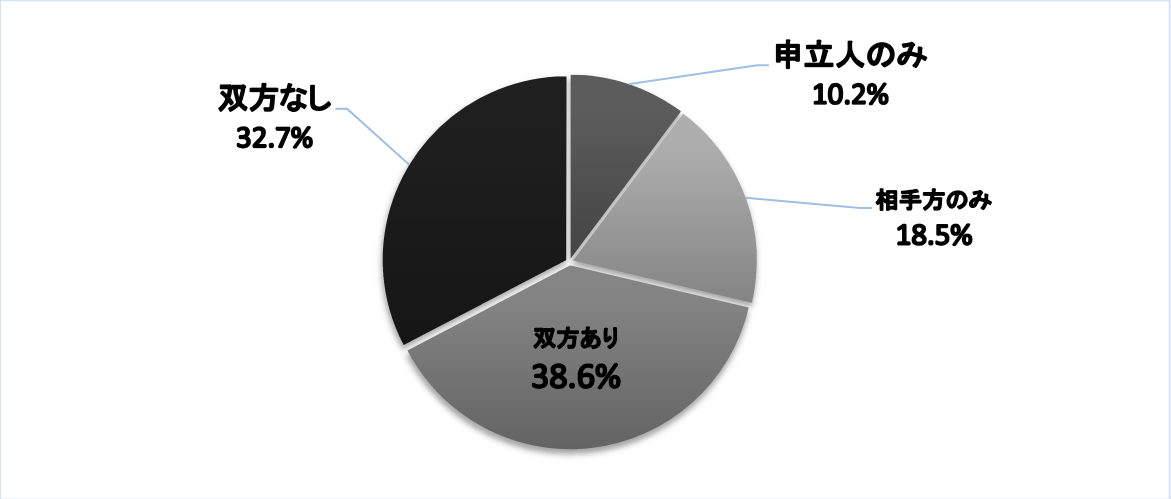

② センター別

第二東京

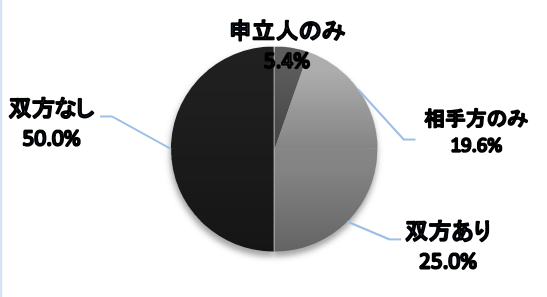

大阪（公益社団法人民間総合調停センター）

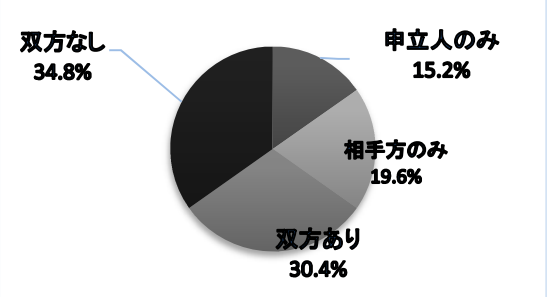

東京

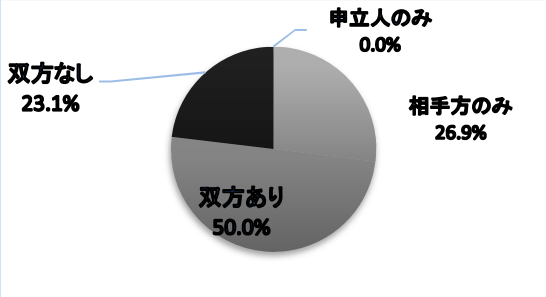

広島

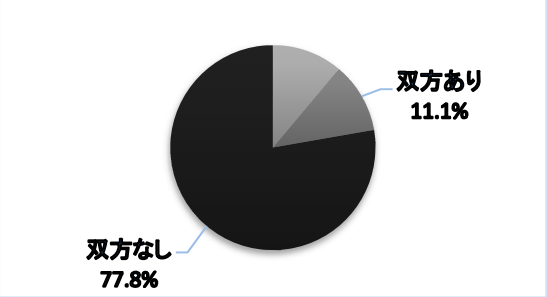

神奈川県

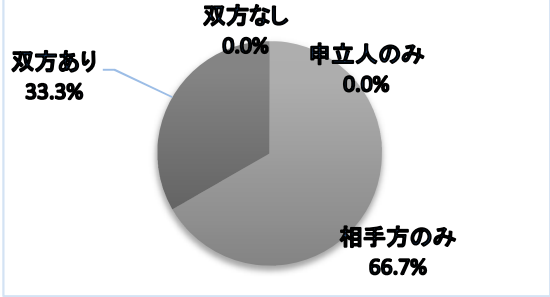

第一東京

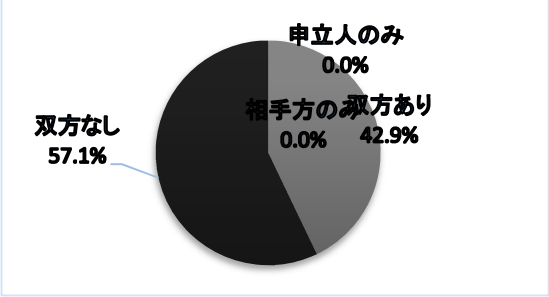

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

埼玉

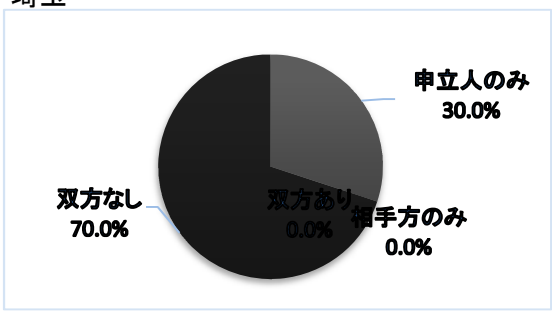

岡山

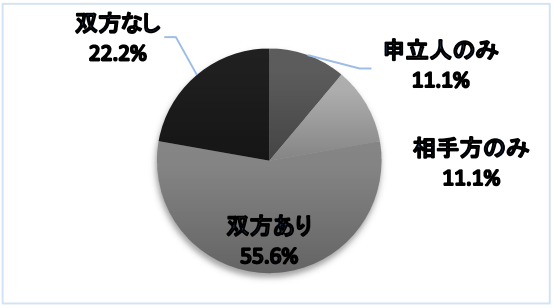

愛知県

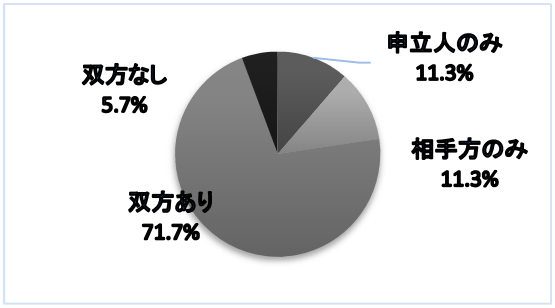

西三河

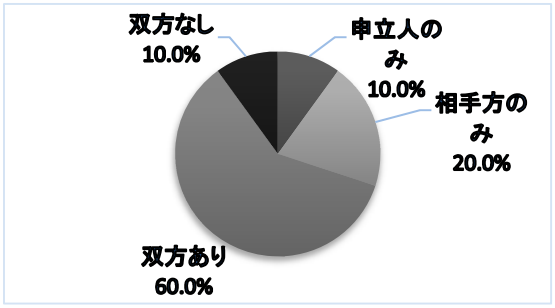

岐阜県

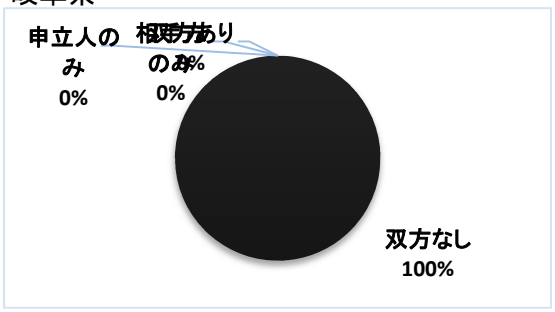

京都

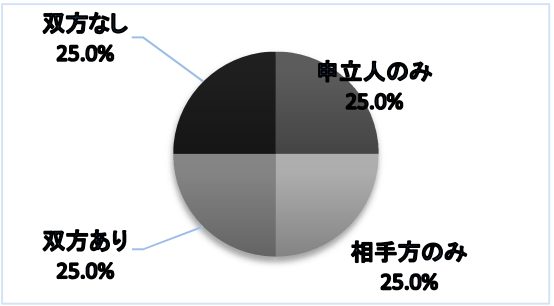

奈良

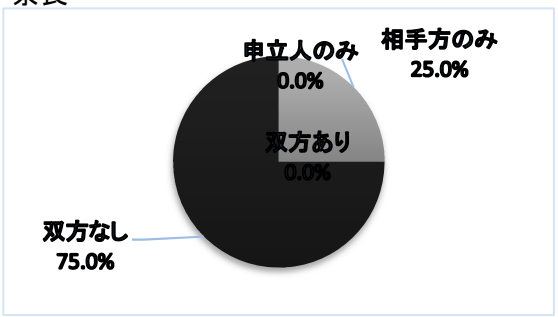

天神

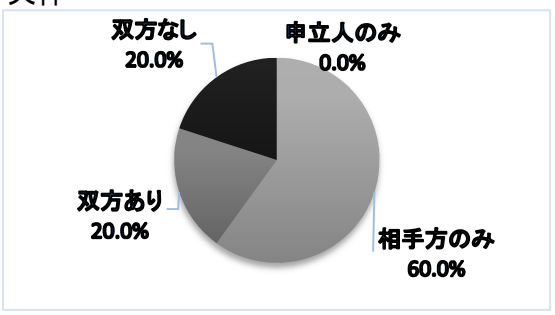

北九州

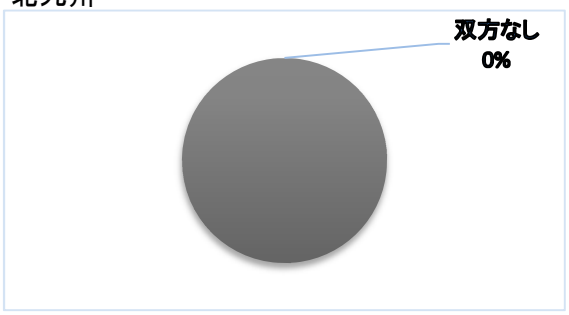

札幌

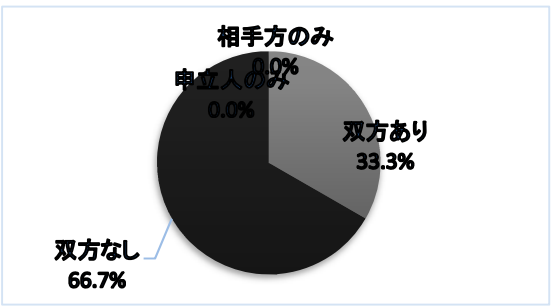

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

仙台

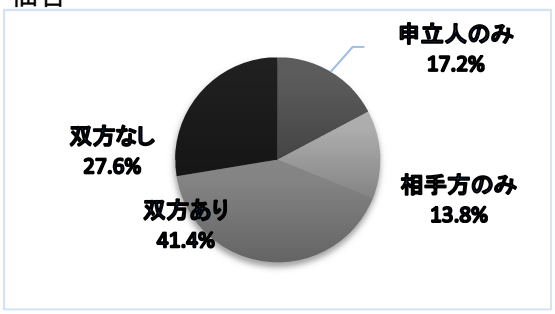

久留米

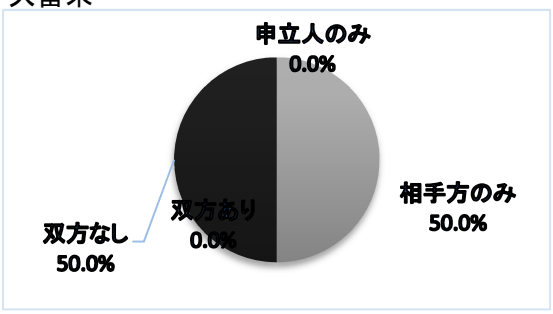

鹿児島県

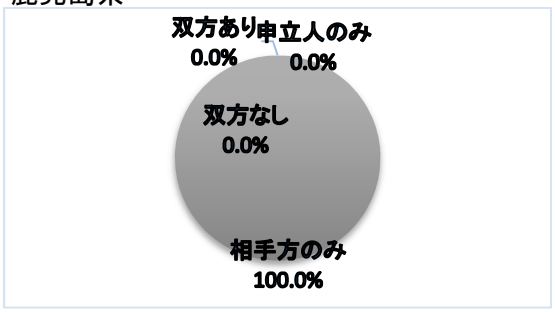

福島県

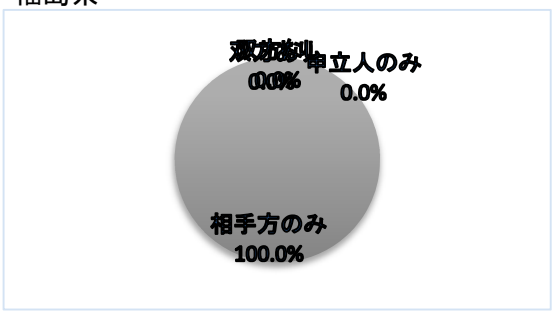

富山県

熊本県

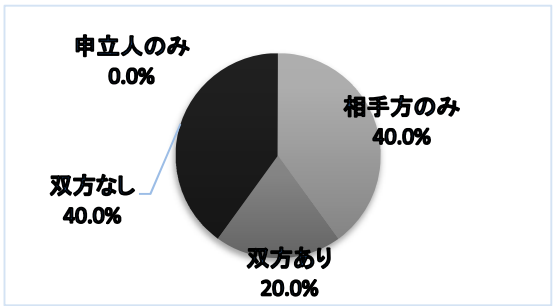

沖縄

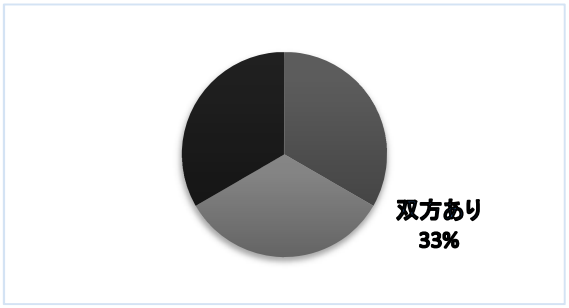

群馬

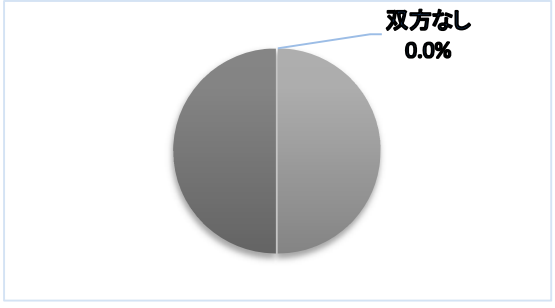

和歌山

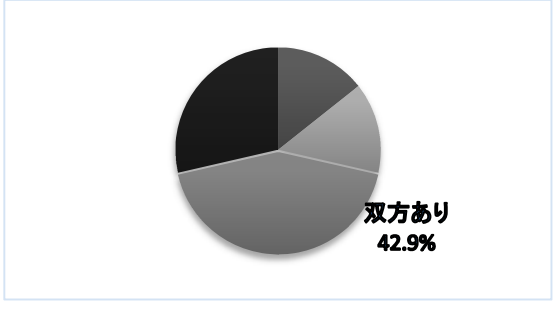

長野県

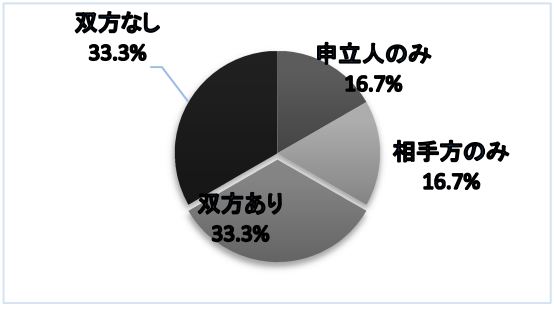

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

千葉県

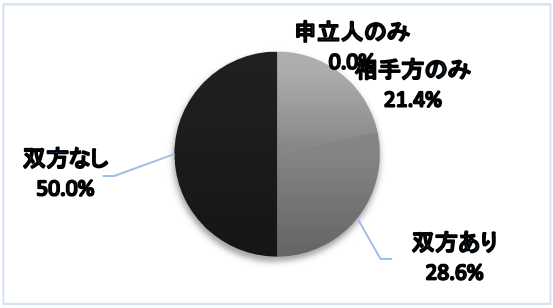

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

①30万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	29	2	8	2	17	14
大阪・民	23	3	8	7	5	25
新潟県	0					0
東京	5		2	2	1	6
広島	4				4	0
神奈川県	1		1			1
第一東京	4			1	3	2
埼玉	6	1			5	1
岡山	3	1		1	1	3
愛知県	5		1	4		9
西三河	2	1		1		3
岐阜県	0					0
京都	1	1				1
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	3				3	0
天神	2		1		1	1
北九州	0					0
札幌	1				1	0
仙台	14	1	3	4	6	12
久留米	1				1	0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	1		1			1
富山県	0					0
熊本県	1				1	0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	1				1	0
群馬	0					0
和歌山	1				1	0
栃木県	0					0
長野県	2			1	1	2
岩手	0					0
千葉県	1				1	0
合計	111	10	25	23	53	81
弁護士関与率	－	9.0%	22.5%	20.7%	－	36.5%

②30万円超100万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	15	1	2	4	8	11
大阪・民	10	2	2	3	3	10
新潟県	0					0
東京	11		2	6	3	14
広島	0					0
神奈川県	1			1		2
第一東京	1			1		2
埼玉	2	1			1	1
岡山	2			1	1	2
愛知県	20	2	5	10	3	27
西三河	2			1	1	2
岐阜県	1				1	0
京都	4	1	2		1	3
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	1		1			1
天神	1		1			1
北九州	1			1		2
札幌	1				1	0
仙台	26	5	4	9	8	27
久留米	1		1			1
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	1		1			1
福島県	0					0
富山県	1				1	0
熊本県	2		1		1	1
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	1	1				1
群馬	1			1		2
和歌山	2	1			1	1
栃木県	0					0
長野県	3		1	1	1	3
岩手	0					0
千葉県	9		3	2	4	7
合計	120	14	26	41	39	122
弁護士関与率	－	11.7%	21.7%	34.2%	－	50.8%

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

③100万円超300万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	5			3	2	6
大阪・民	8	2	2	4		12
新潟県	0					0
東京	6		2	3	1	8
広島	4		1	1	2	3
神奈川県	0					0
第一東京	1				1	0
埼玉	2	1			1	1
岡山	2			2		4
愛知県	6	1		5		11
西三河	0					0
岐阜県	0					0
京都	3			2	1	4
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	2		1	1		3
北九州	0					0
札幌	1			1		2
仙台	11	4		5	2	14
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	1		1			1
富山県	0					0
熊本県	2		1	1		3
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	1			1		2
群馬	1		1			1
和歌山	1		1			1
栃木県	0					0
長野県	0					0
岩手	0					0
千葉県	3			1	2	2
合計	60	8	10	30	12	78
弁護士関与率	－	13.3%	16.7%	50.0%	－	65.0%

④300万円超1000万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	4			3	1	6
大阪・民	2	1	1			2
新潟県	0					0
東京	2		1		1	1
広島	1				1	0
神奈川県	1		1			1
第一東京	0					0
埼玉	0					0
岡山	2		1	1		3
愛知県	17	2		15		32
西三河	5		2	3		8
岐阜県	0					0
京都	0					0
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	0					0
北九州	0					0
札幌	0					0
仙台	5		1	4		9
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	0					0
群馬	0					0
和歌山	1			1		2
栃木県	0					0
長野県	1	1				1
岩手	0					0
千葉県	1			1		2
合計	42	4	7	28	3	67
弁護士関与率	－	9.5%	16.7%	66.7%	－	79.8%

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

⑤1000万円超1億円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	3		1	2		5
大阪・民	3	1		2		5
新潟県	0					0
東京	2			2		4
広島	0					0
神奈川県	0					0
第一東京	0					0
埼玉	0					0
岡山	0					0
愛知県	5	1		4		9
西三河	1			1		2
岐阜県	0					0
京都	0					0
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	0					0
北九州	0					0
札幌	0					0
仙台	2			2		4
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	0					0
群馬	0					0
和歌山	2			2		4
栃木県	0					0
長野県	0					0
岩手	0					0
千葉県	0					0
合計	18	2	1	15	0	33
弁護士関与率	－	11.1%	5.6%	83.3%	－	91.7%

⑥1億円超	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	0					0
大阪・民	0					0
新潟県	0					0
東京	0					0
広島	0					0
神奈川県	0					0
第一東京	1			1		2
埼玉	0					0
岡山	0					0
愛知県	0					0
西三河	0					0
岐阜県	0					0
京都	0					0
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	0					0
北九州	0					0
札幌	0					0
仙台	0					0
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	0					0
群馬	0					0
和歌山	0					0
栃木県	0					0
長野県	0					0
岩手	0					0
千葉県	0					0
合計	1	0	0	1	0	2
弁護士関与率	－	0.0%	0.0%	100.0%	－	100.0%

8-(2)グラフ 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

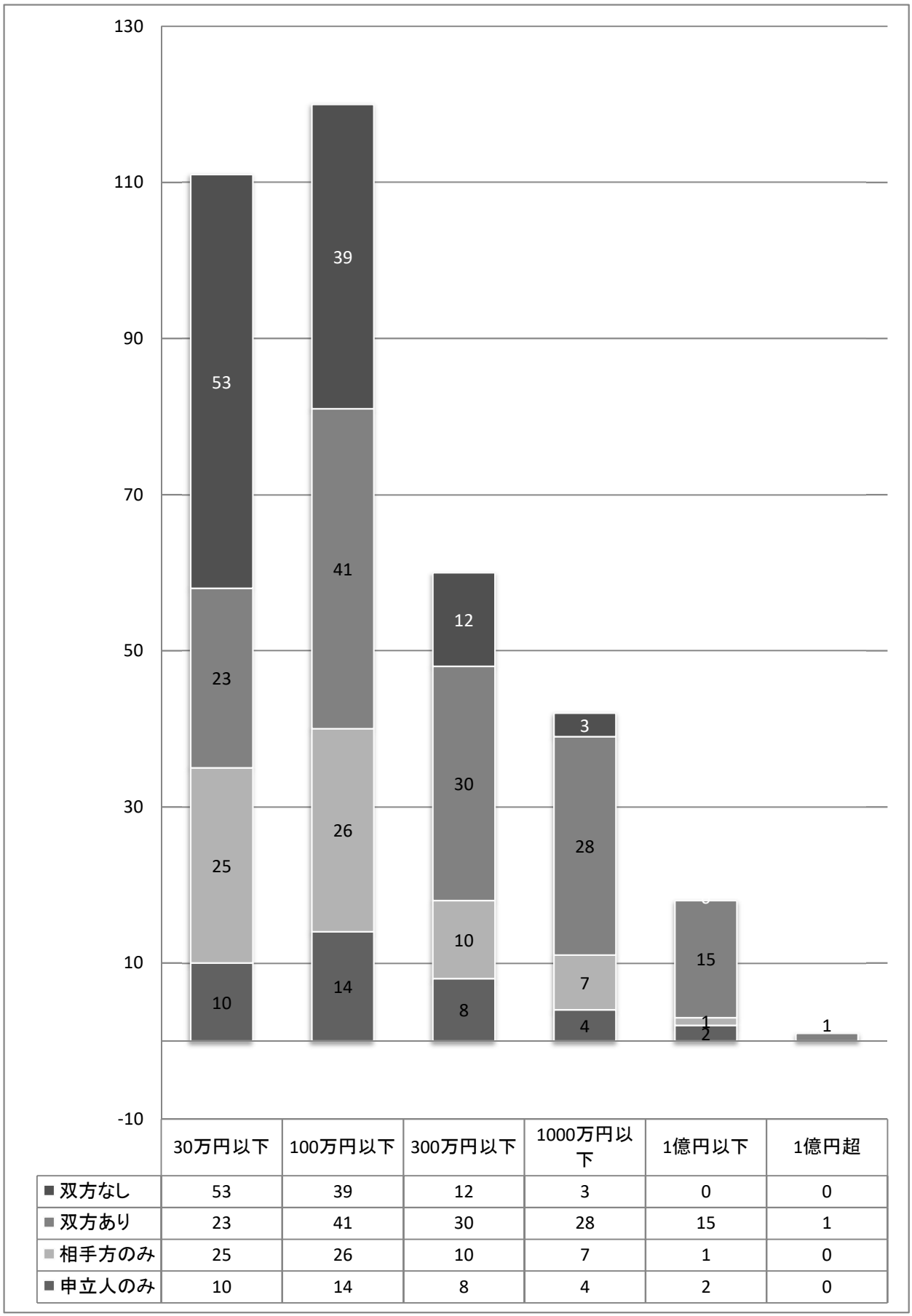

	30万円以下	100万円以下	300万円以下	1000万円以下	1億円以下	1億円超
■双方なし	53	39	12	3	0	0
■双方あり	23	41	30	28	15	1
■相手方のみ	25	26	10	7	1	0
■申立人のみ	10	14	8	4	2	0

9表 合議事件・専門家関与事件の件数

1 応諾事件

	応諾件数	①合議事件		②専門家関与		③補助者	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率
第二東京	76	22	28.9%	0	0.0%	74	97.4%
大阪・民	65	65	100.0%	65	100.0%	3	4.6%
新潟県	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
東京	63	40	63.5%	0	0.0%	0	0.0%
広島	16	6	37.5%	1	6.3%	9	56.3%
神奈川県	5	2	40.0%	0	0.0%	1	20.0%
第一東京	25	14	56.0%	0	0.0%	17	68.0%
埼玉	14	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岡山	15	4	26.7%	4	26.7%	2	13.3%
愛知県	73	1	1.4%	6	8.2%	0	0.0%
西三河	9	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
京都	13	0	0.0%	0	0.0%	13	100.0%
兵庫県	5	1	20.0%	1	20.0%	0	0.0%
山梨県	0	0	−	0	−	0	−
奈良	6	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
天神	10	2	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
北九州	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
札幌	4	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
仙台	90	5	5.6%	3	3.3%	14	15.6%
久留米	8	3	37.5%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
山形県	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
静岡県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
鹿児島県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福島県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
富山県	4	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
熊本県	10	0	0.0%	1	10.0%	1	10.0%
金沢	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
滋賀	0	0	−	0	−	0	−
山口県	0	0	−	0	−	0	−
沖縄	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬	7	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
和歌山	11	11	100.0%	0	0.0%	11	100.0%
栃木県	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
長野県	12	0	0.0%	0	0.0%	12	100.0%
岩手	0	0	−	0	−	0	−
千葉県	23	0	0.0%	3	13.0%	22	95.7%
合計	582	185	31.8%	85	14.6%	179	30.8%

※専門家には，カウンセラー，一級建築士，税理士等がなっている。
※専門家が仲裁人に登録されているセンター（岡山等）があるが，専門家仲裁人や専門委員は②助言者（専門家）に入れた。
※補助者制度は採用しているセンター（二弁等）と採用していないセンターがある。

２ 解決事件

	解決件数	①合議事件		②専門家関与		③補助者	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率
第二東京	56	20	35.7%	0	0.0%	56	100.0%
大阪・民	46	46	100.0%	46	100.0%	0	0.0%
新潟県	0	0	−	0	−	0	−
東京	26	24	92.3%	0	0.0%	0	0.0%
広島	9	2	22.2%	0	0.0%	7	77.8%
神奈川県	3	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
第一東京	7	2	28.6%	0	0.0%	4	57.1%
埼玉	10	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岡山	9	3	33.3%	3	33.3%	0	0.0%
愛知県	53	13	24.5%	17	32.1%	1	1.9%
西三河	10	3	30.0%	3	30.0%	0	0.0%
岐阜県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
京都	8	0	0.0%	0	0.0%	8	100.0%
兵庫県	0	0	−	0	−	0	−
山梨県	0	0	−	0	−	0	−
奈良	4	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
天神	5	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
北九州	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
札幌	3	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
仙台	58	5	8.6%	4	6.9%	4	6.9%
久留米	2	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛	0	0	−	0	−	0	−
山形県	0	0	−	0	−	0	−
静岡県	0	0	−	0	−	0	−
鹿児島県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福島県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
富山県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
熊本県	5	0	0.0%	1	20.0%	1	20.0%
金沢	0	0	−	0	−	0	−
滋賀	0	0	−	0	−	0	−
山口県	0	0	−	0	−	0	−
沖縄	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
和歌山	7	7	100.0%	0	0.0%	7	100.0%
栃木県	0	0	−	0	−	0	−
長野県	6	0	0.0%	0	0.0%	6	100.0%
岩手	0	0	−	0	−	0	−
千葉県	14	0	0.0%	4	28.6%	14	100.0%
合計	352	130	36.9%	78	22.2%	108	30.7%

※専門家には，カウンセラー，一級建築士，税理士等がなっている。
※専門家が仲裁人に登録されているセンター（岡山等）があるが，専門家仲裁人や専門委員は②助言者（専門家）に入れた。
※補助者制度は採用しているセンター（二弁等）と採用していないセンターがある。

10表 紛争の主体による分類

	①受理事件				②解決事件			
	事業者 対 事業者	事業者 対 消費者(個人)	個人 対 個人	合計	事業者 対 事業者	事業者 対 消費者(個人)	個人 対 個人	合計
第二東京	5	162	33	200		43	13	56
大阪・民	21	40	43	104	5	24	17	46
新潟県		1		1				
東京	6	66	14	86	2	23	1	26
広島	1	8	16	25	1	3	5	9
神奈川県		5	1	6			3	3
第一東京	2	24	8	34		3	4	7
埼玉	1	17	16	34		7	3	10
岡山	3	12	10	25	2	4	3	9
愛知県	6	67	44	117	4	32	17	53
西三河	1	4	6	11	1	9		10
岐阜県		2		2		1		1
京都		12	3	15		6	2	8
兵庫県		6	1	7				
山梨県								
奈良	1	2	4	7		1	3	4
天神	1	15	3	19		3	2	5
北九州		4		4		1		1
札幌		3	2	5		2	1	3
仙台	16	70	49	135	3	30	25	58
久留米	1	8	1	10		2		2
愛媛		1	1	2				
山形県		1		1				
静岡県			3	3				
鹿児島県		1		1		1		1
福島県		3	1	4		1	1	2
富山県		4	1	5		1		1
熊本県		11	5	16			5	5
金沢		2		2				
滋賀								
山口県		1		1				
沖縄		2	2	4		1	2	3
群馬		5	2	7		2		2
和歌山	1	6	6	13	2	2	3	7
栃木県		2		2				
長野県	5	8	3	16	3	2	1	6
岩手	1	1		2				
千葉県	3	19	15	37		10	4	14
合計	75	595	293	963	23	214	115	352

参考資料

（1）原発ＡＤＲ 申立件数の結果等（2022 年 7 月末現在）

（2）金融ＡＤＲ 協定申入・締結数一覧（2022 年 7 月末現在）

（3）金融ＡＤＲ 移管・現地調停 協定締結状況一覧（2022 年 7 月末現在）

（4）金融ＡＤＲ 事例紹介（2021 年度）

原子力損害賠償紛争解決センターにおける申立件数の結果等　（令和4年7月31日現在の取扱状況）

	平成23年				平成24年												平成25年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申立件数	38	80	143	260	248	355	466	447	480	409	472	395	281	347	299	343	240	314	307
既済件数	0	1	1	4	8	23	49	91	127	160	215	235	184	266	257	241	331	336	464
（内訳）																			
和解成立（全部）	0	0	1	1	2	7	23	44	64	93	134	151	122	183	187	192	263	270	384
和解打切り	0	0	0	0	1	7	10	11	34	30	36	34	25	29	33	22	28	35	47
取下げ	0	1	0	3	5	9	16	36	29	37	45	50	37	54	36	27	40	31	33
その他（却下・和解の仲介をしない）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
未済件数累計	38	117	259	515	755	1,087	1,504	1,860	2,213	2,462	2,719	2,879	2,976	3,057	3,099	3,201	3,110	3,088	2,931

	平成25年									平成26年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
申立件数	340	336	322	357	266	385	417	373	434	448	543	549	461	480	420	452	304	393	376
既済件数	457	402	426	379	406	326	432	376	332	370	391	412	568	399	438	453	433	410	421
（内訳）																			
和解成立（全部）	382	340	373	318	361	269	363	330	273	330	351	360	509	353	376	394	387	349	380
和解打切り	44	34	35	45	21	33	46	25	36	28	20	22	33	20	29	28	23	28	19
取下げ	31	28	18	16	24	24	23	21	23	12	20	30	26	26	33	31	23	33	22
その他（却下・和解の仲介をしない）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,814	2,748	2,644	2,622	2,482	2,541	2,526	2,523	2,625	2,703	2,855	2,992	2,885	2,966	2,948	2,947	2,818	2,801	2,756

	平成26年		平成27年												平成28年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
申立件数	397	394	361	386	443	513	336	413	317	282	321	289	269	309	277	324	327	228	247
既済件数	362	397	315	401	364	439	308	423	391	358	313	392	264	313	329	297	307	291	288
（内訳）																			
和解成立（全部）	313	336	270	350	317	383	270	366	344	324	251	278	228	262	285	240	242	240	230
和解打切り	18	32	21	23	25	20	13	22	11	11	21	81	7	19	10	25	22	12	15
取下げ	31	29	24	28	22	36	25	35	36	23	41	33	29	32	34	32	43	39	43
その他（却下・和解の仲介をしない）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,791	2,788	2,834	2,819	2,898	2,972	3,000	2,990	2,916	2,840	2,848	2,745	2,750	2,746	2,694	2,721	2,741	2,678	2,637

	平成28年							平成29年											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
申立件数	274	219	204	198	174	178	144	176	168	250	179	162	159	131	139	145	115	94	93
既済件数	329	246	272	292	273	235	244	197	207	197	183	189	193	172	173	152	197	143	129
（内訳）																			
和解成立（全部）	255	206	217	239	215	188	198	150	155	152	145	136	140	130	129	119	130	100	95
和解打切り	24	11	21	15	23	18	5	19	17	14	14	16	28	11	19	9	21	16	11
取下げ	50	29	34	38	35	29	41	28	35	31	24	37	25	31	25	24	46	27	23
その他（却下・和解の仲介をしない）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,582	2,555	2,487	2,393	2,294	2,237	2,137	2,116	2,077	2,130	2,126	2,099	2,065	2,024	1,990	1,983	1,901	1,852	1,816

	平成30年												平成31年				令和元年		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
申立件数	97	125	109	115	107	90	81	83	81	94	75	64	88	96	177	101	88	126	105
既済件数	157	124	139	170	154	177	178	143	131	186	123	136	145	107	90	114	88	109	146
（内訳）																			
和解成立（全部）	110	81	91	110	97	121	129	95	96	121	91	90	110	75	54	86	57	79	92
和解打切り	17	12	17	28	33	26	24	24	15	32	6	18	19	13	18	16	15	11	26
取下げ	30	31	31	32	24	30	25	24	20	33	26	27	16	19	18	12	16	19	28
その他（却下・和解の仲介をしない）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	1,756	1,757	1,727	1,672	1,625	1,538	1,441	1,381	1,331	1,239	1,191	1,119	1,062	1,051	1,138	1,125	1,125	1,142	1,101

	令和元年					令和2年												令和3年	
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
申立件数	96	79	87	117	49	69	55	82	36	45	65	56	76	68	120	115	75	71	177
既済件数	101	109	133	113	133	119	98	125	71	50	73	120	79	114	84	70	84	63	58
（内訳）																			
和解成立（全部）	74	76	99	79	88	88	67	96	57	34	50	90	61	85	68	59	59	44	38
和解打切り	10	12	20	17	22	10	15	11	4	4	9	12	7	12	5	7	10	8	7
取下げ	17	21	14	17	23	21	16	18	10	12	14	18	11	17	11	4	15	11	13
その他（却下・和解の仲介をしない）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	1,096	1,066	1,020	1,024	940	890	847	804	769	764	756	692	689	643	679	724	715	723	842

	令和3年										令和4年							
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
申立件数	290	78	50	32	33	82	130	103	47	51	56	123	226	44	29	129	124	28,282
既済件数	69	84	56	68	86	71	83	101	112	91	103	86	93	91	99	87	100	27,293
（内訳）																		
和解成立（全部）	53	66	36	49	60	52	65	82	87	73	87	66	67	62	72	66	78	21,765
和解打切り	8	15	12	12	16	10	9	12	5	12	7	8	10	14	9	9	9	2,420
取下げ	8	3	8	7	10	9	9	7	20	6	9	12	16	15	18	12	13	3,106
その他（却下・和解の仲介をしない）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
未済件数累計	1,063	1,057	1,051	1,015	962	973	1,020	1,022	957	917	870	907	1,040	993	923	965	989	

センター体制の現状（各月1日現在）

	平成23年				平成24年												平成25年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仲介委員	22	128	128	128	128	128	128	175	175	205	205	205	205	205	205	205	205	206	208
調査官	19	23	23	28	30	33	40	42	42	42	43	43	61	74	81	91	107	133	140

	平成25年									平成26年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
仲介委員	209	209	210	210	211	232	254	254	253	254	256	256	267	276	276	276	279	279	279
調査官	153	166	173	180	184	187	190	193	193	194	193	191	182	184	184	185	190	187	186

	平成26年		平成27年												平成28年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
仲介委員	282	283	282	281	280	280	280	280	279	279	281	279	279	279	278	276	276	276	277
調査官	188	192	190	190	193	186	186	186	182	183	185	188	189	189	186	186	187	177	177

	平成28年							平成29年										
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
仲介委員	278	279	279	279	279	278	278	278	278	278	278	278	278	276	276	276	276	276	276
調査官	175	175	175	176	177	184	184	184	187	187	185	186	185	184	183	182	181	181	181

	平成30年												平成31年				令和元年		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
仲介委員	276	275	275	275	276	276	276	277	277	277	277	277	277	279	279	279	279	278	278
調査官	178	176	175	170	169	167	167	167	164	163	162	161	159	157	152	143	141	141	140

	令和元年					令和2年												令和3年	
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
仲介委員	278	278	278	278	278	278	277	277	276	276	276	274	274	274	273	270	270	270	270
調査官	135	134	133	133	133	129	129	128	116	116	114	112	109	108	107	106	105	103	103

	令和3年										令和4年								
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
仲介委員	270	270	270	269	269	268	268	266	229	228	225	225	225	226	217	211	210		
調査官	103	93	93	93	90	88	88	87	85	84	84	84	84	78	78	78	78		

金融ADR　協定申入れ・締結数一覧（2022年7月末現在）

	協定申入数			協定締結数			取下げ・解約数		
	個社	団体	合計	個社	団体	合計	個社	団体	合計
東京三会	687	9	696	523	9	532	163	0	163
神奈川県	13	2	15	8	2	10	5	0	5
埼玉	0	2	2	0	2	2	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	1	0	1	1	0	1	0	0	0
群馬	0	5	5	0	3	3	0	0	0
静岡県	2	2	4	2	2	4	0	0	0
山梨県	0	2	2	0	2	2	0	0	0
長野県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
新潟県	2	3	5	0	3	3	1	0	1
大阪※	35	1	36	19	1	20	16	0	16
京都	7	1	8	7	1	8	0	0	0
兵庫県	14	1	15	13	1	14	0	0	0
奈良	3	1	4	3	1	4	0	0	0
滋賀	3	1	4	3	1	4	0	0	0
和歌山	0	1	1	0	1	1	0	0	0
愛知県	61	2	63	37	2	39	24	0	24
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	2	1	3	2	1	3	0	0	0
福井	0	2	2	0	2	2	0	0	0
金沢	1	3	4	1	3	4	0	0	0
富山県	0	3	3	0	3	3	0	0	0
広島	5	2	7	5	2	7	1	0	1
山口県	2	1	3	2	1	3	0	0	0
岡山	11	1	12	11	1	12	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	3	3	6	3	3	6	0	0	0
熊本県	0	2	2	0	2	2	0	0	0
鹿児島県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
沖縄	1	2	3	1	2	3	0	0	0
仙台	2	2	4	2	2	4	0	0	0
福島県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	13	3	16	9	3	12	4	0	4
愛媛	5	1	6	4	1	5	1	0	1
合計	**873**	**62**	**935**	**656**	**60**	**716**	**215**	**0**	**215**

【備考】
※大阪：公益社団法人民間総合調停センターの協定申入れ・締結数

金融ADR　協定申入れ・締結数一覧（2022年7月末現在）

	協定締結済団体数	団体名	受諾社数	受託社数合計	備考
東京三会	9	一般社団法人全国労働金庫協会	14	784	
		一般社団法人全国信用金庫協会	249		
		一般社団法人JAバンク相談所	175		
		全国漁業協同組合連合会	88		
		一般社団法人全国信用組合中央協会	146		
		一般社団法人日本資金決済業協会	78		
		一般社団法人不動産証券化協会	1		
		一般社団法人日本暗号資産取引協会	30		
		一般社団法人日本金融サービス仲介業協会	3		
神奈川県	2	一般社団法人JAバンク相談所	利用店舗は神奈川県に限る	8	神奈川県１県
		一般社団法人関東信用金庫協会	8		
埼玉	2	一般社団法人関東信用金庫協会	不明	0	
		一般社団法人JAバンク相談所	不明		
千葉県	0				
栃木県	0				
群馬	3	一般社団法人JAバンク相談所	15	25	
		一般社団法人関東信用金庫協会	7		
		一般社団法人群馬県信用組合協会	3		
静岡県	2	一般社団法人静岡県信用金庫協会	12	13	
		一般社団法人JAバンク相談所			
		静銀ティーエム証券株式会社	1		
山梨県	2	一般社団法人JAバンク相談所	13	17	
		関東信用金庫協会	4		
長野県	1	一般社団法人関東信用金庫協会	8	8	
新潟県	3	一般社団法人JAバンク相談所	24	45	
		一般社団法人関東信用金庫協会	9		
		新潟県信用組合協会	12		
大阪	1	大阪府信用組合協会	9	9	JAからの通知書のとおり、農業協同組合、信用農業協同組合連合会の本部（所）が所在する都道府県において取扱。
京都	1	一般社団法人JAバンク相談所	52	52	
兵庫県	1	一般社団法人JAバンク相談所	5府県	5	
奈良	1	一般社団法人JAバンク相談所			
滋賀	1	JA滋賀	17	17	
和歌山	1	一般社団法人JAバンク相談所	8	8	
愛知県	2	一般社団法人JAバンク相談所	5府県	19	5県（新潟県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県）
		一般社団法人東海信用組合	14		
岐阜県	1	一般社団法人JAバンク相談所	8社	8	
福井	2	一般社団法人JAバンク相談所	13	30	
		一般社団法人北陸地区信用金庫協会	17		

金沢	3	一般社団法人北陸地区信用金庫協会	17	35	
		石川県医師信用組合	0		
		一般社団法人JAバンク相談所	18		
富山県	3	一般社団法人JAバンク相談所	17	35	※受託社数　44→43→17（2014年4月，新潟県内分が管轄外となり変更）
		一般社団法人北陸地区信用金庫協会	17		
		ほくほくTT証券株式会社	1		
広島	2	一般社団法人JAバンク相談所		11	・農業協同組合（島根県、広島県、山口県） ・信用農業協同組合連合会（同上） ・農林中央金庫 傘下の受諾社数は不明
		中国ブロック信用組合協議会	11		
山口県	1	一般社団法人JAバンク相談所	13	13	
岡山	1	一般社団法人JAバンク相談所	6県		・協定書を取り交わしているのみで、受諾書等はありません。 ・利用する農協の本店が所在する都道府県は、 鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、高知県です。
島根県	0				
福岡県	3	一般社団法人JAバンク相談所	55	85	
		九州北部信用金庫協会	13		
		九州信用組合協会	17		
熊本県	2	南九州信用金庫協会	15	30	
		一般社団法人JAバンク相談所	15		
鹿児島県	1	社団法人南九州信用金庫協会	15	15	
沖縄	3	一般社団法人JAバンク相談所			
		沖縄県農業協同組合			
		ティダ・インベスト・マネジメント株式会社			
仙台	1	一般社団法人JAバンク相談所			
		信用組合東北協会	15		
福島県	1	一般社団法人JAバンク相談所	17	17	
山形県	0	金融ADR制度開始前に全国農業協同組合中央会と協定を締結。（平成20年12月） その後，一般社団法人JAバンク相談所への地位譲渡契約を締結。（平成30年5月）			
岩手					
札幌	3	一般社団法人北海道信用金庫協会	20	132	
		一般社団法人JAバンク相談所	105		
		一般社団法人北海道信用組合協会	7		
愛媛	1	一般社団法人JAバンク相談所			

※2018年5月以降，全国農業協同組合中央会は一般社団法人JAバンク相談所に運営を移管

金融ADR 移管・現地調停に関する協定書 締結状況報告

弁護士会ADR設置会	弁護士会ADR未設置会	移管	現地調停
札幌		○	○
	函館		○
	旭川		○
	釧路		○
	青森県		○
	秋田		○
岩手			○
山形県		○	○
仙台		○	
福島県		○	○
	茨城県		○
栃木県			○
群馬			○
東京			
第一東京			
第二東京			
埼玉		○	
千葉県			○
神奈川県		○	
山梨県		○	○
静岡県		○	○
新潟県			○
長野県			○
富山県		○	○
金沢		○	○
	福井		○
岐阜県		○	
愛知県		○	
滋賀			○
	三重		○
京都			
大阪			
奈良		○	
和歌山			○
兵庫県		○	○
岡山		○	
広島		○	○
	鳥取県		○
	島根県		○
山口県			○
	香川県		○
愛媛県		○	○
	徳島		○
	高知		○
福岡県		○	○
	佐賀県		○
	長崎県		○
熊本県		○	○
	大分県		○
	宮崎県		○
鹿児島県		○	○
沖縄			○
35	17	20	40

（2022年7月末現在）

■2021年度（2021.4-2022.3）金融ADR事例紹介

【東京弁護士会紛争解決センター】

番号	東京①	
申立年月日	2020年5月7日	
終了年月日	2021年5月14日	
紛争の種類・金融商品	説明・顧客対応を巡る紛争・投資信託	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人は、2019年8月に相手方で投資信託商品を100万円で購入したが、含み損が約30万円まで拡大したため、2020年4月に解約し損害を確定させた。申立人は、この商品購入時、元本割れが発生するような投資はしたくないと明言していた。さらに、含み損が比較的小さい時に相手方に相談した際、損害が拡大するようなら相手方から連絡すると約束したが、結局、連絡はなかった。損害発生の原因は相手方にもあるので、相手方に対し、相当な金員の支払を求める。	
	金融機関の立場：	
	申立人は、投資信託商品購入時、これがリスク商品であることを理解したうえで購入したもので、これを示す書面もある。相手方は含み損が拡大したら申立人に連絡するとの約束はしていない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	相手方が含み損が出たら申立人に連絡するとの約束をしたかどうかが争点となった。相手方から申立人との間の電話のやりとりの録音反訳書が提出され、両者検討したところ、相手方が連絡するとの明確な発言は確認できなかったものの、誤解を生じさせる発言があり、この発言が申立人に誤解を生じさせたようであることが確認された。この確認ができたことで、相手方が申立人に対し対応や説明に不十分な点があったことを謝罪する内容の和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：373日	期日回数：4回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京②	
申立年月日	2020年9月25日	
終了年月日	2021年4月1日	
紛争の種類・金融商品	説明・顧客対応を巡る紛争・貸金	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人、男性	
	顧客の立場：	

事案の概要	申立人が相手方支店に、2015年7月に借入金の返済方法につき相談したが、その際の一部繰上弁済ができることについて一切の説明がなく、これにより不要な返済（金利負担）をさせられた。 また、このような適切な説明をしなかったことに対し相手方に質問・話し合いを求めたが、適切な対応がなされなかった。 よって、申立人には相手方に対し、申立人に相当な金員を支払うことを求める。	
	金融機関の立場：	
	2015年7月に申立人が相手方支店に来店された際、相手方支店の担当者としては、申立人の言動から借換えによる旧債務の返済を希望されていると理解し、対応した（結論として借換えに応じることはできず。）。このため、一部繰上弁済の積極的説明はしていないものの、返済計画は債務者の収支状況等によって無理のないように設計されていることから、相手方に対し一部繰上弁済を提案する法的作為義務はない。また、申立人に対し、相手方支店の担当者が一部繰上弁済ができないと説明したという事実もない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	繰上弁済について説明していないことは事実であるものの、相手方において経営側とも協議したが事実関係からすると申立人の要求（過払い利息等の支払）は飲めないとのことで、不調やむなしとなった。	
審理期間・期日回数	審理期間：189日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京③
申立年月日	2020年11月25日
終了年月日	2021年4月1日
紛争の種類・金融商品	預金の払戻しを巡る紛争・預金
金融機関	労働金庫
顧客	個人、女性
事案の概要	顧客の立場：
	申立人は、相手方に対し相続により取得した、昭和30年代の定期預金の払戻しを求める。
	金融機関の立場：
	相手方として調査を尽くしたが、当時の定期預金について記録等の確認はできなかった。当時の定期預金の商品性から、自動継続方式ではない。申立人が請求を維持するのであれば、やむを得ないが消滅時効の主張をする。
結果	不成立

経過・和解の要点	相手方の主張は、既に提出したとおりであり、あっせん人から、双方の合意なしにこの場で解決できないことを申立人に伝える。 申立人より「これ以上無駄な時間は使いたくない」とのことで、不調にて終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間：128日	期日回数：3回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京④　※現地調停（千葉県弁護士会）	
申立年月日	2021年1月26日	
終了年月日	2021年5月24日	
紛争の種類・金融商品	火災共済に関する説明及び顧客対応を巡る紛争・貸金	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人は、相手方から自宅購入資金の融資を受けたが、その際の条件として火災保険（火災共済）に強制加入することになっていると言われて加入した。しかし、後に任意加入と分かったので、支払った保険料を返金してもらいたい。また、台風によって自宅が損害を受けたが、保険金が出ないと言われたので、家の修理代を払ってもらいたい。	
	金融機関の立場：	
	融資実行から20年以上経過しており、当時の状況は不明であるものの、抱き合わせ契約はしていないので、火災共済への加入を強制しておらず、申立人が自己の判断で任意に火災共済に加入したものである。平成30年に申立人の要望で、火災共済の対象を火災のみに切り替えたことから、台風による被害は共済の対象外となったものである。よって、本件申立てには応じられない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	話し合いが平行線のままであり、調停不成立にて終了となる。	
審理期間・期日回数	審理期間：119日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京⑤　※現地調停（三重弁護士会）
申立年月日	2021年2月15日
終了年月日	2021年6月16日
紛争の種類・金融商品	連帯保証契約解除に関する顧客対応を巡る紛争・貸金
金融機関	信用金庫
顧客	法人
事案の概要	顧客の立場：

	申立人は、合同会社から株式会社に組織変更をした会社である。組織変更前の代表者はＡとＢであり、相手方に対する申立人の債務の連帯保証をしていたが、組織変更後は、Ａが経営から外れたため代表者はＢのみである。なお、元代表者Ａは利害関係人としてあっせん手続に参加した（以下、元代表者Ａを利害関係人という）。 本件申立ては、申立人は相手方に利害関係人を連帯保証から外すよう交渉を求めると共に、申立人が利害関係人を連帯保証から外すよう相手方に求めた際に、相手方はそれに応じず卑劣な対応（具体的には交渉開始より相手方からの回答に至るまでの異常とも思える期間経過と不誠実かつ失礼な対応）をしたので、当該対応についての詫び状を求めるものである。	
	金融機関の立場：	
	申立人は、当初は利害関係人の連帯保証については変更しないと説明していたが、突然申立人は、利害関係人の連帯保証を外してほしいと要請してきたものであるところ、相手方としては利害関係人の連帯保証が必要と判断しているため、応じられない旨回答したものである。相手方が申立人に謝罪しなければならない事情は存在しない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立人提出の要請書（2021年6月8日付）に基づきあっせん人らで検討し、相手方にも聞き取りをしたが、本手続で解決することは困難であると判断したため、打切りにて終了することとなった。	
審理期間・期日回数	審理期間：122日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京⑥　※現地調停（三重弁護士会）
申立年月日	2021年2月26日
終了年月日	2021年6月2日
紛争の種類・金融商品	預金・取引内容等の照会を巡る紛争
金融機関	労働金庫
顧客	個人、男性
事案の概要	顧客の立場：
	申立人の死亡した妹名義の預金通帳が見つかったので、その状況を知りたいと相手方とやり取りを繰り返したが説明がはっきりしなかった。後日、相手方から当該預金については預金者死亡後にその相続人である申立人の母が解約したとの説明があったが、詳細な説明ではなく信用できない。相手方が事情を明確にすること、また、預金残金があればその支払を求める。
	金融機関の立場：
	申立人から預金についての問合せはあったが、申立人は預金者の相続人でなかったことから取引詳細の回答はできなかった。今回のADR手続を通じて、申立人が亡くなった預金者の兄であり、預金者の死亡後そのすべての相続人も死亡し、申立人は預金者の相続人の相続人であることが確認できたので、預金者の預金が預金者の相続人によりすべて相続、解約された経緯を説明する。

結果	取下げ	
経過・和解の要点	初回期日において、当事者間に解明すべき点も調整すべき点もないことを確認し、取下げにより終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間：97日	期日回数：1回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京⑦	
申立年月日	2021年3月2日	
終了年月日	2021年9月1日	
紛争の種類・金融商品	融資・投資信託・保険の勧誘を巡る紛争	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人は、相手方の特定の担当者から、投資信託の特定の銘柄の乗換売買や、短期間で保険金額が不相当の生命保険の加入を勧められ取引しており、それら取引の原資は、実体のない事業についての融資により賄われているが、いずれの取引も申立人は理解をしていなかった。申立人の利益を犠牲にし、相手方の利益を優先して契約をしており、相当の損害の賠償を求める。	
	金融機関の立場：	
	相手方は、相手方担当者の一部配慮不足は認めるが、申立人の自己責任の原則を踏まえて、話し合いで適切に解決を図りたい。	
結果	和解	
経過・和解の要点	申立人の親族が代理人として申立書を作成しているが、あっせんの期日にはいずれも申立人と代理人双方が出頭している。 申立人と相手方から事案の経緯を聴取し整理をした後、各金融商品の損害の考え方に対立があったため、あっせん人が相手方に勧誘方法の不適切さ等事実関係を踏まえて検討するよう促し、最終的に和解となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：184日	期日回数：4回
代理人	顧客：なし（ただし、顧客の親族が代理）	金融機関：あり

番号	東京⑧
申立年月日	2021年3月15日
終了年月日	2021年6月25日
紛争の種類・金融商品	仮想通貨（暗号資産）を巡る紛争
金融機関	暗号資産取引業者
顧客	個人、女性
事案の概要	顧客の立場：

	申立人は、相手方に口座開設をして利用していたが、口座を凍結され利用ができなくなった。 相手方は申立人に対し、約170万円（申立人の口座預金残高額）を支払うとのあっせんを求める。	
	金融機関の立場：	
	相手方は、申立人が第三者の依頼により送金をしていた形跡があったため、口座を凍結した。口座内の暗号資産について、申立人本人のものであると説明があれば、口座凍結を解除する用意がある。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	相手方代理人から、返還に応じられるのは約200円との回答があり、双方協議の上、不調となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：103日	期日回数：3回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京⑨　※現地調停（山口県弁護士会）	
申立年月日	2021年3月18日	
終了年月日	2021年6月16日	
紛争の種類・金融商品	説明・顧客対応を巡る紛争・預金	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	相手方（顧客）は、2007年、元配偶者との離婚調停時に、子への養育費支払を目的として子名義の普通預金口座を開設し、約150万円を入金した。子は、当該普通預金口座の存在について知らず、また、子以外の第三者により出金されていた。不適切な出金手続につき、補償を求める。	
	金融機関の立場：	
	申立人（金融機関）は、預金の払戻しが小口であり取引時確認が求められる取引には該当せず、印鑑照合も適切に実施し、特段の問題はない。 預金払戻しの正当性を認め、預金の回復請求等を行わないことを求める。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	金融機関による申立てであり、顧客があっせん申立てを金融機関側で行うことについて了解が得られていた事案である。 申立人（信用金庫）より、①相手方の個人・法人口座を合意解約し、以降の取引を断わることを条件に、②解決金として10万円を支払う旨の申出があり、申立人からは法人口座の解約には時間がかかるので待ってほしいとの回答があり、あっせん人からは、法人口座の解約や今後取引しないことを条件とするのは、あっせんの趣旨に反すると指摘があった。最終的には不調となる。	
審理期間・期日回数	審理期間：91日	期日回数：2回

代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京⑩　※現地調停（新潟県弁護士会）	
申立年月日	2021年3月29日	
終了年月日	2021年8月3日	
紛争の種類・金融商品	説明・顧客対応を巡る紛争・預金	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人本人と養子（当時）の預金払出しに関し、1990年代後半から2010年にかけて、本人以外の者が払い出している。不適切な処理であり、相当な金額を支払うことを求める。	
	金融機関の立場：	
	申立人が主張する預金払戻しについて、申立人は名義人ではないため請求権はない。また、申立人が主張する期間の当該口座の取引履歴を確認したところ、不適切な払戻しはなかった。また、仮に不法行為に基づく損害賠償請求の主張をする場合、相手方としては、消滅時効を主張する予定である。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	あっせん人から当事者に事実関係をヒアリングし、申立人に損害額の確認をしたが、双方の主張に隔たりがあることから、不調により終了となる。	
審理期間・期日回数	審理期間：128日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京⑪
申立年月日	2021年3月31日
終了年月日	2021年4月14日
紛争の種類・金融商品	説明・顧客対応を巡る紛争・資金決済サービス
金融機関	資金決済業者
顧客	個人、男性
事案の概要	顧客の立場：
	相手方は、2021年3月に申立人の口座に商品売買代金として振り込まれた約8万円のうち、手数料を除いた約7万円強を正当な理由なく凍結し、引き出しができないようにした。 相手方の説明では「取引の安全性を担保するため」とのことであるが、クレームや事故が一切確認されていない状況において資金を凍結するやり方は不適切である。 資金凍結の即時解除を求める。
	金融機関の立場：

結果	取下げ	
経過・和解の要点	アカウント停止が解除されたため、第1回期日を入れることなく取下げにて終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間：15日	期日回数：0回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京⑫	
申立年月日	2021年3月31日	
終了年月日	2021年7月5日	
紛争の種類・金融商品	説明・顧客対応を巡る紛争・融資	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	相手方は、融資審査が遅延したため、小規模事業者持続化補助金を受けられず、損害を被った。相手方は申立人に対し相当な金員を支払う、および事実関係をエビデンスをもって立証するとのあっせんを求める。	
	金融機関の立場：	
	申立人の主張には理由はないが、相手方の取り違えにより、申立人が小規模事業者持続化補助金を受けられると理解していたことについて正さなかったことにより、申立人が中小企業診断士を利用した費用相当額について損害となったことは認める。	
結果	和解	
経過・和解の要点	あっせん人は、当事者に事案の内容をヒアリングの上、相手方に損害について検討を促し、申立人と相手方の双方が主張する事実関係に相違があるものの、相手方は申立人に対し、本件紛争に係る解決金として金5万円の支払義務があることを認める内容の和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：97日	期日回数：3回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京⑬ ※現地調停（福岡県弁護士会）
申立年月日	2021年4月22日
終了年月日	2021年8月3日
紛争の種類・金融商品	その他の金融商品（資金決済サービス）による損失を巡る紛争
金融機関	資金決済業者
顧客	個人、男性
事案の概要	顧客の立場：

	申立人は相手方のサービスを利用し、自身の口座からアメリカの銀行の口座を持つ友人に対し約40万円を送金したが、送金が完了していないとの連絡があった。 どういう理由で送金ができていないのかを相手方に問い合せたが、回答が不明瞭である。 友人に送金した約40万円全額返還を求める。	
	金融機関の立場：	
	相手方は、申立人から依頼された外国送金についてコルレス（経由）金融機関に送金したが、コルレス金融機関において何らかの理由で送金が止まっていることを確認している。送金手続について、相手方の義務の履行は終了しており、コルレス金融機関から何かあった際に対応する他は、何もすることはできない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	申立人は、外国籍の学生で、日本語は簡単な会話・読み書きができる程度で、英語によるコミュニケーションを主としており、日本語の通訳ができる友人を同席させたい旨の申出があった。また、事務局では英語ができるあっせん人を割り当て、英語を併用しながら円滑なあっせん手続ができるよう努めた。 あっせんの結果、①相手方は契約上の送金義務を履行したが、相手方の確知しない事情により受取人の口座に入金がなされていないことを相互に確認した上で、②相手方は申立人に解決金として送金額相当を支払うが、③申立人にコルレス金融機関から送金が戻ってきた場合、受取人口座に着金したことが確認できた場合は、解決金を返還する内容の和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：104日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京⑭　※移管調停（神奈川県弁護士会）
申立年月日	2021年5月11日
終了年月日	2021年5月26日
紛争の種類・金融商品	説明・顧客対応を巡る紛争・預金
金融機関	労働金庫
顧客	個人、男性
事案の概要	顧客の立場：
	相手方は、2020年7月、不当に申立人名義の口座を凍結したため、同口座への入金が期日になされず、また、同口座を用いた口座振替が期日に実施されないなど精神的な苦痛を受けた。また、相手方は、申立人の申出へ真摯に対応せず申立人に対する損害賠償金を供託した。このため、損害賠償請求及び供託金を取り下げよとのあっせんを求める。
	金融機関の立場：

	申立人の口座に対する滞納処分による債権差押命令を受けた際に、誤って差押えの効力が生じている範囲以外の預金債権に対して差押えを受けたものとして、2020年7月後半から同年8月上旬まで口座の凍結をしてしまったものである。このため、相手方としては、代理人弁護士を通じて申立人に対し真摯に対応し、損害が生じている場合には損害額等を提案いただくようにお願いしたものの具体的な金額の申出がなかったため、相手方において相当と考える金額を供託した。なお、相手方としてＡＤＲにて円満に解決することを希望する。	
結果	移管調停（移管後不成立、神奈川県①）	
経過・和解の要点	神奈川県弁護士会に移管	
審理期間・期日回数	審理期間：16日	期日回数：0回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京⑮	
申立年月日	2021年5月14日	
終了年月日	2021年11月4日	
紛争の種類・金融商品	融資（連帯保証・根抵当権）に関する紛争	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人（計4名）、男性1、女性3	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人らが、相手方に対して連帯して負担する連帯保証債務は、3000万円を超えて存在しないことを確認するとのあっせんを求める。 申立人らは、連帯保証人（2020年死亡、以下「被相続人」という。）の相続人である配偶者およびその子らである。被相続人と相手方の間で、3000万円を支払うことで、連帯保証債務を免除し、根抵当権を外すという口頭の和解が成立していた。	
	金融機関の立場：	
	被相続人と相手方の間で和解について話し合っていたことは事実であるが、和解が成立していたという事実はない。根抵当権の担保目的物の評価額に加えて相当額を支払うことにより、解決したい。	
結果	和解	
経過・和解の要点	争点は、相続財産の評価であった（生命保険を含めるか、貸付金の評価など）。申立人ら及び相手方に対して、担保目的物の評価額に加えて、相当額を支払うことにより、本件弁済後に残存する本件保証債務の全てを免除し、かつ別紙物件目録記載の不動産に設定された根抵当権を解除するという内容で和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：175日	期日回数：4回
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

番号	東京⑯　※現地調停（群馬弁護士会）	
申立年月日	2021年5月17日	
終了年月日	2021年11月18日	
紛争の種類・金融商品	説明・顧客対応を巡る紛争・投資顧問契約	
金融機関	投資顧問業者	
顧客	個人、女性	
事案の概要	顧客の立場：	
	2000年代後半に相手方社員による説明を受け、相手方との間で投資顧問契約（顧問料30万円）を締結した。その3か月後、相手方の別の社員から架電があり、従前の契約内容に追加（アップグレード）する形式で新たな投資顧問契約（顧問料500万円）の勧誘を受け同契約を締結したが、同契約の勧誘にあたり、当該社員は、(1)一定の利益が出るようなことを説明したが、結局は400万円近い損切りをすることとなった、また、(2)契約締結時書面を請求してから1か月程して郵送してきた。このような事情から当該追加で締結した投資顧問契約を解除し、相当な金額の支払を求める。	
	金融機関の立場：	
	申立人との間で、2件の投資顧問契約を締結したことは事実であるが、申立人の主張する(1)の説明は、当社として許容される誘引文句であり断定的判断の提供には該当しないものと考える。また、(2)の点については、申立人の同意のうえで契約締結時交付書面を電子交付している（書面による郵送は、申立人からの要望に応えたものである。）。	
結果	和解	
経過・和解の要点	あっせん人は、当事者に内容をヒアリングし、相手方は、申立人に対し、本件解決金として約50万円を支払う義務を認める内容の和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：186日	期日回数：4回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京⑰　※現地調停（兵庫県弁護士会）
申立年月日	2021年5月17日
終了年月日	2021年7月7日
紛争の種類・金融商品	その他の金融商品（資金決済サービス）による損失を巡る紛争
金融機関	資金決済業者
顧客	個人、男性
事案の概要	顧客の立場：
	申立人は相手方にアカウントを設け、資金決済サービスなどを利用していたが、突然アカウントを凍結され、一切の利用ができなくなった。相手方に理由を尋ねても利用規約に違反したからとの説明しかなく、アカウント凍結の理由が不明である。申立人は、相手方に対し、自己のアカウントにある約7万円の預け金の返還を求める。

	金融機関の立場： 相手方は、利用規約で法律に違反したり、公序良俗に違反する利用があった場合、アカウントを停止する旨を定めている。申立人のアカウントにはそのような利用が疑われる事情があったことから、アカウントを停止した。もっとも、その後、相手方において疑われる事情が解消されたことが確認できたことから、アカウントの利用停止は既に解除した。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	第1回期日で申立人においてアカウントの利用停止が解除されていることを確認できたため、その場で取下書を作成し、取下げとなった。	
審理期間・期日回数	審理期間：52日	期日回数：1回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京⑱
申立年月日	2021年5月31日
終了年月日	2021年10月28日
紛争の種類・金融商品	仮想通貨（暗号資産）を巡る紛争
金融機関	暗号資産取引業者
顧客	個人、男性
事案の概要	顧客の立場： 申立人は、相手方に預託する暗号資産を他の暗号資産と交換することで売却することを意図し、預託暗号資産を出金するため、相手方に対し、出金申請を行い、また出金に必要な本人確認事項をメールしたが、出金が行われず、申請から7日後に申請自体がキャンセルされた。このため、申立人は、相手方の債務不履行責任ないし不法行為責任に基づく損害賠償として、主位的に、申請どおりに出金ができていれば、当初の意図のとおり当該暗号資産が売却できたはずの金額との差額として約600万円の支払、また、予備的に、申請時点で売却した時の価格と現在の価格との差額として約400万円の支払を求める。なお、相手方は、これまでのやりとりにおいて、本人確認事項のメールを見落としたことを認めている。 金融機関の立場： 暗号資産取引業者に対しては、犯罪収益移転防止法や金融庁が公表するガイドラインに沿った対応が求められており、相手方においても、これらを踏まえたリスク管理体制を構築しており、この一環として暗号資産の出金依頼には本人確認等慎重な対応をしており、対応につき相応の時間を要する。このため、相手方としては、出金申請に対し無条件で速やかに出金する義務を負っていないため、申立人の主張するような債務不履行責任ないし不法行為責任はない。なお、仮に、相手方に債務不履行責任ないし不法行為責任が成立するとしても、申立人の主張する損害は特別事情に基づく特別損害であり、相手方に特別事情に関する予見可能性はなく、損害賠償の範囲に含まれない。また、仮に損害賠償の範囲に含まれるとしても、申立人も合意している利用規約の規定に基づき損害の範囲は限定される。

結果	和解	
経過・和解の要点	あっせん人は、当事者にヒアリングをし、相手方は、申立人に対し、本件紛争の解決金として約150万円を支払う内容の和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：151日	期日回数：4回
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

番号	東京⑲	
申立年月日	2021年6月28日	
終了年月日	2021年10月5日	
紛争の種類・金融商品	その他の金融商品（投資顧問契約）による損失を巡る紛争	
金融機関	投資顧問業者	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人は、2021年2月に、有力銘柄の情報料として約100万円を相手方に送金した。 その有力銘柄はいずれも株価10万円以下との記載があったが、上記送金をした日の当該銘柄の株価は34万円と19万円であった。 話が違うためキャンセルを申し出たところ、銘柄情報は開示したのでキャンセルできないとの回答があった。 さらに、次に連絡するまで上記銘柄は購入しないよう言われたが、以降連絡がなく、また申立人から連絡しても担当者不在で話ができない状況である。	
	金融機関の立場：	
	相手方は、投資顧問契約の成立、それに基づくサービスを行ったこと、及びクーリングオフの期間は徒過していることを示しつつ、一定の解決金の支払に応じることが可能とした。	
結果	和解	
経過・和解の要点	あっせん人は、当事者にヒアリングの上、相手方が、申立人に対し、和解金として約80万円を支払うことを内容とする和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：100日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京⑳
申立年月日	2021年7月19日
終了年月日	2021年9月3日
紛争の種類・金融商品	その他の金融商品（資金決済サービス）による損失を巡る紛争
金融機関	資金決済業者

顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場： 相手方から、事前連絡や警告もなく、2021年6月、突然申立人に対し、「アカウントの閉鎖をして今後のサービスを提供しない」旨通知があり、サービスを停止されてしまった。 このため、申立人は引き落としができず、支払が滞ってしまった。相手方は申立人に対し、アカウントの閉鎖を取り消してサービス提供の再開を求める。 金融機関の立場： 申立人が、ルーピング行為（相手方のアカウントに外部のデビッドカード等を用いて入金を行い、その金員を元の外部銀行口座や他の外部銀行口座に即時に送金する行為）を行ったものと判断して、アカウント閉鎖の措置をとったものであり、正当な措置である。	
結果	和解	
経過・和解の要点	あっせん人は、当事者に事案の内容をヒアリングした後、①相手方は本和解契約の成立後2週間以内に、申立人の相手方におけるアカウントを再開し、申立人に通知し、②申立人は、相手方に対して、約4千円（申立人の最後のカード使用額である約1万円のうち、申立人アカウントの残高が不足していたことにより相手方が立て替えた金額）を支払う義務を負うことを認める内容の和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：47日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京㉑
申立年月日	2021年8月24日
終了年月日	2022年1月18日
紛争の種類・金融商品	預金
金融機関	信用金庫
顧客	個人、男性
事案の概要	顧客の立場： 1976年頃（申立人5歳頃）、1982年頃（申立人11歳頃）にそれぞれ開設した口座につき、信用金庫に問合せしたところ、存在しないという回答であった。しかしながら、申立人としては開設したように記憶しているため、当時の顧客名寄元帳や普通預金元帳等の調査及び口座を復活して欲しい。なお、2000年前半ころに信用金庫の窓口で働いている職員から「口座を下げたい」（趣旨は不明で申立人も特段確認せず）と言われたことがあり、関係しているかもしれない。 金融機関の立場： 申立人が主張する2口座の存在につき、信用金庫として調査可能な2001年3月以降の情報を確認したところ、そのような口座の情報はなく、申立てに応じることはできない。なお、申立人が主張されるような職員の存在は確認できなかったが、当該職員のみで口座情報の記録を抹消することはできない。

結果	不成立	
経過・和解の要点	あっせん手続の結果、あっせん手続により合意成立の見込みがないと判断し終了。申立人、相手方に説明し、了解を得た。	
審理期間・期日回数	審理期間：148日	期日回数：3回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京㉒
申立年月日	2021年9月9日
終了年月日	2022年1月7日
紛争の種類・金融商品	説明・顧客対応を巡る紛争・資金決済サービス
金融機関	資金決済業者
顧客	法人
事案の概要	顧客の立場： 申立人は、商品販売に際し相手方の資金決済サービスを利用したが、申立人が著しく多額の支払を受け取っていることからアカウントを制限する旨の連絡を受けた。 相手方の指示に従い取引に関する情報を提供したものの、利用規定ポリシー違反との回答があり、アカウントを凍結され、商品販売にかかる売上金（約230万円）を没収されてしまった。 本件取引はポリシー違反等ではないため、没収された売上金の返還を求める。 金融機関の立場： 申立人の業務は、ユーザー規約及び利用規定ポリシーにより禁止されている「一攫千金商法」に該当することから、約定損害賠償金の一部として申立人のアカウント残高から約230万円を没収したものであり、適法な措置である。
結果	取下げ
経過・和解の要点	申立人の都合により取下げとなった。
審理期間・期日回数	審理期間：121日　期日回数：1回
代理人	顧客：なし　金融機関：あり

番号	東京㉓
申立年月日	2021年10月4日
終了年月日	2021年12月17日
紛争の種類・金融商品	資金決済サービス（決済アカウントの凍結に関する紛争）
金融機関	資金決済業者
顧客	個人、男性
事案の概要	顧客の立場：

	申立人が相手方の海外への資金移動サービスを利用しようとしたところ、自身のアカウントが不正利用を理由に凍結されていた。不正利用をした覚えはなく、口座凍結には理由がない。申立人は、相手方に対し、アカウント凍結の解除及びアカウント内の預け金約30万円の返還を求める。	
	金融機関の立場：	
	不正利用の恐れが払拭されない以上、凍結の解除や資金移動はできない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	口座の不正利用の有無について対立し、この点は話合いで解決できないため初回期日で不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：75日	期日回数：1回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京㉔　※現地調停（兵庫県弁護士会）
申立年月日	2021年10月8日
終了年月日	2021年12月20日
紛争の種類・金融商品	説明・顧客対応を巡る紛争・資金決済サービス
金融機関	資金決済業者
顧客	法人
事案の概要	顧客の立場：
	相手方は申立人に対し、相当な金員を支払うとのあっせんを求める。 申立人は2012年6月から相手方のサービスを利用し、商品を販売していた。 2017年4月に、販売していた商品の一つが相手方の販売禁止項目に入っていたことが発覚し、相手方によってアカウントが180日間停止され、残っていた7000ドルが引き出せないようになっていた。 急に必要なお金ではなかったためそのままにしていたが、2021年6月頃、（コロナの影響で）資金調達をする際、同アカウントから資金を引き出そうとしたところ、相手方によって資金が没収され残高が無くなっていた。 相手方に返還を求めたが、返還できないと言われた。
	金融機関の立場：
	相手方のユーザー規約に基づき、利用規定ポリシーに反した場合は、相手方が被る損害賠償予定額（一回あたり2500ドル）を申立人に請求することができる。申立人は8回にわたりユーザー規約に違反したため、請求できる金額は2万ドルとなり、一部をアカウント残高と相殺することができる。
結果	和解
経過・和解の要点	相手方は、相殺することができる点の主張は譲らなかったものの、事案の解決のため、相手方が、申立人に対して、残高の概ね半額を支払うことにより、和解が成立した。

審理期間・期日回数	審理期間：74日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京㉕　※移管調停（岐阜県弁護士会）	
申立年月日	2021年10月27日	
終了年月日	2021年12月2日	
紛争の種類・金融商品	説明・顧客対応を巡る紛争・預金	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人が、相手方に対して、残高の確認をしたにもかかわらず、相手方が誤った回答をしたため、遺産分割協議で、不利な合意をし、約140万円の損害を被ったので、相当額の支払を請求する。	
	金融機関の立場：	
	申立人から、残高確認を口頭で受けたとき、一般論（相続が発生すると、残高は動かない）という回答をしたが、実際には引き出しがあった。回答に誤りがあったことについて、謝罪する意向である。	
結果	移管調停	
経過・和解の要点	岐阜県弁護士会に移管	
審理期間・期日回数	審理期間：37日	期日回数：0回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京㉖　※現地調停（沖縄弁護士会）	
申立年月日	2021年11月4日	
終了年月日	2022年3月14日	
紛争の種類・金融商品	仮想通貨（暗号資産）を巡る紛争	
金融機関	暗号資産取引業者	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	相手方は申立人に対し、相当な金員を支払うとのあっせんを求める。 自己の保有する暗号資産の口座から、友人の他の暗号資産の口座アドレスに送金しようと手続きしたところ、送金が別の口座になってしまった。誤送金に気づき、相手方に返金を求めたが、相手方より暗号資産は取り出せないとの回答があり、現時点で返金がなされていない。	
	金融機関の立場：	
	申立人が暗号資産を送付したと思われるアドレスについて、相手方が管理するアドレスではないため、物理的に対応ができない。	
結果	不成立	

経過・和解の要点	相手方が（自分たちの関与が無いため）これ以上の話し合いはできないこと、あっせん人が相手方を説得する材料が見当たらないこと、及び申立人が出頭していない（不出頭は2回目）こと等に鑑み、あっせん人において協議の上、手続を打切った。 第2回期日において相手方代理人からコロナ陽性の疑いがあるとの申出があったため、上申書の提出の上、同代理人のみオンライン期日参加となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：131日	期日回数：3回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京㉗　※現地調停（福岡県弁護士会）	
申立年月日	2021年12月15日	
終了年月日	2022年1月28日	
紛争の種類・金融商品	仮想通貨（暗号資産）を巡る紛争	
金融機関	暗号資産取引業者	
顧客	個人、女性	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人は、相手方以外の金融機関から融資を受けて、相手方指定口座に30万円の振込みをして、特定の暗号資産を購入しようとしたが、相手方ウェブサイト上で「取引規制中のためお取引できません」としてエラーが表示され取引ができない。また、相手方カスタマーサービスへ電話して返金を求めても、取引中止と回答をするのみで、返金が受けられていない。 相手方は申立人に対し、30万円を支払えとのあっせんを求める。	
	金融機関の立場：	
	相手方は、申立人が自身について取引制限事由がないことを客観的な資料に基づき証明できた場合には、申立人の請求に応じる。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	申立人からの取下げにより終了となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：45日	期日回数：0回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

【第一東京弁護士会仲裁センター】

番号	第一東京 ①	
申立年月日	2021年5月14日	
終了年月日	2021年10月19日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求・預金	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場： 申立人の了承なく、申立人の親族により、申立人名義の定期預金の解約がなされ、引き出された金銭は、詐欺グループに渡り、回収不可能となった。かかる定期預金の解約は、解約に際して、金融機関において、委任状の交付等適切な本人の意思確認がなされなかったことが原因であるから、引き出された金員相当額について損害賠償請求を行う。 金融機関の立場： 定期預金の解約を行った申立人の親族には、申立人本人から、定期預金の解約・払戻しについて代理権が与えられており、定期預金の解約に応じた金融機関に責任はない。仮に、申立人の親族に、かかる代理権が与えられていなかったとしても、申立人の連絡先として登録されている電話番号に架電の上、電話口に出た男性に対して意思確認をする等、本人の意思確認に必要な手続を実施しており、定期預金の解約・引き出しに際して、過失はない（債権の準占有者に対する弁済）。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立人に対する意思確認手続の十分性、定期預金の解約を行った申立人の親族との法律関係、本人の意思確認に際して電話口に出た男性の法律上の責任の有無等、複数の争点について、主張の隔たりがあり、あっせん人から和解案の提示を行ったものの、和解は成立しなかった。もっとも、あっせん人において、従前の当事者の主張、証拠関係及び事案内容等の各種事情を踏まえ、特別調停案の提示が相当であると判断した。そこで、申立人に対して、（金融機関が損害の一部を負担する旨の）特別調停案の提示を検討していること、その内容及び特別調停案提示に伴うリスク（特別調停案提示後に相手方金融機関から訴訟提起されるリスク）等を説明したところ、特別調停案を提示することに申立人の了承が得られたため、両当事者に特別調停案を提示した。しかし、相手方から、当該特別調停案を不服として、本件に関し訴訟提起がなされたため、特別調停案は成立しなかった。	
審理期間・期日回数	審理期間：159日	期日回数：4回
代理人	顧客：なし（ただし、顧客の子が代理）	金融機関：あり

番号	第一東京② ※現地調停（愛知県弁護士会）
申立年月日	2021年10月4日
終了年月日	2021年11月17日
紛争の種類・金融商品	融資停止の申入れに対して、理由の説明と取引継続を求める紛争
金融機関	大手金融機関
顧客	株式会社
事案の概要	顧客の立場：

	長年融資を受けてきた相手方金融機関が突如融資を停止したいと申入れをしてきたが、その理由について具体的な説明がなく、融資を停止される理由もない。申入れの理由を説明するとともに、融資の継続を求める。	
	金融機関の立場：	
	融資の停止を申し入れたのは事実だが、理由については回答できず、取引を継続することはできない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	第1回期日で金融機関に顧客の要望を伝達し検討を促したが、金融機関は応じず持ち帰っても結論は変わらない旨強く述べ、やむなく不成立で終了。	
審理期間・期日回数	審理期間：44日間	期日回数：1回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	第一東京③	
申立年月日	2021年10月12日	
終了年月日	2022年3月18日	
紛争の種類・金融商品	約定損害賠償金返還請求、資金決済サービス	
金融機関	資金移動業者	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人は、相手方が提供する資金決済サービスを利用して、個人事業主として商品の販売業を営んでいたところ、相手方が、申立人の取引が相手方のユーザー規約及び利用規定ポリシーの禁止事項に該当するとして申立人のアカウントを凍結し、同アカウント内にあった資金約300万円を約定損害賠償金として没収した。申立人は、ユーザー規約違反あるいはポリシー違反はないと考えており、相手方に対し、没収された金員の支払と、アカウントの凍結解除を求める。	
	金融機関の立場：	
	申立人の取引は相手方のユーザー規約及び利用規定ポリシーに違反しており、申立人の請求に理由はない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	双方の主張の対立原因となっている事実認識について、ADRでは事実認定が困難な事案であったところ、申立人と相手方が考える和解金の金額には大きな乖離があり、和解成立の見込みがなかったため、不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：158日	期日回数：2回
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

【第二東京弁護士会仲裁センター】

番号	第二東京①	
申立年月日	2020年10月9日	
終了年月日	2021年4月26日	
紛争の種類・金融商品	融資	
金融機関	信用金庫	
顧客	男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	中古不動産の購入に関して行われた融資について、相手方金融機関は不適切な審査を前提とした評価・事業計画に基づき融資を実施し、適正価格を超えた金額で購入させられるという損害を被った。相手方に損害賠償を求めるとともに、自宅不動産について根抵当権の抹消登記手続を求める。	
	金融機関の立場：	
	相手方が申立人に融資を行った経緯は適切であり、申立人の資金繰りが悪化したのは申立人の責任である。相手方の注意義務違反はなく、損害額や融資と損害との因果関係も不明確である。もっとも融資の条件変更等に関する話合いはやぶさかではない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	期日を通して条件変更について協議。 最終的に、返済の条件変更、申立人の妻の連帯保証契約の解除、本手続での和解成立後に即決和解の申立てを相手方が行うこと、などを内容とする和解が成立。 なお、成立手数料の減免申請があり、委員会にて一部減額を承認。	
審理期間・期日回数	審理期間：200日	期日回数：4回
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

番号	第二東京②	
申立年月日	2020年11月10日	
終了年月日	2021年6月14日	
紛争の種類・金融商品	融資	
金融機関	信用金庫	
顧客	女性（70歳代）	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人は女性。複数の金融機関のクレジットカード（申立人本人と申立人の夫名義）の盗難に遭い、不正引き出しの被害を受けた（相手方金融機関分として計300万円程度）。相手方金融機関からは補償の対象外であるとの回答があったが、申立人には重過失等はないので、補償するべきである。	
	金融機関の立場：	

	申立人の行為は重過失があると判断されるため、相手方は補償責任を負わない。具体的には、本件の経緯からみると、犯人グループは預金引き出し時に暗証番号を知っていたと考えられる。第三者である犯人グループは申立人本人から暗証番号を聞いたと考えられるので、第三者に暗証番号を伝えた行為には重過失がある。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	期日間に、申立人が、補償する意向を示している他行の認証の履歴等を資料として提出した。 重過失の有無が問題となっているが、当事者尋問等をしないままでは事実認定ができないと考えられたため、調停案を示さずに、和解の可能性なしとして手続終了。	
審理期間・期日回数	審理期間：217日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし（ただし、息子が代理）	金融機関：あり

番号	第二東京③	
申立年月日	2020年11月26日	
終了年月日	2021年4月13日	
紛争の種類・金融商品	融資	
金融機関	信用組合	
顧客	男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人が受けた融資の返済が滞っていたため、相手方が担保不動産の競売を申し立てた。そして、相手方担当者が、一定額の金員（約400万円）を支払えば競売を取り下げると約束したため、申立人は、相手方に対して買付証明書の提出や一定額の支払を行ったが、相手方は競売の取下げを行わない。競売の申立ての取下げをしてほしい。	
	金融機関の立場：	
	申立人の返済が滞っておりすでに期限の利益を喪失しているので（残債2000万円超）、住宅融資保険との関係で競売を申し立てた。以前にも、一定額を支払うことができるとの話が申立人からあって、保険請求を取り下げたことがあるが、入金はなかった。今回は、振込みのあった約400万円を返金して、競売の申立ては取り下げない意向である。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	第1回期日で双方の意向を確認した上で、申立人が競売手続の執行停止を含めて弁護士への相談等を検討することとなった。 その後、申立人から期日指定を希望する連絡がなかったので、あっせん人の判断により終了とした。	
審理期間・期日回数	審理期間：139日	期日回数：1回

代理人	顧客：なし	金融機関：なし（職員）

番号	第二東京④	
申立年月日	2021年3月26日	
終了年月日	2021年10月22日	
紛争の種類・金融商品	融資（連帯保証）	
金融機関	信用金庫	
顧客	母と息子	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人は母と息子。父が申立外会社の証書貸付の連帯保証人となっていた。父が死去し、申立人らが連帯保証債務を相続した。申立人らから相手方金融機関に連帯保証解除のお願いを続けているが、前提となる不動産の評価等に差があり、解決しない。	
	金融機関の立場：	
	主債務者の債務を担保する根抵当権で保全できない金額の支払を条件として保証を解除するとの提案は行っているが、根抵当権で保全されている額の評価に差があり、合意に至っていない。本手続においても、根抵当権で保全できない金額（5000万円弱）の支払を条件として保証を解除するとの和解案を提案する。	
結果	和解	
経過・和解の要点	不動産評価に関する資料等の提出を求めた上、双方当事者の立場も踏まえて、あっせん人としての和解案を提案。 結果として、申立人らが相手方に約3000万円を支払う、申立人らが上記金員を支払った場合には、相手方は申立人らの連帯保証債務を免除する、その他求償権の行使に関する一定の合意、などを内容とする和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：211日	期日回数：3回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	第二東京⑤	
申立年月日	2021年5月24日	
終了年月日	2021年11月5日	
紛争の種類・金融商品	電子マネーサービス	
金融機関	資金移動業者	
顧客	男性	
	顧客の立場：	

事案の概要	相手方のサービスを利用していたが、利用規約に抵触したとして利用制限を受けた。制限理由を教えてもらえず、残高の約80万円の返金も行ってもらえない。	
	金融機関の立場：	
	申立人の金員受取りの理由、目的が明らかにされ、納得ができるものであれば、利用制限を解除することを検討する。	
結果	和解	
経過・和解の要点	相手方が取引履歴を開示し、申立人が金員受取りの理由、目的を書面で回答することとした。 その結果、申立人のアカウントの利用目的を確認した上で、相手方が申立人のアカウントの利用停止を解除する、との和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：166日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし（職員）

番号	第二東京⑥
申立年月日	2021年7月20日
終了年月日	2021年12月23日
紛争の種類・金融商品	融資
金融機関	信用金庫
顧客	母と息子
事案の概要	顧客の立場：
	申立人らと相手方との間の金銭消費貸借契約に関して、申立人らが繰上返済を行う際に、繰上返済に関する違約金が発生しないことの確認を求める。
	金融機関の立場：
	申立人らと相手方との金銭消費貸借契約の内容として、繰上返済時の違約金支払の合意が成立している。申立人らが計画している繰上返済は、違約金の免除事由には該当しない。申立人らは金銭消費貸借契約締結時に違約金条項の存在を認識していなかったとは考えられない。したがって、申立人らが計画している繰上返済を行った場合、申立人らには違約金の支払義務はある。
結果	不成立
経過・和解の要点	繰上返済時の違約金条項の適用の有無につき協議したが、当事者双方の立場の隔たりは詰まらなかった。申立人らが取下げ。

審理期間・期日回数	審理期間：157日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし（ただし、母を息子が代理）	金融機関：あり

番号	第二東京⑦	
申立年月日	2021年10月13日	
終了年月日	2022年3月3日	
紛争の種類・金融商品	融資	
金融機関	信用組合	
顧客	個人、女性	
事案の概要	顧客の立場：	
	父の事業資金として、母と娘２人名義のローンの借入れがある（総額約1300万円）。相手方金融機関は、名義貸しを容認し、貸付額が過剰な融資で、不十分な審査で貸し付けたものである。 返済額等について協議したい。	
	金融機関の立場：	
	相手方が家族による借入れを勧めたり、借入額を指示するなど、要請や強要をしたことは一切なく、本申出に応じることはできない。	
結果	和解（一部取下げ、一部和解）	
経過・和解の要点	手続の途中で、母と娘１人分については取下げ。 残る当事者の娘１人（元本の残高約450万円）について、双方当事者から事情等を聴き取った上、和解案をあっせん人から提示した。 約 330 万円を一括して支払うことで、残債務の支払等を免除することを基本的な内容とする和解案に双方当事者が同意し、和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：142日	期日回数：4回
代理人	顧客:なし（ただし、娘の夫が代理）	金融機関：なし（職員）

【神奈川県弁護士会紛争解決センター】

番号	神奈川県①（移管調停）	
申立年月日	2021 年 5 月 27 日	
終了年月日	2021 年 8 月 30 日	
紛争の種類・金融商品	間違って預金口座を凍結・普通預金	
金融機関	労働金庫	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	公租公課の滞納により、Ａ市より普通預金口座の差押えを受けた。しかし、金融機関は、間違って、差押額を超えて口座自体を凍結してしまった。そのため、その後の入金や、何件かの口座振替が不能となった。事後処理に手間がかかったので、実費の他に、日当1日8万円、慰謝料外出1回につき10万円を請求する。	
	金融機関の立場：	
	間違って差押額を超えて顧客の普通預金口座自体を凍結し、ご迷惑をおかけしたことは、心から申し訳なく、お詫び申し上げる。そこで、実費分を含めた解決金として5万円をお支払したい。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	金融機関は若干の増額を申し出たが、金額にかなりの開きがあり、1回で不成立となる。（東京弁護士会からの移管調停、東京⑭）	
審理期間・期日回数	審理期間：81日	期日回数：1回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	神奈川県②
申立年月日	2021年11月15日
終了年月日	2022年1月27日
紛争の種類・金融商品	貯金
金融機関	農業協同組合
顧客	個人、女性
事案の概要	顧客の立場：
	令和2年7月頃、申立人は相手方支店において、額面1000万円の定期貯金を崩して500万円を普通貯金にすること、残額500万円で保険に加入するかどうか検討するという目的のために、①普通預金通帳、②銀行印、③定期貯金証書を提出したが、③が返還されていない。③は平成23年に作成された額面1000万円の定期貯金証書であった。 定期貯金証書の返還の有無を明らかにするために、来店日の支店でのやりとりの防犯カメラの映像を開示してほしい。 相手方は、平成23年に定期貯金証書が作成された記録は無いというが、記録

	が改竄された可能性がある。金融庁には各金融機関の顧客との個別取引データが保管されていると聞いたので、金融庁からそのデータの開示を受けられないかを紛争解決センターで調査してほしい。 仮に、③の証書の返還を受けていたとしても、現在は所持していないので再発行してほしい。	
	金融機関の立場：	
	相手方は申立人に③の定期貯金証書は返還している。当日の防犯カメラの映像は開示する。申立人は、③が平成23年作成の定期貯金証書と主張するが、申立人が主張するような内容の定期貯金は、最初から存在しないので、再発行に応ずることはできない（申立人が最初に相手方において定期貯金証書を作成したのは、平成24年である。）。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	2回目の期日に、あっせん人、補助者、申立人、申立人の息子の4名で約2時間かけて防犯カメラの映像を確認したところ、あっせん人、補助者、少なくとも申立人息子においては、③の定期貯金証書は申立人本人に返還されていることが確認できた。あっせん人から金融庁への電話での問合せによれば、金融庁は各金融機関の個別の顧客との取引データは保有していないという回答であった。以上の結果をふまえて、あっせん人において、平成23年に定期貯金証書が作成されたかどうかについては、当事者双方の認識が対立し、本手続ではこれ以上の話し合いによる解決は困難であると判断し、本期日をもって手続終了とした。	
審理期間・期日回数	審理期間：73日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

【埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター】

番号	埼玉①	
申立年月日	2021年8月23日	
終了年月日	2021年9月29日	
紛争の種類・金融商品	貯金	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人、女性	
事案の概要	顧客の立場： 貯金の払戻しを依頼するも、払い戻せなかった。 数日後、職員から引き下ろされていると回答があったが、通帳と印鑑も本人以外持ち出すこともできない状態で、おろした人の住所も自分の住所と異なる住所だった。 納得いかず、再度問い合せたところ、口座もなく、引き下ろされた履歴も残っていないとのことだった。 金融機関の立場： 本件にかかる口座の通帳は、昭和48年10月31日を最終記帳日とするもので、当時の貯金先組合は合併して当組合になった。現在の当組合に当時の取引履歴は残っていない。 申立人の主張する住所・口座番号の口座に関する情報はないが、申立人と同姓同名の名義で、住所・口座番号不一致の口座に関する情報があり、申立人に当初回答した職員はその情報に基づき対応したものと思われる。 再度当組合にて精査するも該当する口座の情報はなく、もともと通帳記載の最終取引日が昭和48年10月31日とある為、本件口座にかかる貯金払戻債務に関し消滅時効を援用する。	
結果	不成立	
経過・和解の要点		
審理期間・期日回数	審理期間：38日	期日回数：1回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

【京都弁護士会紛争解決センター】

番号	京都①	
申立年月日	2021年8月20日	
終了年月日	2021年10月21日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求、振込み手続	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人、女性	
事案の概要	顧客の立場：	
	振込み手続の際に、現金を持っていった額と振込みの金額が違っていた。金融機関の手続をした者が着服したその分の金額を返還するように求める。	
	金融機関の立場：	
	防犯カメラや金融機関内の調査をしたが、間違った手続をしたことの確認はとれなかった。また、当該職員が不法領得したり、紛失した事実もない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	これまでも相手方は、申立人に対し、説明及び情報開示をきちんと行っていた。申立人は、故意の着服を強く主張するが、相応の証拠もなく、金融機関の立場としては一部でも受け入れることは立場上難しいため、不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：63日	期日回数：1回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

【兵庫県弁護士会紛争解決センター】

番号	兵庫県①	
申立年月日	2021年10月11日	
終了年月日	2021年12月9日	
紛争の種類・金融商品	定期預金の解約のトラブル	
金融機関	地域金融機関	
顧客	個人、女性、90代	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人は高齢で、長らく当該金融機関と取引があり、近年は行員に自宅まで来てもらって、総合口座通帳から何十万円かの出金を行っていた。2021年8月20日、20万円を出金するために行員を呼んだところ、「伝票を記入します」というので渡し、求められるままに署名し、判子は行員が押して持ち帰った。当日夜、通帳を確認したところ、その日に定期預金100万円が解約となっていた。のみならず、2021年6月30日にも定期預金100万円が解約されていることがわかった。	
	金融機関の立場：	
	2つの定期預金解約については、行員がそれぞれ現金を持参して、申立人に渡した。行員は事務処理規定に基づいて、定期預金払戻（解約）請求用紙や払戻金（解約金）を申立人に渡す際の受領書にも、申立人からの署名をもらっており、手続上何の不備もない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	第2回期日を前に相手方から手続終了申出書が提出され、終了することとなった。	
審理期間・期日回数	審理期間：60日	期日回数：1回
代理人	顧客：なし（ただし顧客の子が代理）	金融機関：なし

【奈良弁護士会仲裁センター】

番号	奈良①	
申立年月日	2021年4月14日	
終了年月日	2021年6月7日	
紛争の種類・金融商品	老齢基礎年金の繰上請求書の提出遅滞	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	老齢基礎年金の年金受給者で、繰上請求書の取扱いを相手方金融機関に委託したが、金融機関が提出を遅滞したため、1ヶ月分の年金を受給できなかった。	
	金融機関の立場：	
	事務処理上のミスがあったことは認める。	
結果	和解	
経過・和解の要点	金融機関が事務処理上のミスを認めていたのでそれによって受け取れなかった年金額を支払うことで和解成立	
審理期間・期日回数	審理期間：55日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

【愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター】

番号	西三河①	
申立年月日	2021年10月8日	
終了年月日	2022年1月11日	
紛争の種類・金融商品	借換え	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人の父に生じた損害賠償請求を求めるのに代えて、金融機関に借換えに応じるよう請求した。	
	金融機関の立場：	
	返済条件の変更を行うには、本件申立ての取下げをしてもらう必要がある。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点		
審理期間・期日回数	審理期間： 95日	期日回数： 2回
代理人	顧客： あり	金融機関： 職員

【岐阜県弁護士会示談斡旋センター】

番号	岐阜県①	
申立年月日	2021年11月2日	
終了年月日	2022年1月20日	
紛争の種類・金融商品	定期預金	
金融機関	地域金融機関	
顧客	個人、女性	
事案の概要	顧客の立場：	
	平成27年に預けた定期預金（50万円）の証書を受け取っていない。発行してほしい。	
	金融機関の立場：	
	調査の結果、申立人が定期預金にするため50万円を差し出し、職員がこれを受け取った事実は認められなかった。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	合意の見通しがない	
審理期間・期日回数	審理期間：80日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	岐阜県②（移管調停）
申立年月日	2021年10月25日(東京弁護士会受付)→2021年12月3日当会へ移管
終了年月日	2022年1月28日
紛争の種類・金融商品	説明・顧客対応を巡る紛争
金融機関	地域金融機関
顧客	個人、男性
事案の概要	顧客の立場：
	残高証明書（死亡日時点の残高）に基づき遺産分割協議を行ったが、実際の預金残高は、残高証明書記載の金額より少なかった。 申立人は、事前に「残高証明書記載の金額が動くことはあるか」と確認し、金融機関職員は「残高は動かない」と回答している。これにより誤った預金残高で遺産分割協議が進められ、申立人の受取金額が少なくなった。 遺産分割のやり直しはできず、損害賠償を求める。
	金融機関の立場：
	被相続人の死亡を把握（預金凍結）するまでに日数を要しており、その間に預金の払出しがあった。（尚、この払出しについて争いはない。） 「残高証明書記載の金額が動くことはあるか」との問合せに対する回答については、職員の誤認識があったこと、その時点の残高を確認しなかったことを認め、お詫びしている。
結果	和解

経過・和解の要点	金融機関が申立人に対して解決金を支払うことで和解した。（東京弁護士会からの移管調停、東京㉕）	
審理期間・期日回数	審理期間：移管後57日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

【札幌弁護士会紛争解決センター】

番号	札幌①	
申立年月日	2021年3月12日	
終了年月日	2021年5月10日	
紛争の種類・金融商品	定期積金	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場：	
	1999年頃に、相手方金融機関において、定期積金契約を開始した者。2019年8月、定期積金を解約したところ、積立金が42万円であり、20年以上の積立期間に比して少ないことが判明。説明を求めたが、納得のいく回答が得られなかったため、本申立てに至った。	
	金融機関の立場：	
	申立人と20年余にわたり定期積金契約があった金融機関。①定期積金は満期を迎えるごとに積立金が支払われ、そして新たに定期積金契約を締結するものであって、20年余にわたり継続するものではない、②解約及び新契約の度に申立人宅を訪れていたから、積立金が支払われたことを申立人が認識していなかったはずがない、③請求の特定を欠いており、また損害額の算定根拠も不明確である。などと反論し、当初から調停に応ずる考えがないことが回答された。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	主張に隔たりがあり、相手方は調停に応ずる考えがないため、初回不成立。	
審理期間・期日回数	審理期間：60日	期日回数：1回
代理人	顧客：なし（ただし、顧客の親族が代理）	金融機関：あり

センター紹介

札幌弁護士会紛争解決センター
岩手弁護士会紛争解決センター
仙台弁護士会紛争解決支援センター
山形県弁護士会示談あっせんセンター
福島県弁護士会示談あっせんセンター
栃木県弁護士会紛争解決センター
群馬弁護士会紛争解決センター
埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター
千葉県弁護士会紛争解決支援センター
東京弁護士会紛争解決センター
第一東京弁護士会仲裁センター
第二東京弁護士会仲裁センター
神奈川県弁護士会紛争解決センター
新潟県弁護士会示談あっせんセンター
富山県弁護士会紛争解決センター
金沢弁護士会紛争解決センター
山梨県弁護士会民事紛争解決センター
長野県弁護士会紛争解決センター
岐阜県弁護士会示談斡旋センター
静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター
愛知県弁護士会紛争解決センター・西三河支部紛争解決センター
滋賀弁護士会和解あっせんセンター
京都弁護士会紛争解決センター
公益社団法人民間総合調停センター
兵庫県弁護士会紛争解決センター
奈良弁護士会仲裁センター
和歌山弁護士会紛争解決センター
岡山弁護士会岡山仲裁センター
広島弁護士会仲裁センター
山口県弁護士会仲裁センター
愛媛弁護士会紛争解決センター
福岡県弁護士会紛争解決センター
熊本県弁護士会紛争解決センター
鹿児島県弁護士会紛争解決センター
沖縄弁護士会紛争解決センター

札幌弁護士会紛争解決センター（2005.10.1開設）

札幌弁護士会紛争解決センターは、当事者自身が納得できる解決を図ることが最善と考え、自律的な解決を、原則として3回以内の調停期日で、早期に実現することを目指しています。
調停人は、それぞれの経験又は専門分野を活かして、解決に努力しています。
当センターは、特色として、専門性が高い医療事件、金融取引、労働事件につき、それぞれ専門の医療ADR、金融ADR及び労働ADRを設置しています。
医療ADR及び労働ADRにおいては、一般ADRと同額の申立手数料（11、000円）のまま、専門性のある事件類型であることを踏まえて、医療機関側・使用者側の調停人1名と患者側・労働者側の調停人1名の調停人2名体制で事件処理を行っております。
平成30年9月の胆振東部地震発生に伴い、災害ADRを設置しました。災害ADRでは、申立手数料を無料とし、成立手数料についても、一部減免について柔軟な対応が可能です。また、申立手続の簡略化を図るべく、弁護士相談前置は維持しながらも、「申立サポート弁護士」制度を採用し、相談担当弁護士の協力の下、早期及び簡易な調停申立が可能となりました。
このように当センターでは、当該事件専門の調停人候補者の確保、調停人の人数の工夫、制度の柔軟な運用等によって、どの事件類型においても、公正中立で、かつ、早期かつ柔軟な解決が実現できるように、センターと調停人が協力しています。

住所	〒060-0001　北海道札幌市中央区北1条西10丁目　札幌弁護士会館2階
ＴＥＬ	011-251-7730　　ＦＡＸ　011-261-2067
受付時間	月～金曜日　10:00～12:00　13:00～16:00（祝日を除く）
アクセス	札幌市営地下鉄東西線「西11丁目」駅より徒歩3分
ＵＲＬ	https://satsuben.or.jp/

申立手数料	期日手数料
11,000円（税込）	
■ 申立人のみ	□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→	□ その他具体的に→

成立手数料（税込）		
	100万円以下の部分	・・・ 8.8%
	100万円を超え300万円以下の部分	・・・ 3.3万円+5.5%
	300万円を超え3000万円以下の部分	・・・ 9.9万円+3.3%
	3000万円を超え3億円以下の部分	・・・ 42.9万円+2.2%
	3億円を超える部分	・・・ 372.9万円+1.1%
	※原則として、上記金額を申立人と相手方で折半する。	

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用	当事者は、申立手数料及び成立手数料以外の特別に要する費用が発生した場合には、調停人が定める額、納付時期及び負担割合に従い、紛争解決センターに納付する。（専門員の意見書作成料・遠隔地における現場調停の交通費など。）

岩手弁護士会紛争解決センター（2018.10.1）

岩手弁護士会は、2018年10月1日に「岩手弁護士会紛争解決センター」を設立いたしました。
「岩手弁護士会紛争解決センター」は、経験豊かな弁護士があっせん員となり、公正な立場に立ちつつ、当事者のお話に丁寧に耳を傾け、柔軟な手続運営を行うことにより、公正・迅速かつ妥当な紛争解決をお手伝いします。
取り扱う事件は、広く民事事件一般を対象としています。例えば、お金の貸し借り、隣人とのトラブル、職場のトラブル、離婚・相続、慰謝料請求など、さまざまな紛争の解決にご利用いただけます。
人間関係や紛争が複雑化してるいまの社会に対応して、当事者の話し合いを重視して柔軟な解決策を探る、市民にとって身近で利用しやすい紛争解決を目指しています。
まずは、お困りの紛争が「岩手弁護士会紛争解決センター」の手続に適しているかどうかなどについて、法律相談で確認することをおすすめいたします。
法律相談は、県内各地で実施しています（無料で相談が受けられる場合もあります）。
相談窓口は、岩手弁護士会ホームページの『弁護士に相談したい』をご覧いただくか、岩手弁護士会（019-651-5095）にお問合せください。
また、「岩手弁護士会紛争解決センター」を実際にご利用される場合、申立書などの書式は、岩手弁護士会のホームページにも掲載されておりますので、そちらもご参照ください。

住所　〒020-0122　岩手県盛岡市大通一丁目2-1岩手県産業会館本館2階
ＴＥＬ　019-651-5095
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）
アクセス　JR線「盛岡」駅より徒歩約16分
ＵＲＬ　http://www.iwateba.jp/

申立手数料　22,000円（税込）	期日手数料
■ 申立人のみ	□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→	□ その他具体的に→

成立手数料（税込）		
	100万円以下	・・・ 8%
	100万円を超え200万円以下	・・・ 5%＋3万円
	200万円を超え500万円以下	・・・ 3%＋7万円
	500万円を超え5,000万円以下	・・・ 2%＋12万円
	5,000万円を超え１億円以下	・・・ 1%＋62万円
	１億円を超える	・・・ 0.5%＋112万円

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用　鑑定・測量費用、現地調査旅費・日当、その他費用の実費

仙台弁護士会紛争解決センター（2006.4）

当センターでは、裁判まではしたくないけれど専門家に入ってもらって解決したいといった身の回りに起こった民事上のトラブルについて、経験を積んだ弁護士が仲裁人となり当事者双方の言い分をよく聞いた上で、和解による円満な解決をはかります。事案によっては建築士、医師等の専門家も協力します。審理期日は３回程度で、３ヶ月以内の解決を目指します。申立手続きは、窓口で手続きするほかに、オンラインにより申立をすることもできます。なお、当センターでは、Ｚｏｏｍ等を利用して、ご自宅からあっせん手続きに出席していただくことも可能です（リモートＡＤＲ制度）。また、新型コロナウイルスおよびＲ４福島県沖地震に起因して発生した様々なトラブルに利用できる災害ＡＤＲ制度もあります。申立ては無料です。災害ＡＤＲでは、弁護士が申立をサポートする制度もあります。

住所　〒980-0811　仙台市青葉区一番町 2丁目9番18号
ＴＥＬ　022-223-1005　ＦＡＸ　022-726-2545
受付時間　月～金曜日　１０:００～１６:００（祝日を除く）
アクセス　ＪＲ・地下鉄南北線「仙台」駅より徒歩１５分、地下鉄東西線「青葉通一番町」より徒歩3分
ＵＲＬ　https://senben.org/

申立手数料　22,000円（税込）
■ 申立人のみ
■ その他具体的に→ 但し、申立人の経済的事情によっては、猶予・減額・免除の規定あり。また、申立人プレ審理後審理不開始の場合は全額、相手方不応諾・期日開始前に申立取下げの場合は半額を返還する。

期日手数料　11,000円（税込）
□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　□ 不要
■ その他具体的に→ 相手方のみ相手方手数料として第１回審理期日に１１，０００円（税込）納付。猶予等については申立手数料と同じ。

成立手数料（税込）
100万円までの場合・・・8%×1.1
100万円を超え300万円までの場合・・・（5%+30,000円）×1.1
300万円を超え3,000万円までの場合・・・（1%+150,000円）×1.1
3,000万円を超える場合・・・（0.5%+300,000円）×1.1

算出のベース
■ 紛争額　■ 解決額
■ その他具体的に→
事件の難易度や当事者の経済的事情等、仲裁人の意見を聞いて増減または免除できる規定あり。原則当事者で折半。

その他必要な費用
・手続に要した速記、通訳、鑑定、翻訳等の実費
・出張時の旅費および日当

山形県弁護士会示談あっせんセンター（2006.11.21）

民事上のトラブルについて、弁護士が当事者双方の間に入って、話し合いによる解決のためのサポートを行います。方法としましては、担当弁護士が、申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で、法的観点からのアドバイスを行い、示談成立による解決を目指します。示談が成立した場合には、成立手数料と引き換えに示談書の作成を行います。

原則として、期日３回での解決を目指します。利用をご希望の場合は、示談あっせん申立書を提出してください。記載方法、書式につきましては、弁護士会窓口でご説明いたします。

訴訟や調停とは違い、担当弁護士が、形式にとらわれない柔軟な対応での問題解決を目指し、示談あっせんを行います。

住所　〒990-0042　山形県山形市七日町二丁目7-10 NANA BEANS 8階
ＴＥＬ　023-635-3648　　ＦＡＸ　023-635-3685
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）
アクセス　山形市役所前バス停より徒歩4分
ＵＲＬ　http://www.yamaben.or.jp/html/soudan9.html

申立手数料	期日手数料
20,000円（税込）	
□ 申立人のみ	□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
■ その他具体的に→ 応諾手数料（相手方）10,000円	□ その他具体的に→

成立手数料（税込）

100万円以下の部分	・・・	8%
100万円を超え200万円以下の部分	・・・	5%＋30,000円
200万円を超え500万円以下の部分	・・・	3%＋70,000円
500万円を超え5,000万円以下の部分	・・・	2%＋120,000円

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用

福島県弁護士会示談あっせんセンター（2008.1.21）

ADRは紛争解決の新幹線です。
経験豊かな弁護士があっせん員となって速やかな紛争解決に努めています。

1 センターの特色

全ての事件につき、法律家としての経験年数が５年以上の弁護士が関与し（事件によっては、各分野ごとに建築士等の専門委員も関与）、当事者の話をよく伺った上で、これまでの経験を活かし、紛争の迅速（裁判所の調停と較べて期日が早く入ること、原則として、３回以内の期日での解決することを目指します）、公正、妥当、柔軟な解決を図ります。

2 適する事件

原則として、受付にあたっては事件の種類による制限は設けていません。一般的には、不動産関係紛争、建築関係紛争、契約上のトラブル、交通事故、医療事故、近隣紛争、男女関係紛争（離婚、養育費等含む）、職場内での紛争での利用が多いと見込まれています。

3 事件の申立

訴訟と比較すれば、簡易かつ安価であり、申立書の記載例も準備しております。足りない部分については、後から訂正できます。

住所　〒960-8115　福島県福島市山下町4番24号
ＴＥＬ　024-534-2334　　ＦＡＸ　024-536-7613
受付時間　月～金曜日　9:00～16:00（祝日を除く）
アクセス　福島交通「桜の聖母短期大学」バス停下車徒歩3分
ＵＲＬ　https://f-bengoshikai.com/

申立手数料　22,000円（税込）
■ 申立人のみ
□ その他具体的に→

期日手数料
□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→

成立手数料（税込）
(a) 金100万円以下の場合　・・・　8.8%
(b) 金100万円を超え金200万円以下の場合　・・・　5.5%＋33,000円
(c) 金200万円を超え金500万円以下の場合　・・・　3.3%＋77,000円
(d) 金500万円を超え金5000万円以下の場　・・・　2.2%＋132,000円

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用

栃木県弁護士会紛争解決センター（2015.4.1）

当センターにおいては、弁護士が、中立的な第三者として、双方の当事者の話を聞き、簡易・迅速・公正な紛争解決をはかることを目指しております。具体的には、３回程度の手続により、また、手続間の間隔を３週間程度とし、遅くとも３ヵ月以内での紛争解決を目指しております。
担当弁護士については、弁護士登録５年以上の者を充てることとし、また、医学、建築、会計等の専門知識を要する紛争については、各分野の専門委員が手続に加わることもあります。
さらに、申立手数料を１万円（消費税別）に抑え、経済的にも利用しやすい制度となるよう、心がけております。

住所　〒320-0845　栃木県宇都宮市明保野町1番6号
ＴＥＬ　028-689-9000　　ＦＡＸ　028-689-9018
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00、13:00～17:00（祝日を除く）
アクセス　東武宇都宮線「南宇都宮」駅より徒歩15分
ＵＲＬ　http://www.tochiben.com/

申立手数料　11,000円（税込）
■ 申立人のみ
□ その他具体的に→

期日手数料
□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→

成立手数料
100万円以下の場合　・・・　8%
100万円を超え300万円以下の場合　・・・　5%+3万円
300万円を超え3000万円以下の場合　・・・　1%+15万円
3000万円を超える場合　・・・　0.5%+30万円

算出のベース　■ 紛争額　□ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用　手数料以外に鑑定費用等の特別な支出が生じた場合は、その実費を負担して貰うこともある。

群馬弁護士会紛争解決センター

群馬弁護士会紛争解決センターは、平成２４年８月３１日に設立されました。期日を土日に開催したり、あっせん委員の事務所での開催も可能にするなど、ＡＤＲの柔軟性を最大限に発揮しようと考えております。設立後、平成２４年度は１５件の申立がありました。当センターのイメージキャラクターは、「スパット君」。その名のとおり、簡易、迅速、公正、秘密厳守をモットーとして、市民の皆様にとって使い勝手のいい紛争解決機関を目指します。なお、当センターを利用される場合には、弁護士による紹介状が必要になりますので、事前に弁護士による法律相談をお受け下さい。

住所　〒371-0026　前橋市大手町3-6-6　群馬弁護士会館内
ＴＥＬ　027-234-9321　　ＦＡＸ　027-234-7425
受付時間 月～金曜日　９：00～17：00（祝日を除く）
アクセス 両毛線「前橋」駅より徒歩20分
ＵＲＬ　https://www.gunben.or.jp/

申立手数料　11,000（税込）
■ 申立人のみ

□ その他具体的に→

期日手数料
□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要

□ その他具体的に→

成立手数料（税込）

100万円以下	・・・ 8%＋消費税
100万円超300万円以下	・・・ 5%＋3万円＋消費税
300万円超3,000万円以下	・・・ 1%＋15万円＋消費税
3,000万円超	・・・ 0.5%＋30万円＋消費税

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用

埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（1995.10.1）

当センターは、平成7年10月に開設されました。
利用できる事件の種類に制限はありませんが、ご近所トラブルなど裁判にまでしたくないという場合や、男女問題・企業と顧客間のクレーム案件など秘密を守って解決した場合、弁護士に依頼すると当事者の持ち出しとなってしまう少額案件などにとって、特に使い勝手の良い紛争解決手段です。
経験豊富な弁護士が間に入り、時間をかけて双方の言い分を聞いたうえ、公正に判断し、話し合いによる迅速で円満な解決を図ります。
申立は所定の用紙に必要事項を書き入れるだけですので代理人を付けなくても簡単にできますし、申立手数料は無料です。是非、当センターの示談あっせん・仲裁手続きをご活用下さい。

住所　〒330-0063　埼玉県さいたま市浦和区高砂4-2-1　浦和高砂パークハウス1F
ＴＥＬ　048-710-5666　　ＦＡＸ　048-837-2898
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）
アクセス　浦和駅より徒歩15分
ＵＲＬ　https://www.saiben.or.jp/soudan/settlement.html

申立手数料　無料	期日手数料　5,500円（税込）
☐ 申立人のみ	☐ 申立人のみ　■ 申立人・相手方　☐ 不要
☐ その他具体的に→	☐ その他具体的に→

成立手数料　経済的利益の額を基に算出

算出のベース　☐ 紛争額　■ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用	当事者（申立人及び相手方）がそれぞれ1名の場合3,300円（税込）、当事者（申立人又は相手方が1名増すごとに2,200円（税込）の郵券代を申立時に申立人から徴収。

千葉県弁護士会紛争解決支援センター（2019.10.1）

当センターの名称について、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）は、当事者の、当事者による、当事者のための紛争解決制度であり、我々はその支援をさせていただきたい、その想いを込めて、紛争解決「支援」センターと名付けました。他会と同様、法的紛争に限らずあらゆる紛争を対象とし、弁護士があっせん人（話し合いの進行・調整役）及び補助者（事務的な補助を行う者）となり、原則3回、3ヶ月以内の解決を目指し、運用しております。

当センターの特徴としては、以下の点が挙げられます。

１．専門ＡＤＲ

医療事件や建築事件等の専門性の高い事案に対応するため、医師、歯科医師、建築士に「専門委員」として手続に参加していただき、その知見を紛争解決に役立てる制度を用意しました。

特に、医療事件については、千葉県で従前より医療ＡＤＲを手がけてきた「特定非営利活動法人医事紛争研究会　医療紛争相談センター」で活躍されていた医師及び歯科医師に引き続き当センターの専門委員に登録していただき、センター発足当初から充実した体制で運営することが出来ました。

２．災害ＡＤＲ

千葉県では令和元年台風15号、19号等の大災害が発生し、これにより生じた紛争の解決支援のため、災害ＡＤＲを立ち上げました。

被災された方にとってご利用いただきやすいように、申立手数料、期日手数料、日当及び実費を無料とし、成立手数料も最大50％減額できるよう制度設計しました。

また、ＡＤＲの申立てをサポートする弁護士が電話で当事者から申立て内容を聴取し、当事者に変わり申立書の作成を行う仕組みも作りました。

当センター開設から令和4年5月末までの2年半余りの間に、一般ADR（専門ADR含む）96件、災害ADR59件の計155件の申立てがあり、迅速・柔軟な審理による紛争解決に対する市民のニーズの高さを実感しているところです。令和2年10月にはリモートADRマニュアルを作成し、ウィズ／アフターコロナを見据えた運用体制を整備したところ、zoomを利用した期日進行も増加中です。

今後も市民の皆様にとって、より利用しやすく、より満足度の高い解決支援が出来るよう努めて参ります。

住所	〒260-0013　千葉県千葉市中央区4丁目13番9号
ＴＥＬ	043-227-8431　　ＦＡＸ　043-225-4860
受付時間	月～金曜日　9:00～12:00、13:00～17:00（祝日を除く）
アクセス	JR総武線「千葉」駅より徒歩15分
ＵＲＬ	https://www.chiba-ben.or.jp/

申立手数料	11,000円 医事紛争（医業には歯科を含む。）の場合は22,000円 医療機関側が申立の場合は44,000円（いずれも税込み）	期日手数料	期日開催毎に各自5,500円 医事紛争の場合は期日開催毎に各自11,000円 （いずれも税込み）
■　申立人のみ		□　申立人のみ	■　申立人・相手方　□　不要 一方当事者のみの出席で期日を開催したときは、出席した当事者のみ5,500円。他方当事者が同意したときは、その者の分も納付することができる。特別の事情による納付猶予又は減額若しくは免除の制度あり。
■　その他具体的に→	特別の事情による納付猶予又は減額若しくは免除の制度あり。	■　その他具体的に→	

成立手数料（税込）	①100万円までの場合	…　8.8%(最低額22,000円)
	②100万円を超え300万円以下の場合	…　5.5%＋33,000円
	③300万円を超え3000万円以下の場合	…　1.1%＋165,000円
	④3000万円を超える場合	…　0.55%＋33万円
	＜医事紛争の場合＞	
	①300万円までの場合	…　8.8%（最低額11万円）
	②300万円を超え1500万円以下の場合	…　264,000円＋（紛争の価額－300万円）×3.3%
	③1500万円を超え3000万円以下の場合	…　66万円＋（紛争の価額－1500万円）×2.2%
	④3000万円を超え5000万円以下の	…　99万円＋（紛争の価額－3000万円）×1.1%
		…　121万円＋（紛争の価額－5000万円）×0.77%
		…　1,595,000円＋（紛争の価額－1億円）×0.55%
算出のベース	■　紛争額	□　解決額
	□　その他具体的に→	

その他必要な費用	審理に要する鑑定費用、証人日当、出張の際のあっせん人等、専門委員、和解あっせん人補助者及び仲裁人補助者の旅費日当、通訳人費用その他の諸費用については、あっせん人等が申立人及び相手方の負担割合及び負担額を定め、申立人及び相手方が負担。

東京弁護士会紛争解決センター（1994.6.17）

東京弁護士会紛争解決センターは、平成6年7月に開設されました。当センターへの申立には、あっせん申立て（あっせん人による和解のあっせんを求める手続）及び仲裁申立て（仲裁合意がある場合に仲裁判断を求める手続）の二種類がありますが、いずれも、管轄の定めはなく、裁判に比べれば書式、添付書類等の要件も緩やかで、当事者本人においても簡単に申し立てることができます。また、事案の内容や当事者の都合にもよりますが、平均３ヶ月の期間に、3回の期日の開催による短期間で、和解あっせんが可能です。当センターのあっせん人及び仲裁人には経験豊富な弁護士のほか、専門家が就任し、事案の内容に応じて専門家の知識を利用した適正かつ迅速な解決が可能です。さらに、学校問題ＡＤＲを平成３０年１月から開始しました。令和元年台風対応、令和３年新型コロナウイルス感染症対応の災害時ADRも設置しました。また、養育費ＡＤＲを令和４年から開始しております（手数料等独自の設定がありますので詳細はウェブ等をご確認下さい）。当事者双方の希望があれば、オンライン（ZOOM）による期日開催もできます。

住所　〒100-0013　東京都千代田区霞が関1-1-3　弁護士会館6階
ＴＥＬ　03-3581-0031　　ＦＡＸ　03-3581-0865
受付時間　月～金曜日　9:30～16:00（祝日を除く）
アクセス　東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩1分　Ｂ1-b出口直結
ＵＲＬ　https://www.toben.or.jp/

申立手数料　11,000円（税込）
□ 申立人のみ
■ その他具体的に→ ・東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は、相談料相当額（5,500円を上限とする。）を減額
・金融ＡＤＲは、協定締結先が負担

期日手数料　5,500円（税込）
□ 申立人のみ　■ 申立人・相手方　□ 不要
■ その他具体的に→　金融ＡＤＲは、協定締結先が負担

成立手数料

300万円以下の部分	…	解決額×8.8%
300万円を超え1,500万円以下の部分	…	26.4万円+（解決額-300万円）×3.3%
1,500万円を超え3,000万円以下の部分	…	66万円+（解決額-1,500万円）×2.2%
3,000万円を超え5,000万円以下の部分	…	99万円+（解決額-3,000万円）×1.1%
5,000万円を超え1億円以下の部分	…	121万円+（解決額-5,000万円）×0.77%
1億円を超え10億円以下の部分	…	159万5千円+（解決額-1億円）×0.55%
10億円を超える部分	…	654万5千円+（解決額-10億円）×0.33%

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
■ その他具体的に→

学校問題ＡＤＲの成立手数料は、解決額が１２５万円未満の場合及び解決額が算定困難の場合には、１１万円

その他必要な費用

第一東京弁護士会仲裁センター（1995.4.14）

紛争事件を適切に解決できるかどうかは、仲裁人に誰を選ぶかによって大きく変わってきます。第一東京弁護士会仲裁センターでは、仲裁人候補者として、様々な分野で経験豊かな弁護士（原則として１０年以上の経験）や学識経験者等を名簿登載しております。そして、当会仲裁センターは、日常生活で起こりうる身近な紛争だけではなく、特に秘密としたい事件、知的財産、建築や労災、金融や医療や国際家事といった専門的な知見が要求される紛争などについて、適正・迅速・低額に解決することを目指して運営されています。そのため、当センターでは当事者の希望を踏まえて仲裁人を選任することとしており、仲裁人候補者のプロフィールを第一東京弁護士会ホームページ（https://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/adr/meibo.html）上で公開しています。そのホームページからは、書式や規則等もダウンロードできるよう整備しており、透明性の高い仲裁センターであるための情報開示を心掛けています。当会仲裁センターでは、令和２年６月１０日から、新型コロナウィルスに起因するトラブルに関して、Ｚｏｏｍ等のＷＥＢ会議システムを利用したオンライン手続きによる災害時ＡＤＲ（以下、「オンライン災害時ＡＤＲ」）を開始しました。オンライン災害時ＡＤＲは、従来のＡＤＲの特色に加えて、①弁護士会館に来館しなくても相手方と話し合いができる、②申立手数料・期日手数料が無料、③成立手数料が一般のＡＤＲの半額、④申立手続が簡略化されている、⑤成立手数料が一般のＡＤＲの半額、⑥申立書の書き方などを弁護士がサポートする制度（無料）がある、などより一層利用者の利便性を図った特色を有しております。制度開始後、相手方が手続に応諾したオンライン災害時ＡＤＲについては、非常に高い和解成立率となっています。

当会仲裁センターは、利用者が当センターをより利用しやすくなるよう、災害時ＡＤＲで採用したＷＥＢ会議システムを利用したオンライン手続きを一般事件でも利用できるよう規則をととのえました。また、令和３年７月には、損害保険ジャパン株式会社が提供する保険を利用して当事者と弁護士とのやりとりをオンラインチャットシステムで完結する簡易和解手続を新たに発足させる等、紛争解決のための新たなメニューも用意しています。

住所　〒100-0013　東京都千代田区霞が関1-1-3　弁護士会館11階
ＴＥＬ　03-3595-8588　　ＦＡＸ　03-3595-8577
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00　13:00～16:00（祝日を除く）
アクセス　東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩1分　Ｂ1-b出口直結
ＵＲＬ　https://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/adr/index.html

申立手数料　11,000円（税込）	期日手数料　5,500円（税込）
□ 申立人のみ	□ 申立人のみ　■ 申立人・相手方　□ 不要
■ その他具体的に→ ・第一東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は、5,500円（税込） ・金融ＡＤＲは、協定締結先が負担	■ その他具体的に→ 金融ＡＤＲは、協定締結先が負担

成立手数料

300万円以下の部分	・・・ 8.8%
300万円を超え1,500万円以下の部分	・・・ 3.3%
1,500万円を超え3,000万円以下の部分	・・・ 2.2%
3,000万円を超え5,000万円以下の部分	・・・ 1.1%
5,000万円を超え1億円以下の部分	・・・ 0.77%
1億円を超え10億円以下の部分	・・・ 0.55%
10億円を超える部分	・・・ 0.33%

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用　鑑定費用、証人日当、現場検証のための仲裁人旅費日当およびその他の諸費用

第二東京弁護士会仲裁センター（1990.3.15）

第二東京弁護士会仲裁センターは、1990年3月、弁護士会が運営する紛争解決機関としては最初に立ち上げられた民間ADR団体であり、2020年3月に設立30周年を迎えました。それまで揉め事の解決といえば裁判所の訴訟や調停でしたが、当センターは民間ADR団体の魁（さきがけ）として紛争解決に大きな役割を果たしてきました。

2007年9月に「医療ADR」、2010年10月に「金融ADR」、2014年4月に「国際家事ADR」、2020年4月に「子ども学校ADR」をそれぞれ新設し、医療紛争、金融商品取引紛争、国際的な家事紛争、学校内でのトラブルの実態を良く知る弁護士を仲裁人・あっせん人候補者に加えることで、充実した仲裁・和解あっせんを行えるようにしました。また、2010年3月には、当会多摩支部（弁護士会多摩支部会館・立川市）にて、多摩地区におけるADRのニーズにも対応できる体制を整えました（ただし、申立ては霞ヶ関で行っていただく必要があります。）。さらに、2020年11月からは、厚生労働省からの委託を受けて、厚生労働省のほか、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁と連携して「フリーランス・トラブル110番」の運営を開始し、この事業の中で、フリーランスの方のトラブルの解決のために仲裁センターの和解あっせん手続が活用されています。

また、手続の助言等を行う申立・応諾サポート弁護士の設置、期日開催において原則としてウェブ会議を利用するなど、より利用しやすい手続への対応も進めています。

管轄を問わない（どこに住んでいる人でも利用できる）、事件を選ばない（どのような事件でも扱える）、現地で期日を開催することもできる、一級建築士、カウンセラー、土地家屋調査士などの専門家を活用できるなど、民間だからこそできる機動的・柔軟な手続運営と納得のできる解決が特色です。特設サイト（https://niben.jp/chusai/）もご覧ください。

住所	〒100-0013　東京都千代田区霞が関1-1-3　弁護士会館９階
ＴＥＬ	03-3581-2249　　ＦＡＸ　03-3580-6688
受付時間	月～金：9:30～12:00　13:00～17:00（祝日を除く） ※現在営業時間を10：00～12：00　13:00～16:00に短縮しています。（令和４年6月末時点）
アクセス	東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩1分　B1-b出口直結
ＵＲＬ	https://niben.jp/chusai/ https://niben.jp/service/soudan/chusai/

申立手数料	期日手数料
11,000円（税込）	5,500円（税込）
■ 申立人のみ	□ 申立人のみ　■ 申立人・相手方　□ 不要
■ その他具体的に→ ①第二東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は、5,500円（税込） ②少額紛争事件（紛争価額が30万円以下）の場合，3,300円（税込）	■ その他具体的に→

成立手数料		
	300万円までの部分	・・・ 8.8%
	300万円を超え1,500万円までの部分	・・・ 3.3%
	1,500万円を超え3,000万円までの部分	・・・ 2.2%
	3,000万円を超え5,000万円までの部分	・・・ 1.1%
	5,000万円を超え1億円までの部分	・・・ 0.77%
	1億円を超え10億円までの部分	・・・ 0.55%
	10億円を超える部分	・・・ 0.33%

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用

遠隔地に出張して期日開催の場合
〇出張手当：期日開催場所までの距離と拘束時間により、
あっせん人等…5万5千円～9万9千円、
補助者等…2万7500円～4万9500円（いずれも税込）。
〇交通費・宿泊費：実費

神奈川県弁護士会紛争解決センター（1995.3.1）

当センターは、平成7年3月に開設され、簡易・迅速・公平をモットーに損害賠償、建築紛争、近隣紛争、交通事故、相続、離婚等民事紛争全般の解決を取り扱っています。あっせん人・仲裁人は、法曹経験豊かな当会の弁護士が担当します。事案によっては建築士等他の分野の専門家が加わることがあります。当センターは、平成20年3月、ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）に基づく法務大臣の認証を取得しました。これにより、和解あっせん手続において、時効中断効や調停前置の特則等が認められ、市民の方にとってより利用し易くなりました。パンフレット、申立書の書式等は当会に備え置きしてあるほか、当会のホームページ（https://www.kanaben.or.jp/）からもダウンロードできます。

住所　〒231-0021　神奈川県横浜市中区日本大通9番地（神奈川県弁護士会館内）
ＴＥＬ　045-211-7716　　ＦＡＸ　045-662-2277
受付時間　午前10時～午後5時（平日の正午から午後1時及び土日祝日を除く）
アクセス　JR関内駅南口、市営地下鉄関内駅から徒歩10分、地下鉄みなとみらい線日本大通り駅から徒歩1分
ＵＲＬ　https://www.kanaben.or.jp/

申立手数料　11,000円（税込）
■ 申立人のみ
■ その他具体的に→ 神奈川県弁護士会総合法律相談センターの有料法律相談を受け、法律相談料を納付した方が申立てをする場合は、5,500円（税込）。

期日手数料　5,500円（税込）
□ 申立人のみ　■ 申立人・相手方　□ 不要
□ その他具体的に→

成立手数料（税込）
100万円以下の場合　・・・　8%×1.1（但し、最低55,000）
100万円を超え３００万円以下の場合　・・・　（５%＋３万円）×1.1
３００万円を超え3,000万円以下の場合　・・・　（3%＋9万円）×1.1
3,000万円を超える場合　・・・　（1%＋69万円）×1.1
※税込

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用　鑑定費用、測量費用、現地調査の旅費、その他の費用

新潟県弁護士会示談あっせんセンター（1993.7.1）

新潟県弁護士会では、民事上の紛争について、裁判を使わず当事者双方の話し合いによる解決をサポートするため示談斡旋センターを設置しています。
ご近所問題や親族関係・契約トラブルなどの法律問題について、豊富な経験を持つ弁護士があっせん員となり、申立人と相手方の話をよく聞きいたうえで、公正・中立な立場で法的観点から適切なアドバイスを行い、紛争の早期解決を目指します。
申立ご希望の方には、申立されようとする案件が示談あっせんに適するものかどうかを、まず、弁護士に面談で相談していただくことをおすすめしています。
法律相談のご予約、示談あっせんのお問い合わせは、新潟県弁護士会（☎025-222-5533）までお電話ください。

住所　〒951-8126　新潟県新潟市中央区学校町通1-1
ＴＥＬ　025-222-5533　　ＦＡＸ　025-223-2269
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）
アクセス　「新潟」駅より徒歩25分
ＵＲＬ　http://www.niigata-bengo.or.jp/

申立手数料　13,200円（税込）
■ 申立人のみ
□ その他具体的に→

期日手数料
□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　□ 不要
■ その他具体的に→　原則不要。但し、金融ADRについては金融機関において１期日25，000円（税別）の期日手数料がかかる。

成立手数料

算出のベース　■ 紛争額　□ 解決額
□ その他具体的に→

示談によって解決した金額を基準にして、裁判を起こして上告審まで争った場合に裁判所に支払うこととなる手数料（収入印紙代）の合計額の半額。
成立手数料の申立人、相手方の負担割合は、当事者の了解を得て示談あっ旋員が定める。

その他必要な費用

富山県弁護士会紛争解決センター（2008.4.1）

当センターは、経験豊富な弁護士があっせん人となり、申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で、話し合いにより紛争を解決することを目指し、平成２０年４月１日から業務を開始しております。
金銭トラブル、借地借家、交通事故、家族間の紛争、消費者被害、医療事故、犯罪被害弁償、賃金不払いなど、身の回りに起こった民事上のトラブルについて、裁判や調停はしたくない、話し合いで解決したいときに利用してください。
申立ては、紛争の要点などを記載した申立書を提出する必要があります。書き方がわからない場合は、弁護士による法律相談を受けられる方がよろしいでしょう。
あっせん人は、申立人や相手方からていねいに事情を聞き、紛争の要点を把握した上で、紛争の解決に向けて話し合いをリードし、３回程度の期日で解決を図るよう努めます。
下に記したように費用はかかりますが、弁護士に依頼し、裁判で解決する場合に比べると低廉になっております。
当センターは、「親切」、「円満」、「早期」をモットーにトラブルの解決を目指しています。民事トラブルを抱えた人には身近な解決方法としてご活用いただけるものと思います。

住所　〒930-0076　富山県富山市長柄町3-4-1
ＴＥＬ　076-421-4811　ＦＡＸ
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）
アクセス　富山駅より、車で約10分　富山地方裁判所の通りにあります。
ＵＲＬ　http://tomiben.jp/

申立手数料　11,000円（税込）	期日手数料
■ 申立人のみ	□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→	□ その他具体的に→　当面の間、期日手数料無料

成立手数料

100万円以下	・・・ 8万円＋消費税
100万円超、300万円以下	・・・ 5%＋3万円＋消費税
300万円超、3,000万円以下	・・・ 3%＋9万円＋消費税
3,000万円超、3億円以下	・・・ 2%＋39万円＋消費税
3億円超	・・・ 1%＋339万円＋消費税

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用

金沢弁護士会紛争解決センター（2011.4.1）

金沢弁護士会紛争解決センターでは、外部専門家との連携や実務経験豊富なあっせん人による納得性の高い紛争解決を目指しております。
また、当センター運営委員会では、若手弁護士があっせん人補助者としてあっせん手続に関わることで、あっせん人の質の伝承・維持に努めています。加えて、一昨年には災害ＡＤＲ規則を制定し、災害が発生した際の被災者支援に備えるとともに、本年度からはウェブ会議システムをあっせん手続で利用できるようにしました。

住所　〒920-0937　石川県金沢市丸の内7番36号
ＴＥＬ　076-221-0242　　ＦＡＸ　076-222-0242
受付時間　月～金曜日　10:00～17:00（祝日を除く）
アクセス　バス 金沢駅兼六園口(東口)6番及び7番乗り場(全系統)から乗車し、「兼六園下」停留所で下車。徒歩3分。
ＵＲＬ　https://www.kanazawa-bengo.com

申立手数料　11,000円（税込）
■ 申立人のみ
□ その他具体的に→

期日手数料
□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→

成立手数料
100万円以下の部分	・・・	紛争の価額の8%+消費税
100万円超、200万円以下の場合	・・・	5%+3万円+消費税
200万円超、500万円以下の場合	・・・	3%+7万円+消費税
500万円超、5000万円以下の場合	・・・	2%+12万円+消費税
5,000万円超、1億円以下の場合	・・・	1%+62万円+消費税
1億円超の場合	・・・	0.5%+112万円+消費税

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用　通訳料、鑑定・出張料

山梨県弁護士会 民事紛争解決センター（2002年6月1日）

平成14年6月に設立以来、２６件の申立てがあり、当会所属の経験豊富な弁護士があっせん人となり、公正・中立な立場で紛争の早期解決を目指しています。申立てをされた方より、多額の費用を要することなく早期に的確な解決が図れると好評です。現時点では、申立件数が多くありませんので、すぐに審理を開始することが可能です。多くの方のご利用をおまちしております。

住所　〒400-0032　甲府市中央1-8-7　山梨県弁護士会館内
ＴＥＬ　055-235-7202　　ＦＡＸ　055-235-7204
受付時間 月～金曜日　9:30～17:00（祝日を除く）
アクセス 甲府駅より徒歩１０分　駐車場完備
ＵＲＬ　http://www.yama-ben.jp/

申立手数料　11,000円（税込）
■ 申立人のみ
□ その他具体的に→

期日手数料
□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→

成立手数料（税込）
100万円以下の部分 ・・・ 8%
～300万円以下の部分 ・・・ 5%
～3,000万円以下の部分 ・・・ 3%
～１億円以下の部分 ・・・ １%
１億円を超える部分 ・・・ 0.5%

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用

長野県弁護士会紛争解決センター（2017.07.03）

長野県弁護士会紛争解決センターは、平成29年7月から運営を開始しました。
当センターでは、当会所属の弁護士が仲裁人となり、公正中立な立場で当事者双方から言い分を聞き、話し合いによって紛争を解決することを目指します。
取り扱う事案は、広く和解あっせんに適する民事事件一般を対象にしています。不法行為に対する損害賠償請求、親族間紛争、建築に関するトラブル、境界や騒音など相隣関係トラブル、不動産に関するトラブル等々、様々な事案に幅広くご利用できます。
和解あっせん・仲裁に要する手数料は、原則として申立手数料1万1000円（消費税込）と成立手数料のみです。期日手数料はいただいておりません。
申立てには弁護士からの紹介状が必要となりますので、まずは長野県弁護士会（026-232-2104）にご連絡いただくか、長野県弁護士会所属の弁護士にご相談ください。

住所　〒380-0872 長野県長野市妻科432番地
ＴＥＬ　026-232-2104　　ＦＡＸ　026-232-3653
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）
アクセス　ＪＲ「長野」駅から徒歩20分　長野市中心市街地循環バスぐるりん号「合同庁舎前」バス停から徒歩2分
ＵＲＬ　https://nagaben.jp/

申立手数料　11,000円（税込）
☐ 申立人のみ
■ その他具体的に→ ・申立人のみ負担
・災害ADRの対象となる案件は申立手数料不要

期日手数料
☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　■ 不要
☐ その他具体的に→

成立手数料（税込）
100万円以下の場合 ・・・ 8.8%（最低額は2.2万円）
100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5.5%+3.3万円
300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1.1%+16.5万円
3,000万円を超える場合 ・・・ 0.55%+33万円
災害ADRは上記基準の半額

算出のベース　☐ 紛争額　■ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用　遠距離交通費、専門委員意見書作成費用（医師10万円、その他3万円）

岐阜県弁護士会示談斡旋センター（1998.3.19）

民事上のトラブルについて、弁護士が当事者双方の間に入って、解決のためのサポートを行います。訴訟や調停とは違い、担当弁護士が、形式にとらわれない柔軟な対応での問題解決を目指します。

住所　〒500-8811　岐阜県岐阜市端詰町22番地
ＴＥＬ　058-265-0020　　ＦＡＸ　058-265-4100
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）
アクセス　JR「岐阜」駅より徒歩25分
ＵＲＬ　https://www.gifuben.org/

申立手数料　11,000円（税込）	期日手数料　5,500円（税込）
■ 申立人のみ	□ 申立人のみ　■ 申立人・相手方　□ 不要
□ その他具体的に→	□ その他具体的に→

成立手数料（税込）		
	100万円以下の部分	・・・ 8%＋消費税
	100万円を超え200万円以下の部分	・・・ 5%＋3万円＋消費税
	200万円を超え500万円以下の部分	・・・ 3%＋7万円＋消費税
	500万円を超え5,000万円以下の部分	・・・ 2%＋12万円＋消費税
	5,000万円を超え1億円以下の部分	・・・ 1%＋62万円＋消費税
	1億円を超える場合	・・・ 0.5%＋112万円＋消費税

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用
- 現場検証等のために必要とされる旅費交通費等の実費
- 郵送費→相手方の数×1,000円を申立時予納
  ※不足分は追納，残額は返還（返還にかかる費用は申立人負担）

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（2007.3.12）

平成19年3月より、紛争に悩む市民の方への新たな法的サービスとして静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターを開設いたしました。「裁判よりも手軽でスピーディー、調停よりも専門的」をモットーとして、紛争の早期かつ妥当な解決を目指しております。静岡、沼津、浜松の弁護士会各支部であっせん・仲裁をおこなっており、地域の実情に照らした適切な紛争処理が実現できるように配慮しております。広報活動も市町の相談窓口へのパンフレット送付、静岡県弁護士会のホームページでのPR等を行っており、今後とも県民の皆様方に幅広く利用して頂けるよう努力して参ります。

住所
静岡支部　〒420-0853　静岡市葵区追手町10-80　静岡地方裁判所本庁構内
浜松支部　〒430-0929　浜松市中区中央1-9-1　静岡県西部法律会館内
沼津支部　〒410-0832　沼津市御幸町24-6　静岡県東部法律会館内

ＴＥＬ
静岡支部　054-252-0008
浜松支部　053-455-3009　　ＦＡＸ
沼津支部　055-931-1848

受付時間　月～金曜日　10:00～12:00、13：00～16：00（祝日を除く）

アクセス
静岡支部　JR静岡駅より徒歩25分
浜松支部　JR浜松駅より徒歩15分
沼津支部　JR沼津駅より徒歩20分

ＵＲＬ　https://www.s-bengoshikai.com/

申立手数料　11,000円（税込）
■ 申立人のみ
□ その他具体的に→

期日手数料
□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→

成立手数料
100万円まで　・・・　8%+消費税
100万円を超え200万円未満　・・・　（5%+3万円）+消費税
200万円を超え500万円未満　・・・　（3%+7万円）+消費税
500万円を超え5,000万円未満　・・・　（2%+12万円）+消費税
5,000万円を超え1億円未満　・・・　（1%+62万円）+消費税
1億円を超える場合　・・・　（0.5%+112万円）+消費税

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用

愛知県弁護士会紛争解決センター（１９９７.4.1）＆
愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（１９９９.4.1）

ベテラン弁護士の中から選ばれたあっせん・仲裁人が双方からよく事情を聞き、話し合いによる解決を目指します。民事上の紛争であれば、原則として事件の金額・種類は問いません。

平成９年４月の設置から２０年余りを経ており、この間、平成２０年６月にはＡＤＲ法に基づく法務大臣の認証を取得しました。令和３年度中に受理した事件は１２８件（西三河支部・一宮支部開催含む）です。また、令和３年度中に和解が成立した事件は６３件であり、受理事件の３～４割は和解で解決しています。

専門性の高い案件への対応にも力を入れており、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、カウンセラー、社会福祉士、ＩＴ関係等の専門家あっせん・仲裁人候補者が４２名います。また、医療を巡る紛争事件の数が多いことも特徴であり、医療の専門知識が必要となる案件については、医師・歯科医師に専門委員として関与してもらって手続を進めています。平成２５年度以降は、医療ＡＤＲの充実を図るため専門委員の増員を行ってきており、現在では、医師５４名・歯科医師７名、計６１名（２７診療科）まで拡充しました。

このほか、金融ＡＤＲ、国際家事ＡＤＲ（ハーグ条約案件）への対応にも取り組んでいます。

住所	（名古屋）〒460-0001　愛知県名古屋市中区三の丸一丁目4番2号 （西三河）〒444-0804　愛知県岡崎市明大寺町字道城ケ入34番地10
ＴＥＬ	（名古屋）052-203-1777 （西三河）0564-54-9449　　ＦＡＸ
受付時間	月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）
アクセス	（名古屋）地下鉄名城線「市役所」駅より西へ徒歩10分 地下鉄鶴舞線・桜通線「丸の内」駅より北へ徒歩10分 （西三河）名鉄バス「岡崎警察署前」停留所より徒歩3分
ＵＲＬ	https://www.aiben.jp/

申立手数料	期日手数料
11,000円（税込）	
■ 申立人のみ	□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
■ その他具体的に→ 特別な事情がある場合は、申立手数料を減免することができる	□ その他具体的に→

成立手数料（税込）		
	100万円以下の場合	・・・ 6.4%
	100万円を超え200万円以下の場合	・・・ 4.0%に24,000円を加えた額
	200万円を超え500万円以下の場合	・・・ 2.4%に56,000円を加えた額
	500万円を超え5,000万円以下の場合	・・・ 1.6%に96,000円を加えた額
	5,000万円を超え1億円までの場合	・・・ 0.8%に496,000円を加えた額
	1億円を超える場合	・・・ 0.4%に896,000円を加えた額
	※算出した額から1,000円未満を切り捨て1.1を乗	

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額

■ その他具体的に→ 申立人と相手方で按分して支払うが、その負担割合は、あっせん・仲裁人が決定する。また、特別の事情があるときは減額又は免除されることもある。

その他必要な費用

滋賀弁護士会和解あっせんセンター（2011.7.1）

滋賀弁護士会和解あっせんセンターは、同会所属の経験豊富な弁護士があっせん人となり、和解あっせん手続を主宰して、公正・中立な立場から、紛争当事者間の話し合いを促す形で、法的紛争の適切かつ迅速な解決を図ります。手続きの対象となる法的紛争は、当事者の和解による解決が可能な民事・家事紛争全般で、各種の損害賠償請求事件や、家庭内のトラブル、金銭トラブル、労使間のトラブルなど、様々な紛争を扱います。特に、迅速な解決が必要なケース、当事者間の感情的な対立が激しいケース、非公開の手続で話し合いを行いたい場合などに有効な手続です。なお、手続の利用にあたっては、弁護士からの紹介状が必要となるため（弁護士が代理人として申し立てる場合は除く）、まずは弁護士会や各法律事務所などが実施している法律相談をお受け下さい。

住所　〒520-0051　滋賀県大津市梅林1丁目3番3号
ＴＥＬ　077-522-3238　　ＦＡＸ　077-522-2908
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）
アクセス　JR琵琶湖線　大津駅　徒歩1分
ＵＲＬ　https://shigaben.or.jp/

申立手数料	期日手数料
11,000円（税込）	
■ 申立人のみ	□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
■ その他具体的に→ ・金融ＡＤＲは，協定締結先が負担	□ その他具体的に-

成立手数料

１００万円以下の部分	・・・ 紛争価額の8%+消費税
１００万円を超え３００万円以下の部分	・・・ 紛争価額の５%+3万円+消費税
300万円を超え3,000万円以下の部分	・・・ 紛争価額の１%+１５万円+消費税
3,000万円を超える場合	・・・ 紛争価額の０．５%+３０万円+消費税

算出のベース　■ 紛争額　□ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用　鑑定費用・現地調査のためにかかる諸費用、あっせん人の旅費日当、その他費用が必要になる場合があります。

京都弁護士会紛争解決センター（2000.10.1）

当センターでは、和解あっせん手続を主宰するあっせん人として心がけるべき事項を「あっせん人要求水準」として定め、当事者同席による交渉促進型の調停技法の研修をあっせん人候補者向けに実施するなど、あっせん人の資質や能力を向上することで、紛争解決手段としての実効性の向上を図っています。
また、当センターは、今後も高まるであろう簡易迅速な紛争解決のニーズに的確に応えるべく、提供する和解あっせん手続の見直しと紛争解決におけるオンラインの活用を進めていきます。
現在、規則・規程の全面改訂作業を行っており、災害ADRの新設や一般ADRにおけるリモート対応も実施される予定です。
なお、2020年6月より、コロナ対応臨時Web調停を実施しており、申立てから和解合意まで全ての手続をオンライン（リモート）で行っています。

住所　〒604-0971　京都市中京区富小路通丸太町下ル
ＴＥＬ　075-231-2378　　ＦＡＸ　075-231-2373
受付時間　月～金曜日　9時～17時（祝日を除く）※電話は９時１５分～１６時３０分
アクセス　京都市営地下鉄「丸太町」駅より徒歩7分
ＵＲＬ　https://kyoto-adr.jp/

申立手数料　11,000円（税込）
■ 申立人のみ
□ その他具体的に→

期日手数料
□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→

成立手数料　成立額100万円以下の部分　成立額の8%　（＋消費税）
成立額100万円超、300万円以下の部分　成立額の5%　（＋消費税）
成立額300万円超、3000万円以下の部分　成立額の1%　（＋消費税）
成立額3000万円超の部分　成立額の0.5%　（＋消費税）
※原則、申立人及び相手方の折半

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用　事件の審理のために必要な鑑定料、あっせん人・仲裁人及び専門委員の交通費及び日当等の費用

公益社団法人民間総合調停センター（2009.1.30）

当センターは、裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関となることを目指し、各種専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が参加して設立した公益社団法人です。このような多種多様な参加団体が一緒にＡＤＲ機関を設立したのは、全国で初めてで、ＡＤＲ促進法に基づく法務大臣の認証も受けています。

司法関係者にとどまらず、紛争の内容に応じ、それぞれの専門分野の方々が和解あっせん人、仲裁人として関与することにより、公正、迅速、低費用で解決を得られることを目指して、「和解あっせん手続」と「仲裁手続」の二つの手続を実施していますので、是非ご利用ください。

なお、当センターでは、専門士業等による「申立補助制度」を実施しています。「申立補助制度」は、申立てを希望する方に、専門士業等が申立書の書き方や必要書類のアドバイスをするもので、手数料は無料です（予約制）。

詳細は、当センターのＨＰをご覧いただくか、お電話でお問い合わせください。

住所　〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満1-12-5大阪弁護士会内1階

ＴＥＬ　06-6364-7644　　ＦＡＸ

受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

アクセス
- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車　出口（１）から徒歩約5分
- 地下鉄　京阪本線「淀屋橋駅」下車　1番出口から徒歩約10分
- 地下鉄　京阪本線「北浜駅」下車　26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車　徒歩約15分

ＵＲＬ　https://minkanchotei.or.jp/

申立手数料　10000円（税込）
■ 申立人のみ
□ その他具体的に→

期日手数料　一円（税込）
□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→

成立手数料（税込）

100万円未満	・・・ 15,000円
100万円以上200万円未満	・・・ 20,000円
200万円以上500万円未満	・・・ 30,000円
500万円以上1000万円未満	・・・ 50,000円
1000万以上5000万円未満	・・・ 100,000円
5000万以上１億円未満	・・・ 300,000円
1億以上1億5000万円未満	・・・ 500,000円

（以下、5,000万円ごとに、250,000円を加算）

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用　鑑定費用及び交通費等の実費並びに出張時の和解あっせん人の日当
【国際的な子の監護に関する和解あっせ· 手続・ハーグ条約に関する事案】
通訳費・翻訳費：実費

兵庫県弁護士会紛争解決センター（2001.01.01）

取扱対象事件は、和解あっせんに適する民事事件一般です。離婚、相続などの家事事件もこの中に含まれます。なお、多重債務問題（サラ金、クレジットの債務整理など）については扱っておりません。
和解あっせん申立ては、法律相談を経た場合、または、弁護士が代理人となって申し立てる場合に限られます。
平成２０年９月に、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ＡＤＲ法）に基づく法務大臣の認証を取得しました。

住所　〒650-0016　兵庫県神戸市中央区橘通1-4-3
ＴＥＬ　078-341-8227
受付時間　月～金曜日　10:00～17:00（祝日を除く）
アクセス　ＪＲ神戸線「神戸」駅より徒歩10分
ＵＲＬ　https://www.hyogoben.or.jp/

申立手数料　22,000円（税込）
■ 申立人のみ
■ その他具体的に→　利用について協定を結んでいる団体を通じて申込みがあった場合、申立手数料はその団体が負担する。

期日手数料
□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→

成立手数料（税込）

100万円以下の部分	・・・	8.8%
100万円を超え300万円以下の部分	・・・	5.5%＋33,000円
300万円を超え3,000万円以下の部分	・・・	1.1%＋165,000円
3,000万円を超える部分	・・・	0.55%＋330,000円

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
■ その他具体的に→　原則として当事者折半。

その他必要な費用　当事者は手続手数料以外の鑑定費用、交通費その他の和解あっせんに要する実費を、あっせん委員が定める額、納付次期及び負担割合に従い、紛争解決センターに支払う。

奈良弁護士会紛争解決センター（2002.06.03）

奈良弁護士会所属の経験豊富な弁護士が和解あっせん人として関与し、法的紛争の適切・迅速な解決を目指します。
特に、犯罪被害に関する損害賠償額の調整、隣人とのトラブル、不貞行為やセクシャルハラスメントの損害賠償請求など、当事者同士では妥当な着地点を見出すことが困難な紛争に有効です。

住所　〒630-8237　奈良市中筋町22番地の1
ＴＥＬ　0742-22-2035　　ＦＡＸ　0742-23-8319
受付時間　月～金曜日　9:30～17:00（祝日を除く）
アクセス　近鉄奈良駅より徒歩約３分
ＵＲＬ　https://www.naben.or.jp/

申立手数料　10,000円（税込）	期日手数料
■ 申立人のみ	□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→	□ その他具体的に→

成立手数料（税抜）		
	100万円以下の部分	・・・ 8%
	100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5%＋3万円
	300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・ 1%＋15万円
	3,000万円を超える場合	・・・ 0.5%＋30万円

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用　審理のため必要な鑑定料、旅費交通費等の実費

和歌山弁護士会紛争解決センター（2013.4.1）

和歌山弁護士会では、相談から解決までを見通せる制度として２０１３年４月１日に「和歌山弁護士会紛争解決センター」を設立し、２０１５年６月３日には、ＡＤＲ法に基づく法務大臣の認証を取得しました。さらに、ＡＤＲを障害がある人にも利用しやすくするため、２０１７年から「障害者なんでもＡＤＲ」を開始しました。

「和歌山弁護士会紛争解決センター」では、経験豊かな弁護士があっせん人となり、公正な立場に立ちつつ当事者の主張に傾聴し柔軟な手続運営を行うことにより、公正・迅速かつ妥当な紛争解決を強力にサポートいたします。

取り扱う事案としては、広く和解あっせんに適する民事事件一般を対象としています。例えばお金の貸し借り、隣地とのトラブル、離婚や相続など、さまざまな法律上のトラブルの解決にご利用いただけます。

「和歌山弁護士会紛争解決センター」への申立は、「弁護士が代理する」か、「弁護士による法律相談を経た上でその弁護士による紹介状を添付する」ことが必要になります。弁護士による法律相談については、和歌山弁護士会ホームページの「弁護士に相談したい」をご参照いただくか、和歌山弁護士会までお電話にてお問い合わせください。

申立の方法や、申立書、紹介状の書式は、和歌山弁護士会のホームページにも掲載されておりますので，そちらもご参照ください。

【最近の動き】

来たるべき南海トラフ地震や、昨今増加傾向にある豪雨や巨大台風などの大規模な自然災害における被災者が抱えるトラブルにもＡＤＲを利用してもらうため、「災害ＡＤＲ」を設置しています。実際には、常設されているわけではなく、前述のような自然災害が発生した場合に開設され、利用することができます。特徴は、通常のADRの申立よりも、申立の手続を簡略化したり、申立手数料を無料としたり、成立手数料を減額したりすることができます。

住所　〒640-8144　和歌山市四番丁５番地　和歌山弁護士会館内

ＴＥＬ　073-422-4580　　ＦＡＸ　073-436-5322

受付時間　月～金曜日　9:00～12:00、13:00～17:00（祝日を除く）
ただし、制度の説明を聞きたい場合などは、なるべく午前は11:30まで、午後は16:30までにお越しください。

アクセス　ＪＲ和歌山駅または南海和歌山市駅から、和歌山バスに乗車「和歌山城前」下車　徒歩５分

ＵＲＬ　http://www.wakaben.or.jp/

申立手数料　11,000円（税込）

☐ 申立人のみ

☐ その他具体的に→

期日手数料

☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　■ 不要

☐ その他具体的に→

成立手数料　100万円以下の場合　8%
100万円を超え300万円の場合　5%＋3万円
300万円を超え3,000万円の場合　1%＋15万円
3,000万円を超える場合　0.5%＋30万円
いずれも税別。

算出のベース　☐ 紛争額　■ 解決額
■ その他具体的に→　原則として当事者間で折半してお支払いいただきます。

その他必要な費用

事件の審理に必要な鑑定料、旅費等が発生した場合はその実費を当事者にご負担いただきます。

岡山弁護士会　岡山仲裁センター（1997.3.1）
行政仲裁センター岡山・医療仲裁センター岡山

『岡山仲裁センター』
　岡山仲裁センターでは、弁護士が仲裁人となって当事者の話し合いによる紛争解決をお手伝いします。当事者が自主的に紛争を解決する能力を発揮できるようにサポートすることによって、法的に妥当なだけでなく、当事者の心情にあった解決を目指します。また、事案によっては、建築士、税理士、不動産鑑定士、カウンセラー、土地家屋調査士、社会保険労務士、司法書士の方にも仲裁人に加わっていただくことも可能です。
　ZOOM等のWEB会議システムを利用した、リモート仲裁も実施しております。
　大規模災害に関連する民事上の紛争については、利用者の負担軽減を図るため、弁護士が申立をサポートし、また、申立手数料と期日手数料を無料（成立手数料は通常の半額）とする『災害ＡＤＲ』制度を創設しました（新型コロナウイルス感染拡大に起因する事件についても、災害ＡＤＲで対応可能です）。
『行政仲裁センター岡山』
　行政仲裁センター岡山は、自治体と住民などとの間に生じた行政紛争を専門に扱う仲裁センターです。仲裁人が自治体の区域内に赴いて、自治体・住民・仲裁人の三者が話し合いによって問題を解決（和解）するよう努力しています。当事者の合意があれば、仲裁判断も行います。申立手数料と期日手数料は自治体が負担します。
『医療仲裁センター岡山』
　医療仲裁センター岡山は、医療機関側と患者側との間で生じたトラブルを専門に扱う仲裁センターです。事案によっては、中立の立場の医師も弁護士と共に仲裁人として和解あっせんに加わります。また、医学上の専門的知見が必要な場合、複数の専門医（医療専門員）から意見を述べてもらうこともあります。

住所　〒700-0807　岡山市北区南方1-8-29
ＴＥＬ　086-223-4401
受付時間　月～金曜日　10:00～17:00（祝日を除く）
アクセス　JR「岡山」駅から路線バス「番町口」下車徒歩１分
ＵＲＬ　https://www.okaben.or.jp/

申立手数料　11,000円（税込）	期日手数料　5,500円（税込）
■ 申立人のみ	□ 申立人のみ　■ 申立人・相手方　□ 不要
■ その他具体的に→　行政仲裁センター岡山は、自治体負担。医療仲裁センター岡山は、患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合、医療機関側負担。	■ その他具体的に→　行政仲裁センター岡山・医療仲裁センター岡山は、11,000円（税込）。 行政仲裁センター岡山は、自治体負担。医療仲裁センター岡山は、患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合、医療機関側負担。

成立手数料（税込）

100万円以下の場合	・・・	8%＋消費税
100万円を超え300万円以下の場合	・・・	5%＋3万円＋消費税
300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・	1%＋15万円＋消費税
3,000万円を超える場合	・・・	0.5%＋30万円＋消費税

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
■ その他具体的に→　原則として、当事者双方折半。

その他必要な費用　調査手数料等として実費が発生する場合があります。

広島弁護士会紛争解決センター（１９９４.6.１７）

経験豊富な弁護士が「あっせん・仲裁人」となり、申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で、公平中立な立場から妥当な解決を図れるようアドバイス・仲裁判断をすることで、できるだけ短期間でのトラブル解決を目指します。

事案の種類は問いません。各種の事故の損害賠償、金銭トラブル、家庭内のトラブル、相続問題、従業員の解雇に関するトラブルなど、様々問題の解決に幅広く利用できます。平成２２年１月より新たに医療・介護ADRを設置し、医療・介護に関する紛争も扱うようになりました。また、平成３０年7月豪雨災害や令和２年８月大雨災害に関するトラブルや新型コロナに関するトラブルに関するADRも設置しています。

相手方があっせん・仲裁に応じると、３回程度の期日で解決するように努めます。期間が短い分、１回の期日ごとに時間をかけて双方の言い分をよく聞きます。当事者の希望により、オンライン（ZOOM）による期日開催もできます。

申立てにあたっては、まず弁護士による法律相談を受けていただき。そこでアドバイスや制度の説明を受けられた後、申立てをしてもらうことを推奨しております。

住所	〒730-0011　広島市中区基町6番27号　そごうデパート新館6階　　紙屋町法律相談センター
ＴＥＬ	082-225-1600　　ＦＡＸ　082-225-1616
受付時間	月～日曜日　9:３０～１６:００（そごうデパート新館休館日を除く）
アクセス	広島電鉄「紙屋町西」駅下車 バス「広島バスセンター」又は「紙屋町」停留所下車 アストラムライン「県庁前」下車
ＵＲＬ	http://www.hiroben.or.jp/

申立手数料　　11,000円（税込）	期日手数料
■　申立人のみ	□　申立人のみ　　□　申立人・相手方　　■　不要
□　その他具体的に→	□　その他具体的に→

成立手数料（税込）		
	100万円以下の部分	・・・　8.8%（最低5万5千円）
	100万円を超え300万円以下の部分	・・・　5.5%+3万3千円
	300万円を超え３,０００万円以下の部分	・・・　1.1%+16万5千円
	３,０００万円を超える部分	・・・　0.55%+33万円

算出のベース　□　紛争額　　■　解決額

□　その他具体的に→

その他必要な費用　　審理のため必要な鑑定料、旅費交通費等の実費

山口県弁護士会仲裁センター・行政仲裁センター山口（2011.12.1）

◆山口県弁護士会仲裁センター
　山口県弁護士会仲裁センターでは、当会の会員の弁護士が仲裁人となって、申立人と相手方の双方の言い分をよく聞いたうえで、話合いによる問題解決（和解）を目指すものです。お金の貸し借りや借地・借家のトラブル、交通事故の損害賠償、建築をめぐるトラブル、離婚問題、遺産問題、境界、日照など、隣人間のトラブル、解雇・セクハラ問題など、さまざまな事案に幅広くご利用できます。また、事案によっては、弁護士である仲裁人のほか、医師、歯科医師、行政書士、不動産鑑定士、建築士、社会保険労務士、土地家屋調査士などの専門家が弁護士と共同して和解のあっせんや仲裁を行います。申立てには弁護士からの紹介状が必要になりますので、まずは、最寄りの法律相談センターにて弁護士とご相談ください【事前予約制：0570-064-490（←県内法律相談センター統一電話番号）】

◆行政仲裁センター山口
　行政仲裁センター山口では、地方公共団体と住民などとの間で生じた紛争について、弁護士が仲裁人として関与し、話し合いによる解決を促します。山口県弁護士会との間で協定を締結している地方公共団体については、山口県弁護士会ホームページをご覧ください。

住所　〒753-0045　山口県山口市黄金町2-１５　山口県弁護士会館
ＴＥＬ　083-922-0087　　ＦＡＸ　083-928-2220
受付時間　月～金曜日　10：00～17：00（祝日を除く）
アクセス　山口線「山口」駅より徒歩5分
ＵＲＬ　https://www.yamaguchikenben.or.jp/topics_adr01_top.html

申立手数料　10,000円（税込）	期日手数料　5,000円（税込）
■ 申立人のみ	□ 申立人のみ　■ 申立人・相手方　□ 不要
■ その他具体的に→　行政仲裁センター山口では、地方公共団体が負担。	■ その他具体的に→　行政仲裁センター山口では、地方公共団体が負担（20,000円(税込)）。

成立手数料（税込）		
	100万円以下の部分	・・・　8%
	100万円を超え300万円以下の部分	・・・　5%
	300万円を超え3,000万円以下の部分	・・・　1%
	3,000万円を超える部分	・・・　0.5%

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
■ その他具体的に→　原則、当事者双方で折半。

その他必要な費用	調査費等の実費がかかる場合は、その利益を受ける当事者（双方の利益のために行われた場合は折半）で実費額を負担。

愛媛弁護士会紛争解決センター（2006.8.7）

四国で初めての弁護士会ADRとして、平成18年8月7日に開設されました。短期間に、合理的な費用で、公正でお互いが満足できるような解決を支援することをモットーとしています。
当センターでは、当会所属弁護士の約４割が調停人候補者として名簿登録しており、経験豊かな弁護士が、当事者自らがトラブルを解決しようとする力を手助けし、柔軟な解決を手助けいたします。
また、平成２２年３月からは、複数人の医療問題に詳しい弁護士を調停人とした医療ADRも開始いたしました。　　原則として、申立てには弁護士による法律相談を経て、紹介状が必要となりますが、金融機関等との紛争に関しては、不用となります。

住所　〒790-0003愛媛県松山市三番町4-8-8
ＴＥＬ　089-941-6279　　ＦＡＸ　089-941-4110
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）
アクセス　市内電車「市役所前」より徒歩10分
ＵＲＬ　https://www.ehime-ben.or.jp/

申立手数料　22,000円（税込）	期日手数料
■ 申立人のみ	□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
■ その他具体的に→　JAバンク相談所に申立てをした場合は申立手数料はJAバンクもちとなります。	□ その他具体的に→

成立手数料（税込）		
	100万円までの場合	・・・　8%(但し、5万円を下限とする。)
	100万円を超え300万円までの場合	・・・　5%＋3万円
	300万円を超え3,000万円までの場合	・・・　1%＋15万円
	3,000万円を超える場合	・・・　0.5%＋30万円

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用	調停手続に、別途、実費として費用がかかる場合があります。(速記、通訳、鑑定、翻訳等の費用、23条照会を利用した利用料、調停人、専門委員がセンター外に出張した時の旅費、宿泊費等の実費)

福岡県弁護士会紛争解決センター（2002.12月）

福岡県弁護士会紛争解決センターでは、お金の貸し借りや各種事故の損害賠償請求、家庭内のもめごとや近所とのいざこざ、相続問題、従業員の解雇をめぐるトラブル、不動産の明渡請求、欠陥住宅問題や医療事故問題等、あらゆる紛争を迅速に解決するこひを目標にしています。

当センターに対し紛争解決の申立をしていただくためには、弁護士による法律相談の後、申立書をご提出いただく必要がありますが、申立書は、福岡県弁護士会が県内各地に設置している法律相談センターなどに備えつけてあり、誰でも簡単に記入するこひができるようになっています。申立書の受付など事務取扱は、現在、天神弁護士センター（092-741-3208番）、北九州法律相談センター（093-561-0360番）、久留米法律相談センター（0942-30-0144番）の3カ所で行っています。あっせん・仲裁人はすべて弁護士で、福岡県弁護士会に所属するベテラン弁護士を中心に構成されています。

平成21年10月からスタートした医療ADRでは、患者側の事情に通じたあっせん・仲裁人１名、医療機関側の事情に通じたあっせん・仲裁人１名を加え、原則合計３名で対応することにしています。

また平成23年3月29日付で法務大臣からの認証を受けたことに伴い、一定の条件の下での時効中断効や調停前置主義が原則とされる訴訟（賃料増減額請求訴訟、離婚等の人事訴訟）において、調停を経ることなく訴訟を提起できるという効果が付与されました。

さらに当会ひ協定書を締結している金融機関を相手とする紛争については、金融機関があっせひ・仲裁人の提示する特別調停案を受諾する義務を負担することを主な特色とする金融ADRの運用も開始しております。

弁護士以外の専門家の助言を要する場合は、そのような専門家の協力を得ることもできます。当センターは、早くそして適正に紛争を解決したいという市民の皆様のご希望に添いたいと心から考えています。どうぞお気軽にご相談ください。

住所　（天神）　〒810-0004　福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2階
（北九州）〒803-0816　北九州市小倉北区金田1-4-2　福岡県弁護士会北九州部会内
（久留米）〒830-0021　久留米市篠山町11番地5　筑後弁護士会館内

ＴＥＬ　（天神）　092-741-3208
（北九州）093-561-0360
（久留米）0942-30-0144

ＦＡＸ　（天神）　092-752-1330
（北九州）093-582-0410
（久留米）0942-32-2691

受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）

アクセス　（天神）　地下鉄空港線「天神」駅より徒歩９分
地下鉄七隈線「天神南」駅より徒歩３分
（北九州）JR 鹿児島本線「小倉」駅よりバス 15 分
（久留米）西鉄「久留米」駅よりバス 5 分、バス停「久留米市役所前」下車 徒歩 1 分

ＵＲＬ　https://www.fben.jp/whats/funsoukaiketu.htm

申立手数料　11,000円（税込）
■ 申立人のみ
□ その他具体的に→

期日手数料
□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→

成立手数料
（税込）

解決額	割合
100万円までの場合	8.8%
100万円を超え300万円までの場合	5.5%+33,000円
300万円を超え3000万円までの場合	1.1%+165,000円
3000万円を超える場合	0.55%+330,000円

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用

熊本県弁護士会紛争解決センター（２００９.4.1）

当センターは、平成２１年８月２０日から活動を開始しました。当会の会員弁護士があっせん人となって、公正中立の立場で当事者双方から言い分を聞き、話合いによる紛争の解決を目的としています。３回程度の期日で解決することを目指しています。

当センターでは、災害に起因する紛争を取り扱う災害ＡＤＲも設置しています。災害ＡＤＲは、現在、平成２８年熊本地震、新型コロナウイルス感染症及び令和２年７月豪雨に起因する紛争に適用されており、申立手数料を無料とし、成立手数料についても一定の減額を行っています。

また、全てのＡＤＲ手続きにおいて、担当弁護士が申立人（紛争解決手続の利用を申し込まれた方）の言い分を聞き、申立書を代わりに作成する「申立サポート制度」、同様に担当弁護士が相手方（紛争解決手続の相手方として申立人が申し込まれた方）の言い分を聞き、答弁書を代わりに作成する「応諾サポート制度」があり、皆様に利用しやすい制度となっています。

さらに、利用者の方の利便性に資するため、令和４年４月から、ＷＥＢ上の申込フォームから申込みができるようになりました。併せて、ＷＥＢ会議システム（ＺＯＯＭ）を利用した期日開催も可能になりました。

熊本のみなさまの笑顔を取り戻すため、様々なトラブルについて解決するようお手伝いをさせていただきたいと考えております。トラブルでお悩みの方は、当センターにお気軽にお問い合わせ下さい。

住所　〒860-0078　熊本県熊本市中央区京町1-13-11
ＴＥＬ　096-325-0913　　ＦＡＸ　096-325-0914
受付時間　月～金曜日　9:00～17:30（祝日を除く）
アクセス　バス停「裁判所前」より徒歩1分
ＵＲＬ　https://kumaben.or.jp/soudan/funsou.php

申立手数料　11,000円（税込）
■ 申立人のみ
□ その他具体的に→

期日手数料
□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→

成立手数料（税込）

100万円以下の部分	・・・	8%
100万円を超え300万円以下の部分	・・・	5%+3万円
300万円を超え3,000万円以下の部分	・・・	1%+15万円
3,000万円を超える部分	・・・	0.5%+30万円

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用　鑑定費用、交通費、その他の和解あっせんに要する実費

鹿児島県弁護士会紛争解決センター（2007.03.01）

鹿児島県弁護士会紛争解決センターは、平成１９年１０月1日から業務を開始しました。市民の身の回りに起こったトラブルについて何とか解決したい、裁判まではしたくないけれど専門家に入ってもらって解決したいといった市民の要望に応えるため当センターは設立されました。経験を積んだ弁護士が調停人となり当事者双方の言い分をよく聞いた上で、和解による円満な解決をはかります。事案によっては建築士、施工業者、税理士等の専門家も協力します。

審理期日は３回程度で、３ヶ月以内の解決を目指します。申立をご希望される方は、まず、弁護士による法律相談をお受けください。

なお、人身事故を中心とした交通事故に関しては、当センターとは別の組織として、日弁連交通事故相談センター鹿児島県支部があります。経験を積んだ弁護士が相談・示談あっせん等を行っています（交通事故相談センターは原則、無料です）。

住所　〒892-0815　鹿児島県鹿児島市易居町２番３号
ＴＥＬ　099-226-3765　ＦＡＸ　099-223-7315
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）（祝日を除く）
アクセス　鹿児島中央駅より「天文館・鹿児島駅方面」のバスに乗車し、市役所駅前バス停下車　徒歩２分
ＵＲＬ　https://www.kben.jp/

申立手数料　22,000円（税込）
■ 申立人のみ
□ その他具体的に→

期日手数料
□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→

成立手数料
100万円までの場合　・・・　8%（５万円が下限）
100万円を超え300万円までの場合　・・・　３万円+５%
300万円を超え3,000万円までの場合　・・・　15万円+1%
3,000万円を超える場合　・・・　30万円+0.5%

算出のベース　□ 紛争額　■ 解決額
■ その他具体的に→原則として、当事者双方折半。

その他必要な費用　調査手数料として実費が発生する場合があります。

沖縄弁護士会紛争解決センター（2011.4.1）

沖縄弁護士会紛争解決センターは平成23年12月に運用を開始しました。15年程度以上の豊富な経験を有する弁護士があっせん委員となって、申立人・相手方の両当事者から話しを十分にうかがい、紛争解決に向けたお手伝いを行います。申立を受け付けると、速やかに相手方に対して、あっせんに参加するよう積極的に働きかけを行い、ご希望があれば、夜間、休日に期日を設定するなど、利用者の皆さんが使いやすいような運用を心がけています。

なお、当センターに申立てを行う際には、弁護士が代理人となるか、弁護士による法律相談を受けて頂き、紹介状を書いてもらう必要があります。これは、裁判による解決が相応しい事案か、話し合いによる解決が相応しい事案かを検討するためのものです。当センターの利用をお考えの場合は法律相談の際にお気軽にお尋ねください。

住所　〒900-0014　沖縄県那覇市松尾2丁目2番26-6号
ＴＥＬ　098-865-3737　　ＦＡＸ　098-865-3636
受付時間　月～金：9：30～12：00　13：00～17：00（祝日を除く）
アクセス
ＵＲＬ　https://www.okiben.org/

申立手数料　11,000円（税込）
■ 申立人のみ
□ その他具体的に→

期日手数料
□ 申立人のみ　□ 申立人・相手方　■ 不要
□ その他具体的に→

成立手数料（税込）　和解が成立した場合は、経済的利益の額に応じて以下の成立手数料を負担頂きます。

100万円以下の場合	・・・ 8.8%
100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5.5%＋33,000円
300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・ 1.1%＋165,000円
3,000万円を超える場合	・・・ 0.55%＋330,000万円

※消費税込みの金額です。

算出のベース　■ 紛争額　□ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用

「仲裁 ADR 統計年報（全国版）」2021 年度（令和 3 年度）版

発行日　2022 年 9 月
編集・発行　日本弁護士連合会　ADR（裁判外紛争解決機関）センター

事務局　〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 3 号弁護士会館 15 階
日本弁護士連合会 業務部業務第一課
TEL 03-3580-9841（代）